

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-01	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	身体障害者手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	千葉
				内線	2687		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 27年度 <input type="radio"/> 26年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 25年度		根拠	身体障害者福祉法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度		法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	身体障害者福祉法で定められた障がいの認定をされた者に身体障害者手帳の交付をする。身体障がい者に対して、相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要であり、福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	身体障害者福祉法別表に掲げる障がいがあると認められた者 ・平成27年4月30日現在数：7,035人（18歳未満含） 肢体不自由：3,705人、視覚障がい：520人、聴覚・言語機能障がい：584人、内部障がい：2,226人						
内容	【身体障害者手帳区分】 ①肢体不自由（1～6級）②視覚障がい（1～6級）③聴覚（2～4級、6級）又は平衡機能障がい（3、5級）④音声機能、言語機能又はしゃく機能障がい（3～4級）⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、又は小腸機能障がい（1、3～4級）⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（1～4級）⑦肝臓機能障がい（1～4級） 【手帳取得目的】 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定められた範囲の障害程度に該当すると認定された方に交付されるもので、障害者の自立と社会参加を促進する、福祉サービスを受けるために必要とされる。 【手帳交付事務の流れ】 身体に障害のある方は、身体障害者福祉法第15条指定医師の診断を受け、障害者福祉課を経由して、都知事に身体障害者手帳の交付申請を行う。診断書の提出を受けた東京都知事は障害程度を審査した結果、該当すると認めるときは申請者に手帳を交付する。障害の程度に変化があったり、別の障害が加わった場合などは、上記と同様手続きで再交付（更新）申請をすることができる。						
経過	憲法第13条（個人の尊厳）第14条（法の下での平等）及び第25条（国民の生存権、国の社会保障義務等に由来する。 昭和24年 公布（施行は昭和25年4月1日） 昭和59年 「ぼうこう又は直腸機能障がい」が定められる。 昭和61年 「小腸の機能障がい」が追加 平成10年 1月 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい」が追加 平成14年 4月 障害再認定制度が実施された（1年・3年・5年：見直し期間） 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる。 平成22年 4月 「肝臓機能障がい」が追加 平成26年 4月 医療技術の進歩により、心臓機能障がい（ペースメーカー等を入れた方）、肢体不自由（人工関節等を入れた方）の認定基準が変わる。						
必要性	身体障害者福祉法に基づく事務						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		一般財源	3,665	5,813	6,947	6,893	6,747	5,909
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	交付件数（再交付含む）	798	852	802	863	929	806	850
	年度末手帳所持者数	7,615	7,261	7,392	7,664	7,847	7,018	7,200

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①							
②							
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、障がい者の高齢化・重度化が顕著となっているため、日常生活の支援が重要となっている。</li> <li>・手帳所持者で、65歳以上が全体の6割以上を占めており、高齢者の対応が必要となってきているので、介護保険制度との連携がさらに重要となっている。</li> <li>・障害者の定義に難病等が追加され、障害者手帳が取得できない場合でも対象疾病に該当すれば障害福祉サービス等を受給できることとなったが、障害者手帳に該当する状態となったときには、手帳制度について説明するなど医療機関との連携も必要となっている。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 法定事務

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	障がい者が高齢化・重度化となっているため、日常生活の支援のために、高齢関係機関等その他関係機関との連携を図っていく。	ケースワーカーが地域ケア会議に参加し意見交換した。	保健所との連携について検討していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-02	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	愛の手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	田崎
				内線	2686		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 42年度		根拠	療育手帳制度要綱、東京都愛の手帳交付要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	知的障がい者に一貫した相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要な愛の手帳を交付し、福祉の増進を図ることを目的としている。（法律ではなく、要綱で定められる。）国要綱では、「療育手帳」であるが、東京都では、「愛の手帳」という名称を用いている。						
対象者等	児童相談所及び東京都心身障害者福祉センター（更生相談所）において知的障がい者と判定した者 ・平成27年4月30日現在：1,333人（18歳未満含） 1度：55人 2度：278人 3度：330人 4度：670人						
内容	<p>【手帳区分】知的障がいの程度によって1～4度まで定められており、3歳、6歳、12歳、18歳の各時点で再判定を受ける必要がある。（1度：最重度 2度：重度 3度：中度 4度：軽度）</p> <p>【手帳取得目的】手帳は、知的障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①交付申請は本人又は保護者が、直接、東京都へ行う。 （18歳未満は、北児童相談所へ、18歳以上は、東京都心身障害者福祉センターへ申請する）</li> <li>②北児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターは、面接検査を行い、障害程度を判定する。</li> <li>③区は、交付状況について、東京都知事から連絡を受ける。</li> <li>④区は、本人及び保護者へ来庁依頼の通知文を送付し、各種サービスの手続きをする。</li> </ol>						
経過	昭和42年 4月 「愛の手帳」交付開始（東京都） 昭和48年10月 「療育手帳」交付開始（国） 平成20年 4月 手帳取得判定のための巡回相談を開始 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる						
必要性	東京都「愛の手帳」交付要綱及び療育手帳制度要綱に基づく事務						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	予算額	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		①決算額（27年度は見込み）	0	0	0	0	0	0
②人件費等	3,258	4,360	5,081	4,957	4,719	4,088		
③減価償却費		1,453	1,866	1,936	2,028	1,821		
【事務分担当】（%）	40	50	60	60	60	56		
合計（①+②+③）	3,258	5,813	6,947	6,893	6,747	5,909	0	
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源	3,258	5,813	6,947	6,893	6,747	5,909	0	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	交付件数	81	32	45	43	52	45	49
	年度末手帳所持者数	957	952	1178	1218	1299	1333	1382

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①							
②							
③	—						—

（問題点・課題分析）	—
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議 会 （要 質 問 状）	
------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-03	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	精神障害者保健福祉手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	鈴木
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 7年度		根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	一定の精神障がいの状態にあるものに対し、各種福祉サービスの提供に必要な精神障害者保健福祉手帳を交付し、精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加を図る。						
対象者等	精神障がいの疾患を有する者のうち、長期にわたって日常生活又は社会生活への制約がある者（知的障がい者は除く）。平成27年3月末日現在の手帳所持者数：1648人（うち、1級：122人 2級：801人 3級：725人）※参考：自立支援医療制度利用者3,004人						
内容	<p>【手帳区分】 障がいの程度によって1級～3級に区分される。有効期間は2年（更新可）。</p> <p>【手帳取得目的】 日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。税の減免や、都営交通の無料乗車証、生保受給者への加算措置、NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象）が受けられる。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①申請書及び変更届の受理及び書類審査、処理簿記載</li> <li>②東京都へ申請書類を送付し、都は審査後、手帳発行し区へ送付する</li> <li>③処理簿記載・点検後、手帳を申請者へ渡す</li> </ol> <p>※申請から交付まで、概ね2～3ヶ月を要する</p>						
経過	<p>平成12年 4月 保健所より手帳交付事務が障害者福祉課に移管</p> <p>平成18年10月 申請書類に顔写真の提出が義務付けられる</p> <p>平成20年 4月 都営交通無料バス（有効期間2年）が無料交付</p> <p>平成20年10月 NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象）</p> <p>平成22年3月 身体障害者手帳及び愛の手帳と同様の様式に改正</p> <p>平成23年4月 自立支援医療受給者証と精神障害者福祉手帳の有効期間終了日を合わせられる</p>						
必要性	精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく事務である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員) 経由事務のため、予算措置なし。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	予算額	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		①決算額（27年度は見込み）	0	0	0	0	0	0
②人件費等	5,704	3,384	2,541	929	333	773		
③減価償却費		2,905	933	710	135	325		
【事務分担当】（%）	210	100	30	22	4	10		
合計（①+②+③）	5,704	6,289	3,474	1,639	468	1,098	0	
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源	5,704	6,289	3,474	1,639	468	1,098	0	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	手帳所持者数(3月31日現在)	1,016	1,139	1,273	1,371	1,523	1,648	1,700

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	所持者数の割合（％）	51	56	60	62	64	精神保健福祉手帳の所持者数 ／自立支援医療利用者数
②							
③	－						－

問題点・課題 （指標分析）	手帳更新後、等級に変更がある場合、病状が改善して等級が下がった場合の本人の認識が無く、手帳交付時の説明に苦慮している。							
	他区の実況	（実施 22 区 法定事務	未実施 0 区	不明 0 区）				

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	精神疾病での障害年金を受給しているか確認し、診断書が不要でも申請可能となることによって、軽減をはかる。	新規申請での診断書受け取りに来た場合は、精神疾患での年金受給しているか確認している	期限切れ後、3ヵ月間は更新手続きが可能であるので来庁した場合は注意したい
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会（要旨） 状況	
--------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-04	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	自立支援医療（精神通院）制度等	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	鈴木
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）							2688
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 40年度		根拠法令等	障害者総合支援法第52条、第53条			
終期設定	○有 ●無 年度						
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	自立支援医療制度（精神通院）は、精神障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、費用の100分の90に相当する額を給付し、福祉の増進を目的とする。所得に応じて、月あたり負担額の上限を設定する。 小児精神医療は、入院医療費を軽減し、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与する。						
対象者等	1 自立支援医療：精神疾患を理由として通院している者で東京都が認めた者 2 小児精神医療：精神病室での入院治療を必要とする18歳未満の者（食事療養費のみ自己負担、承認期間1年）						
内容	自立支援医療：承認されると、個人負担は1割となる。承認期間は1年間。所得に応じて5段階の自己負担上限額の設定（負担上限月額0円～20,000円）。住民税非課税者は、区国保医療費助成か都医療費助成の適用で個人負担はなし。 1 申請から承認の流れ ① 申請書を受取り、書類審査・処理簿記載の上東京都へ送付。 ② 国民健康保険加入者の低所得1及び低所得2の者は、国保受給者証申請の手続き。 ③ 東京都から返送された認定結果と受給者証を申請書と照合、処理簿記載、申請者へ送付。 ④ 障害者福祉課から認定結果を国保年金課へ連絡、国保年金課は国保受給者証を交付。 2 申請者は、申請書に記載した医療機関、薬局等に通院する。 3 申請日から受給者証が申請者本人へ届くまでに、2～3ヶ月を要する。						
経過	平成12年4月 通院医療費公費負担制度（精神保健福祉法第32条）が保健所から事務移管される。2年に1度の更新。ランク付けなし。交付される患者票は医療機関・薬局で保管。 平成12年9月 国に準じ5%の自己負担を導入（生保・国保を除く） 平成15年4月 国保加入者についても自己負担を導入。同年小児精神の承認期間が6ヶ月から1年に変更。 平成18年4月 通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に移行。 平成22年4月 平成22年度以降の有効期間の更新申請時、診断書の提出が2年に1度に変更。 平成24年4月 荒川区住民税課税・非課税者に対して、住民税証明書の替りに職権確認による受付開始 平成25年4月 根拠法令改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法）						
必要性	精神障がい者は継続的通院が必要である一方、就労継続が困難なことが多く、収入の確保が難しい。そのため、経済的負担の軽減により医療の確保が必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員) 経由事務のため、予算措置無し。但し、小児精神と東京都医療助成に関する受理事務交付金あり。 交付金 (1件236円×229件)+(1件471円×2件) = 54,986円						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	国	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		都						
特定財源	精神病等医療費助成事務費補助金	36	38	50	56	64	54	40
一般財源		3,835	10,888	3,424	4,555	4,147	5,435	-40
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	自立支援医療申請受理件数	3,155	3,217	4,030	4,069	4,354	4,581	4,700
	自立支援医療受給者数	2,240	2,238	2,449	2,676	2,690	3,004	3,100

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	受理件数（新規・再開・更新・変更届）	4,069	4,354	4,581	4,700	4,900	—
②	受給者数（年度末現在）	2,676	2,690	3,004	3,100	3,200	—
③	—						—

（問題点・課題分析）	住民税が変更になった場合、上限額が減額になる場合があるので確認し申請者の負担・軽減をはかる。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 経由事務（法定事務）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	精神保健福祉手帳所持者については、同時申請が可能となるよう認定期間を短縮し、申請者の負担・軽減をはかる。	精神障害者手帳所持者には、処理簿等確認により認定期間短縮により、同時申請可能になるよう指導をした。	住民税が変更になった場合、上限額が減額になる場合があるので確認し申請者の負担・軽減をはかる。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議 会 （ 要 旨 ） 問 状	
--------------------------------------	--



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-05	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事
事務事業名	難病医療費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名
		担当者名	鈴木	内線
				2688
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）				
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成 47年度		根拠	東京都難病患者等に係る医療費の助成に関する規則
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援	
目的	難病は原因不明で治療方法が確立していない慢性疾患であり、長期の療養を要するため、患者及び家族に多額の医療費負担がかかる。この経済的負担を軽減することにより医療を確保するとともに、治療研究を進めることを目的とする。			
対象者等	区内居住者で、東京都から指定難病患者として認定された者。 平成27年3月末日現在 認定者数2,243名（65歳以上 1,088名）			
内容	<p>国指定：306疾病、都指定：15疾病 合計：321疾病</p> <p>〔助成内容〕</p> <p>難病治療にかかる医療保険又は介護保険の給付を受ける場合に、医療保険（介護保険）の自己負担（2割）のうち、保険加入者の住民税所得割額に応じた自己負担上限額を差し引いた金額を助成する。 自己負担上限額…（生活保護）0円～上位所得（住民税25.1万円以上）30,000円 ※国指定疾病のみ生活保護対象</p> <p>〔申請手続き〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>申請受付 ①申請書類等を受取り、東京都へ進達する。②区が受理してから約2ヶ月後に、都から患者本人へ直接医療受給者証又は都医療券が送付される。③年1回更新手続きする。</li> <li>申請者は、医療受給者証又は都医療券を医療機関に提示して受診する。</li> <li>関連事業：在宅難病患者医療機器貸与事業、在宅難病患者緊急一時入院事業</li> </ol>			
経過	<p>平成20年 4月 B型・C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。</p> <p>平成21年12月 国11疾病追加（都4疾病を包含）</p> <p>平成23年12月 C型肝炎のテラプレビル3剤併用療法開始</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となり、障害福祉サービス等の対象が、難治性疾患克服研究事業の130疾病まで拡大。</p> <p>平成26年 C型肝炎のインターフェロンフリー（飲み薬）とパニプレビル3剤併用療法助成開始</p> <p>平成26年5月 難病法・改正児童福祉法が成立</p> <p>平成27年1月 難病法・改正児童福祉法（平成27年1月1日施行） 1月から国疾病指定が110疾病となり、7月より国疾病指定が306疾病として医療費助成開始</p>			
必要性	難病に係る医療費は高額になるため、その一部を助成し経済的負担を軽減、医療を確保する必要がある。			
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>經由事務のため予算措置無し。難病医療費助成について東京都から受理事務手数料あり。 交付金（1件236円×1,229件）＋（1件708円×1,861件）＝1,607,632円</p>			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		0	0	0	0	0	0	0
①決算額（27年度は見込み）		0	0	0	0	0	0	0	
②人件費等		2,037	5,424	3,388	10,435	8,733	12,508		
③減価償却費			2,992	1,244	4,163	3,549	5,364		
【事務分担量】（%）		60	103	40	129	105	165		
合計（①＋②＋③）		2,037	8,416	4,632	14,598	12,282	17,872	0	
特定財源	国								
	都	特殊疾病等事務費補助金（難病手数料）	472	657	564	632	639	1,607	550
	その他								
一般財源		1,565	7,759	4,068	13,966	11,643	16,265	-550	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	難病認定者（人数）	1,718	1,785	1,852	1,913	2,022	2,243	2,400	
	申請（件数）	1,805	2,088	2,083	2,086	2,210	2,508	2,600	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 難病認定者（人数）	1,913	2,022	2,243	2,400	2,500	—
	② 申請（件数）	2,086	2,210	2,508	2,600	2,700	—
	③ —						—

（問題点・課題 分析）	難病医療費制度改正により平成27年7月からの医療費助成受付が、国指定難病疾病が306疾病に拡大となり、更新手続も一斉更新から個別の更新になるため注視していく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 他区の実 施状況 經由事務

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	追加疾病の動向を注視していく。	27年1月から、国疾病が110に変更となったが、特に問題はなかった	一斉更新から個別の更新となったため、混乱が起きないように対応する
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	継続	対象疾病が拡大されたため、円滑な事務運営に努める。

況議 （会 要 質 問 状 ）	
-----------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-06	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	都営交通無料乗車券等の発行事務	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	並木
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 39年度		根拠	身体障害者等に対する電車乗合自動車、地下高速電車無料乗車券発行規則等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	交通手段の利用料金を無料、あるいは半額にすることにより、障がい者の社会参加を促し生活圏の拡大を図る。						
対象者等	【都営交通無料乗車券】 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者 【民営バス運賃割引証】 身体障害者手帳所持者（第1種）・愛の手帳所持者（手帳交付時に発行） 【有料道路通行料金割引】 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者（介護運転の場合は第1種）						
内容	【都営交通無料乗車券】 主体：東京都 窓口：障害者福祉課 利用方法：無料乗車券の提示（磁気カードは自動改札）により本人の運賃が無料となる。（第1種の者は手帳を提示することにより介護者1人が半額）有効期間は3年。※精神障害者保健福祉手帳所持者は各定期券発売所で申請する。 【民営バス運賃割引証】 主体：東京都 窓口：障害者福祉課 利用方法：割引証を提示することで介護者も半額割引を受けることができる。（障がい者本人については、手帳の提示で半額となる。） 【有料道路通行料金割引の証明】 主体：東日本高速道路株式会社、首都高速道路、中日本高速道路株式会社、西日本株式会社および阪神高速道路株式会社 窓口：障害者福祉課 利用方法：手帳（証明印）を提示することにより全有料道路5割引きとなる。						
経過	平成12年10月13日 精神障害者都営交通乗車証の発行を開始。 平成15年12月 1日 有料道路通行割引事業の割引券を廃止。手帳の証明印の提示のみで通行割引が受けられるようになり、また、ETCカード利用が可能となった。 平成18年度 都営交通無料乗車券が順次磁気カードに切り替わり、顔写真は不要となる。 平成21年9月30日 更新時以降、有効期限を順次、交付対象者の誕生日末に変更する。 平成21年11月1日～ 磁気式の無料乗車券をICカード式に変更可能となる。 平成24年9月14日 一斉更新において、有効期限の誕生日末への移行が完了となる。						
必要性	障がい者の社会参加を促し、生活圏の拡大を継続していくために必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 乗車券の発行事務。 都営交通無料乗車券のみ交通局から発行手数料あり（発行1枚につき50円、窓口1ヶ所につき5,000円）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国	都	その他	一般財源	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					特定財源						
予算額					0	0	0	0	0	0	0
①決算額（27年度は見込み）					0	0	0	0	0	0	0
②人件費等					245	872	847	1,652	1,248	1,159	
③減価償却費						291	311	645	507	488	
【事務分担量】（%）					10	10	10	20	15	15	
合計（①+②+③）					245	1,163	1,158	2,297	1,755	1,647	0
特定財源											
国											
都					97	98	85	122	86	81	86
その他											
一般財源					148	1,065	1,073	2,175	1,669	1,566	-86
実績の推移											
事項名					21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
無料乗車券交付件数					1,881	1,832	1,612	2,347	1,622	1,537	1,600
有料道路割引取扱件数					547	433	516	508	531	497	520

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	無料乗車券交付数	2,347	1,622	1,537	1,600	1,650	—
②	有料道路割引取扱件数	508	531	497	520	570	—
③	民営バス運賃割引証交付数	46	40	43	45	47	—

（問題点・課題分析）	—
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 東京都の経由事務

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--



予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	自立支援給付費	1,286,324	扶助費	自立支援給付費	1,387,510	扶助費	自立支援給付費	1,587,027

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	療養機関入所者数（人数）	21	21	21	21	21	※24年度以降、18歳以上の旧障害児施設入所者を含む
②	施設入所者数（人数）	144	154	153	155	156	※24年度以降、18歳以上の旧障害児施設入所者を含む
③	施設通所者数（人数）	469	490	539	592	651	※24年4月から作業所ボンエルフ含む

（問題点・課題分析）	-						
	他区の実況	（実施 22 区 法定事業	未実施 0 区	不明 0 区			

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議 会 要 質 問 状	
-------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-08	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	ホームヘルプサービス費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	木下
				内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-02	ホームヘルプ事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 40年度		根拠	障害者総合支援法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	常時介護を必要とする心身障がい者（児）にホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助などの日常生活を営むにあたって必要なサービスを行うことで、心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支援し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にする。						
対象者等	日常生活を営むことに支障のある心身障がい者（児）。ただし、介護保険対象者は介護保険制度が優先。介護保険制度によるサービスで補えない重度（1級）の者については、上乗せの対象とする。						
内容	<p>【支援の種類（介護給付）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護（障害支援区分1以上）・・・自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う（身体介護・家事援助・通院介助・通院等乗降介助）</li> <li>・重度訪問介護（障害支援区分4以上）・・・重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴等の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う</li> <li>・行動援護（障害支援区分3以上）・・・自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援を行う</li> <li>・同行援護（障害支援区分2以上）・・・視覚障がい等で移動に著しい困難を有する人に、外出時の移動の援護や必要な情報の提供を行う</li> </ul> <p>【利用者負担額】生活保護及び非課税世帯：0円、課税世帯：上限月額（37,200円、9,300円、4,600円）と総費用額の1割とを比較して低額な方</p>						
経過	<p>平成13年 4月 中・軽度の知的障がい者利用対象化</p> <p>平成15年 4月 支援費制度（居宅介護）開始（精神・難病を除く）</p> <p>平成18年 4月 障害者自立支援法施行（介護給付）</p> <p>平成18年10月 日常生活支援⇒重度訪問介護</p> <p>平成21年 4月 報酬改定</p> <p>平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる</p> <p>平成26年 4月 重度訪問介護の対象拡大（重度身体障がい者に加え重度知的障がい者、重度精神障がい者も対象となる）</p> <p>平成27年 4月 報酬改定</p>						
必要性	心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支援し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にするために必要である。						
実施方法	<p>（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>【支払】東京都国民健康保険団体連合会に支払事務を大部分委託している</p> <p>【サービス提供】都指定居宅介護事業者</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	356,630	391,034	527,961	539,804	565,829	593,369
①決算額（27年度は見込み）		356,629	384,940	432,361	519,246	518,006	515,443	585,984
②人件費等		7,167	9,592	6,473	3,853	561	4,326	
③減価償却費			3,196	2,799	1,614	338	1,821	
【事務負担量】（%）		88	110	90	50	10	56	
合計（①+②+③）		363,796	397,728	441,633	524,713	518,905	521,590	585,984
特定財源	国	110,387	193,034	209,311	223,930	228,296	230,905	260,177
	都	55,193	96,540	104,656	170,059	156,702	154,760	176,966
	その他	0	0	0	0	0		
一般財源		198,216	108,154	127,666	130,724	133,907	135,925	148,841
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	居宅介護 利用時間数	64,170.0	64,218.0	66,557.0	77,369.7	70,576.8	68,050.3	65,031.0
	重度訪問介護 利用時間数	58,808.0	67,461.0	70,954.5	87,845.5	82,265.5	82,017.0	84,324.0
	同行援護 利用時間数	-	-	1,714.0	23,954.0	26,449.0	25,502.0	25,548.0

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	518,006	扶助費	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	515,443	扶助費	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	585,984

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 居宅介護 利用実人数	372	371	360	354	400	—
	② 重度訪問介護 利用実人数	31	22	32	33	35	—
	③ 同行援護 利用実人数	70	77	81	87	90	—

問題点・課題 (指標分析)	管理者とサービス提供責任者の責務と義務、契約書・サービス内容等について、ホームヘルプ事業の理解、周知徹底をさらに図る必要がある。 また、請求業務についても事業所に対し適宜情報提供を図っていき、誤請求を減少していく必要がある。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	ホームヘルプ事業の適正で公平な運用を図るため、周知徹底と理解を深め、制度の活用により、障がい者の社会参加を促進する。	サービス提供事業所と適宜連絡を取り合い、制度の円滑な運用に努めた。	今後も継続してホームヘルプ事業の適正な運用を図り、障がい者の社会参加を促進する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	在宅生活を送るために重要な事業である。

議会 (要質問状)	11年三定 「介護保険導入後の障害者福祉課ヘルパーの取り扱いについて」
--------------	-------------------------------------





予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	国単価、都加算、家賃助成等	334,718	扶助費	国単価、都加算、家賃助成等	376,711	扶助費	国単価、都加算、家賃助成等	501,469

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	年間実施利用者（人数）	151	155	157	165	170	
②							
③							

（問題点・課題分析）	国の施策において、施設から地域生活への移行が今後の流れとなり、施設退所後の受け皿としてグループホームの需要が伸びている。						
他区の実況	（実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区）		法定事業

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	グループホームの運営を引き続き支援していく。	運営に関しての相談については、法令等に基づき適切に対応した。	グループホームの運営を引き続き支援していく。
②	法改正の内容を把握し、適切に対応するとともに、サービス事業者の請求事務をフォローアップしていく。	法改正の内容を把握し、適切な対応を行った。	サービス事業者の請求事務を引き続きフォローする。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	地域移行の場として必要性が高い。

況議会（要旨）	質問状
---------	-----



予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	介護給付費、都加算	103,800	扶助費	介護給付費、都加算	133,134	扶助費	介護給付費、都加算	131,621

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	利用者数（人）	98	107	115	125	135	
②	利用総日数（日）	5,528	8,417	10,899	11,200	11,500	
③							

（問題点・課題分析）	—							
	他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）						

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-11	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障害福祉サービス等相談支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀		
		担当者名	上野	内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-05	障害福祉サービス等相談支援事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成 25年度		根拠	障害者総合支援法、児童福祉法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	【計画相談支援】障害福祉サービス等利用申請時の「サービス等利用計画」の作成、利用決定後の連絡調整及びモニタリングに対し計画相談支援給付費を支給し、円滑なサービス利用を支援する。 【地域相談支援】施設入所者・入院者等の退所退院支援（地域移行支援）、移行者や単身障がい者との常時連絡体制確保（地域定着支援）に対し地域相談支援給付費を支給し、地域での生活を支援する。						
対象者等	【計画相談支援】障害福祉サービス及び地域相談支援、障害児通所支援を利用する全ての障がい者（児） 【地域相談支援】地域移行支援 施設や精神科病院を退所・退院し地域生活を希望する障がい者 地域定着支援 地域移行者や単身者等、常時の連絡体制を必要とする障がい者						
内容	【計画相談支援】福祉サービスの利用を希望する障がい者（セルフプラン希望者を除く）は、指定特定・指定障害児相談支援事業所で、生活環境やサービスの利用意向等を勘案して利用するサービスの種類や内容等を記載した「サービス等利用計画案」の作成をうけ、区にサービス利用の申請を行う。 ○サービス利用支援・障害児支援利用援助／新規・変更申請時、モニタリングの結果による計画変更時 ○継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助／モニタリングの結果、計画に変更がない場合 ※モニタリング…計画が利用者の現状に合っているかを定期的に確認するもの。 【地域相談支援】下記の支援を通じ、障がい者が施設や病院でなく地域で暮らせるよう支援する。 ○地域移行支援／施設入所者・精神科入院者が退院・退所し、地域での生活に移行するための相談や住居探しの手助け等の支援を行う。 ○地域定着支援／地域移行者や単身者等、障がい特性による緊急事態に備え常時の連絡体制を必要とする障がい者について、24時間連絡体制を確保し、緊急時の支援を行う。						
経過	平成24年 4月 障害者自立支援法改正（事業実施の経過措置は平成26年度末まで） 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる 地域生活支援センターアゼリアで特定相談支援・障害児相談支援事業開始 平成26年 4月 アクロスあらかわで特定相談支援・障害児相談支援事業開始 平成27年 3月 障害者福祉課で特定相談支援・障害児相談支援事業開始						
必要性	障がい者の安定した福祉サービス利用及び地域生活の推進のため、必要である。						
実施方法	（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【審査・決定】直営 【支払】東京都国民健康保険団体連合会						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	予算額	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		①決算額（27年度は見込み）					7,595	19,554
②人件費等					496	1,537	1,693	
③減価償却費					194	845	813	
【事務分担当】（%）					6	25	25	
合計（①+②+③）		0	0	0	690	2,530	3,738	17,703
特定財源	国					74	256	8,852
	都					37	128	4,425
	その他	0	0	0	0			
一般財源		0	0	0	690	2,419	3,354	4,426
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	サービス利用支援等件数					9	72	975
	地域移行支援件数						2	24
	地域定着支援件数							240

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	計画相談支援給付費	148	扶助費	計画相談支援給付費	1,232	扶助費	計画相談支援給付費	17,703

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	サービス利用支援等件数		9	72	975	1,233	—
②	地域移行支援件数			2	24	36	—
③	地域定着支援件数				240	252	—

（問題点・課題分析）	<p>〔計画相談支援〕セルフプランから計画相談への切り替えを計画的に進めていく必要がある。</p> <p>平成26年度に民間の指定特定相談支援事業所1事業所が開設され、今年度も2事業所が新たに指定申請予定であるが、障害者福祉課・アゼリア・アクロスを含む区内事業所のレベルアップ及び区内福祉サービス事業所等が当事業を開始しやすくするため、事業者連絡会（勉強会）の実施等、体制を整備する必要がある。</p> <p>〔地域相談支援〕平成26年度の支給決定者が1人目である。区内事業所も開設されたことから、地域移行支援・地域定着支援とも、対象者を見極めながら、可能な限り地域での生活を実現していく必要がある。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p> <p>法定事業</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	障害者福祉課・アゼリア・アクロスにおける計画作成実績が上がるよう体制を強化し、引き続き民間事業者に働きかけていく。	働きかけの結果、26年度中に民間1事業所（特定相談及び地域相談支援）が開設された。	事業者連絡会等、区内事業所との連携体制を整備し、従事者のレベルアップ及び更なる新規事業所の開設につなげていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の安定した福祉サービス利用及び地域生活の推進のため、重要な事業である。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-12	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい児通所支援給付費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	鎌田
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-01	障害児通所支援事業費	計画区分	○計画	●非計画		2683
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成	15年度	根拠法令等	児童福祉法、荒川区利用者負担に係る多子軽減措置に伴う指定通所支援費用支給要綱			
終期設定	○有 ●無	年度					
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者施設の整備・運営支援				
目的	障がい児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるようにする。また、近年においては、就学児の放課後および休業日の活動場所となっている。						
対象者等	療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる障がい児						
内容	<b>【実施内容】</b> 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 →日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。 <b>【利用方法】</b> 申請→支給決定→利用（サービス提供事業者と契約）→利用者負担額支払 <b>【利用者負担額】</b> 生活保護及び非課税世帯：0円 課税世帯：上限月額（税額により4,600円または37,200円）と総費用額の1割とを比較して低額な方。 兄弟が幼稚園在園等の場合は多子軽減あり（総費用額の5/100負担、3人目以降負担なし） ※荒川区立心身障害者福祉センター利用者は無料。他事業所は区制度による軽減策（3%負担）						
経過	平成15年 4月 支援費制度開始 平成18年 4月 障害者自立支援法により利用者負担改定（同10月に全面施行） 平成21年 4月 報酬改定 平成22年 4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が免除となる） 平成24年 4月 法改正により児童福祉法に移管し障害児通所支援となる 平成26年 4月 多子軽減措置開始 荒川区利用者負担に係る多子軽減措置に伴う指定通所支援費用支給要綱制定 平成27年 3月 重症心身障害児（者）通所支援事業運営費助成事業開始						
必要性	基本動作の習得による利用者の自立や社会参加の促進、介護者の負担軽減による日常生活の質の向上を図り、在宅生活の充実化のためにも必要である。						
実施方法	（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） <b>【決定・支払】</b> 直営 <b>【サービス提供】</b> 指定事業者が実施する						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	20,242	20,682	22,396	54,364	51,592	73,417
①決算額（27年度は見込み）		20,242	19,326	19,979	41,435	51,591	69,885	80,705
②人件費等		1,629	2,616	1,543	1,788	1,808	1,700	
③減価償却費			872	778	807	845	715	
【事務分担量】（%）		20	30	25	25	25	22	
合計（①+②+③）		21,871	22,814	22,300	44,030	54,244	72,300	80,705
特定財源	国 障害児施設措置費（給付費）等負担金	10,725	10,336	8,639	21,460	26,225	30,271	39,556
	都 障害児施設措置費（給付費）等負担金等	5,362	5,170	4,320	10,777	13,205	15,135	19,778
	その他 重症心身障害児（者）通所事業費						903	1,590
一般財源		5,784	7,308	9,341	11,793	14,814	25,991	19,781
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	利用人数	144	161	174	177	230	265	305
	利用回数	3,696	4,173	3,866	6,502	7,862	9,105	10,562
	心障センター（人）	141	155	154	135	186	204	264
	他施設（人）	4	6	20	42	44	61	85

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	障害児通所給付費・医療費	51,591	扶助費	障害児通所給付費・医療費	69,885	扶助費	障害児通所給付費・医療費	80,705

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	年間延べ利用回数	6,502	7,862	9,105	10,562	12,252	—
②	—						—
③	—						—

(問題点・課題分析)	—							
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) 法定事業							

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	多子軽減分の給付費の請求方法等について、該当する事業所に説明の上、請求漏れのないよう確認する。	多子軽減分の請求について漏れがないように事業所に説明し、支払を行った。	—
②	—	—	—
③	—	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議会(要旨)問状	
------------	--



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-13	戦略プラン	<input type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事
事務事業名	コミュニケーション支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	今井
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-01	コミュニケーション支援事業費					
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 27年度 <input type="checkbox"/> 26年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業	<input type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成		元年度	根拠	障害者総合支援法		
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		年度	法令等	荒川区コミュニケーション支援事業実施要綱		
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内		<input type="checkbox"/> 都基準内	<input type="checkbox"/> 区独自基準	計画区分	<input type="checkbox"/> 計画	<input checked="" type="checkbox"/> 非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	意思の疎通が困難な聴覚障がい者等に対し手話通訳者及び要約筆記者を派遣することで、日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図る。また、視覚障がい者及び重複者へのコミュニケーション手段として、対面音訳者派遣事業を展開する。						
対象者等	手話・要約筆記者派遣：聴覚障がい者及び言語機能障がい1・2級の者（所得制限なし） 対面音訳者派遣：視覚障がい者						
内容	<p>【①手話通訳者派遣】</p> <p>委託先（福）荒川区社会福祉協議会、（福）東京聴覚障害者福祉事業協会（手話通訳等派遣センター） 派遣回数 月10回まで（生命及び身体に関する場合はこの限りでない） 利用方法 事前に荒川区社会福祉協議会に登録し、必要時に荒川区社会福祉協議会に申し込む。</p> <p>【②要約筆記者派遣】</p> <p>委託先（福）東京聴覚障害者福祉事業協会 派遣回数 月10回まで（生命及び身体に関する場合はこの限りでない） 利用方法 事前に障害者福祉課に利用登録し、必要時に手話通訳等派遣センターに申し込む</p> <p>【③対面音訳者派遣（平成22年6月から派遣開始）】 派遣回数は月2回まで。事前に区に利用者登録をし、必要時に区に派遣申請する。 ※音訳者は、養成講座（基礎・応用各10回）を受講後、審査会を経て音訳者名簿に登録する。</p>						
経過	<p>平成12年 4月 手話通訳の報償基準を半日単位から1時間単位に見直した。</p> <p>平成12年 6月 社会福祉法の一部改正により、手話通訳派遣が、社会福祉法の対象事業となる。</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法の施行により、手話通訳派遣が地域生活支援事業の必須事業となる。</p> <p>平成19年度 都の手話通訳派遣事業廃止に伴い、都が契約していた通訳派遣センターと委託契約を締結。</p> <p>平成20年度 事業名変更（手話通訳派遣事業→コミュニケーション支援事業）、要約筆記派遣の開始。</p> <p>平成21年度 荒川社協の手話通訳者の単価等を変更。（通訳派遣センターと合わせるよう調整） 対面音訳者養成講座を実施（修了者9人）</p> <p>平成22年度 対面音訳者派遣開始</p> <p>平成25年度 障害者総合支援法の施行により、手話通訳派遣及び要約筆記者派遣が地域生活支援事業の必須事業となる。</p>						
必要性	日常生活の利便の向上と社会参加の促進に寄与し、福祉の増進を図るため、意思の疎通が困難な視覚・聴覚障がい者等に対し、手話通訳者等の派遣が必要である。						
実施方法	（一部委託）（直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員） 手話通訳者・要約筆記者派遣→委託 対面音訳者派遣→直営						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予算額		4,563	4,128	4,867	4,567	5,809	4,781	3,680
①決算額（27年度は見込み）		3,439	3,255	4,014	4,290	4,374	4,425	3,680
②人件費等		1,873	2,616	0	826	832	0	
③減価償却費			872	0	323	338	0	
【事務分担当】（%）		30	30	0	10	10	0	
合計（①+②+③）		5,312	6,743	4,014	5,439	5,544	4,425	3,680
特定財源	国	1,230	1,046	1,133	1,123	1,286	1,238	1,075
	都	615	523	566	594	643	619	538
	その他							
一般財源		3,467	5,174	2,315	3,722	3,615	2,568	2,067
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	派遣回数（手話通訳）	755	669	777	801	775	725	745
	派遣時間数（手話通訳）	1,337	1,202	1,479	1,506	1,505	1,371	1,464
	派遣回数（要約筆記）	60	36	71	59	67	115	115
	派遣回数（対面音訳）	-	8	56	48	42	10	81

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	対面音訳派遣等謝礼	97	報償費	対面音訳派遣等謝礼	50	報償費	対面音訳派遣等謝礼	156
役務費	対面音訳者保険料	7	役務費	対面音訳者保険料	7	役務費	対面音訳者保険料	7
委託料	手話通訳、要約筆記	4,270	委託料	手話通訳、要約筆記	4,369	委託料	手話通訳、要約筆記	3,517

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	実利用者数（手話通訳）	57	52	55	57	60	—
②	派遣回数（手話通訳）	801	775	725	745	842	—
③	派遣回数（要約筆記）	59	67	115	115	120	—

（問題点・課題分析）	<p>利用者の高齢化に伴い、通院や介護サービス利用等の回数が増減に反映される傾向がある。一方、良好な人間関係の保持に関する利用や子どもの教育に関する利用も漸増する傾向にある。聴覚・音声言語障がい者及び視覚障がい者の日常生活における利便性の向上・社会参加促進のため、あらゆる世代への周知が必要である。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	聴覚・音声言語障がい者及び視覚障がい者への、意思疎通支援事業の周知。	障がい者の集まるアクロス連合会まつり等の機会に、事業について周知活動をした結果、新規利用者の登録・利用に結びついた。	【事業全体】障がい者が集まる場等での周知活動。 【対面音訳】事業推進のため、利用者への聞き取りを行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	障がい者の社会参加を促進するために重要な事業である。

況議会（要質問状）	21年四定 「視覚障がい者への対面音訳者の派遣について」
-----------	------------------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-14	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	日常生活用具給付事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	川上	内線	2682	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-02	日常生活用具給付事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 44年度		根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者（児）日常生活用具給付等要綱等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	在宅の心身障がい者（児）及び難病患者に対し、各種の日常生活用具を給付することにより、障がい者及び難病患者本人の生活を容易にし自立を高めるとともに、介護する者を支援する。 また、ストーマ造設術受術者に対し、身体障害者手帳交付までの間、装具の購入費の一部を助成することにより、当該者の経済的負担を軽減し、社会復帰等の促進を図ることを目的とする。						
対象者等	区内に居住する重度の心身障がい者（児）及び難病患者で、給付種目により対象者は異なる。						
内容	<p>【給付種目】・障がい者（児）… 国基準6種目（53品目）</p> <p>①介護・訓練支援用具 … 特殊寝台（基準額：162,800円）等</p> <p>②自立生活支援用具 … 入浴補助用具（基準額：90,000円）等</p> <p>③在宅療養等支援用具 … ネプライザー（基準額：36,000円）等</p> <p>④情報・意思疎通支援用具… ポータブルレコーダー（基準額85,000円）等</p> <p>⑤排泄管理支援用具 … 蓄便袋（基準額：8,858円）等</p> <p>⑥住宅改修費 … 小規模住宅改修（基準額：200,000円）</p> <p>・難病患者 … 国基準（18品目） 動脈血中酸素飽和度測定器（基準額：157,500円）等</p> <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの日常生活用具の申請に基づき、給付対象品目の給付を行う。用具の給付については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 原則、総費用額又は基準額の1割負担。世帯の収入状況により負担上限額あり。</p>						
経過	<p>昭和44年 事業開始（給付品目・対象者は、国・都の改正に合わせて随時修正）</p> <p>平成16年 4月 品目ごとに耐用年数導入</p> <p>平成18年 1月 利用者負担改定（非課税世帯0円→1,100円）</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法施行により、地域生活支援事業に位置付け、品目を整理 補装具より移行…歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具 補装具へ移行…重度障害者用意思伝達装置 ※ストマ用装具 … 対象者190人、件数733件 影響額6,110,488円（H18実績）</p> <p>平成20年 4月 品目追加（視覚障害者用パソコン支援ソフト、パソコン入力支援用具）</p> <p>平成22年 4月 利用者負担改定（非課税世帯1,100円→0円）</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正 難病患者の日常生活用具が障害者総合支援法の対象となる</p> <p>平成27年 4月 品目内容及び利用者負担額基準の改定、手帳交付前のストーマ購入費助成事業開始</p>						
必要性	障害者総合支援法第77条に規定する地域生活支援事業の必須事業であり、障がい者の在宅生活や自立した生活に重要であり、介護者の負担軽減にも寄与する。						
実施方法	<p>（一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>【決定・支払】直営 【給付】業者委託</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	26,417	26,519	28,763	31,309	31,442	33,405
①決算額（27年度は見込み）		26,100	26,513	25,561	31,074	28,814	26,664	37,718
②人件費等		1,222	2,180	2,541	1,652	1,663	2,318	
③減価償却費			726	933	645	676	975	
【事務分担当量】（%）		15	25	30	20	20	30	
合計（①+②+③）		27,322	29,419	29,035	33,371	31,153	29,957	37,718
特定財源	国 障害者地域生活支援事業補助金	9,449	8,417	7,407	8,076	8,387	7,363	10,864
	都 障害者地域生活支援事業補助金	4,708	4,003	3,626	3,964	4,193	3,681	5,432
	その他							
一般財源		13,165	16,999	18,002	21,331	18,573	18,913	21,422
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	給付件数・児童（件）	59	67	43	52	46	25	46
	給付件数・成人（件）	2,489	2,341	2,344	2,797	2,568	2,592	2,782
	給付件数・難病（件）	2	4	2	4	2	1	2

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	児童分、成人分、難病分	28,814	扶助費	児童分、成人分、難病分	26,664	扶助費	児童分、成人分、難病分	37,718

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	給付件数・児童分（件）	52	46	25	46	52	一般及びストマ
②	給付件数・成人分（件）	2,797	2,568	2,592	2,782	2,980	一般及びストマ
③	給付件数・難病分（件）	4	2	1	2	8	—

（問題点・課題分析）	・今後も利用者のニーズや機器の進化等に合わせ、必要に応じた用具の種目や基準額について検討していく必要がある。							
	他区の実況	（実施 22 区 法定事業	未実施 0 区	不明 0 区				

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	用具の種目や基準額について、利用者のニーズや機器の進化、価格水準を踏まえ検討していく。	品目内容及び利用者負担額基準の改定、手帳交付前のストーマ購入費助成事業開始の検討を行い、27年4月より適用となった。	27年4月以降の改定内容について、利用者に適切な案内を行っていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	継続	現状の規模で実施する。

況議（要質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-15	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	移動支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	竹澤	内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-03	移動支援事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 61年度		根拠	障害者総合支援法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区障害者(児)移動支援支給事業実施要綱			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	障がい者及び障がい児が外出する際の移動を支援することにより、外出が困難な障がい者等の通院、通学、社会参加を促し、もって障がい者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。						
対象者等	①手帳所持者（身体障がいについては視覚障がい者及び1～3級の両上肢・両下肢機能障がい者等） ②自立支援医療（精神通院医療に限る）の対象となる者③区内の心身障がい学級、特別支援学級、学童クラブ、通所施設、特別支援学校等に在籍する障がい者等④その他区長が必要と認める者						
内容	<p>【実施内容】 障害者総合支援法の地域生活支援事業として実施。</p> <p>【荒川区独自施策】 通学の為の移動支援、介護施設等への移動支援を認める。利用者負担無し。</p> <p>【利用方法】 申請→決定→受給者証交付→事業者と契約・利用 (ただし、提供時間数を超過して利用した分については自己負担とする)</p> <p>※支援費制度（平成18年9月まで）においては、身体介護が必要な利用者はホームヘルプ（身体介護を伴う移動支援）利用をしていた。</p>						
経過	<p>昭和61年 4月 視覚障害者ガイドヘルプ事業開始</p> <p>平成14年10月 知的障害者ガイドヘルプ事業開始</p> <p>平成15年 4月 支援費制度居宅介護事業に移行</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法地域生活支援事業に移行</p> <p>平成23年10月 法改正により、重度視覚障がい者の移動支援が同行援護に移行</p>						
必要性	心身障がい者の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担軽減を図り、在宅生活の継続を可能とするため必要である。						
実施方法	<p>(一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員)</p> <p>【決定・支払】 直営</p> <p>【サービス提供】 移動支援事業者80社・荒川区社会福祉協議会</p>						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	170,032	225,107	340,191	249,865	263,579	301,451
①決算額(27年度は見込み)		170,032	210,855	241,945	229,242	262,758	288,158	330,116
②人件費等		1,915	1,116	4,235	2,690	3,743	4,249	
③減価償却費			1,162	1,555	1,484	1,521	1,788	
【事務分担当】(%)		55	40	50	46	45	55	
合計(①+②+③)		171,947	213,133	247,735	233,416	268,022	294,195	330,116
特定財源	国 障害者地域生活支援事業補助金	61,080	59,145	61,476	54,053	69,550	72,211	87,646
	都 障害者地域生活支援事業補助金等	31,965	29,572	33,084	29,780	38,111	36,106	47,949
	その他 移動支援費返還金			942	1,935	1,451	0	0
一般財源		78,902	124,416	152,233	147,648	158,910	185,878	194,521
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	移動支援利用時間数	72,649.5	85,104	93,173	78,319	85,279.5	93,554.5	102,909
	移動支援実利用者数	321	376	425	412	404	511	613

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	移動支援	262,758	扶助費	移動支援	288,158	扶助費	移動支援	330,116

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 移動支援提供時間数	78,319	85,279.5	93,545.5	102,909	113,199	—
	② 身体介護を伴う移動支援提供時間数	57,521.5	65,132.5	73,604.5	82,327	90,559	—
	③ 身体介護を伴わない移動支援提供時間数	20,797.5	20,147	19,941	20,582	22,640	—

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 法定事業

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新規事業者への案内や支給決定の際の説明を徹底する。	事業者との連携により、円滑な処理を行うことができた。	新規事業者及び担当者が変更になった場合は、案内や支給決定の際の説明を徹底する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	障がい者の社会参加を促進するために重要な事業である。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-16	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	日中一時支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	竹澤
				内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-04	日中一時支援事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	障害者総合支援法（国）、荒川区障がい者			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	（児）日中一時支援事業運営要綱等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者施設の整備・運営支援				
目的	【タイムケア事業】障がい児者の特別支援学校等下校後等の活動場所を確保し、見守りや日常生活訓練を行うことにより、日中監護する者のいない障がい者等や日常的に介護する家族の休息を図る。 【地域活動支援事業】障がい者や障がい児に創作的活動や生産活動の機会の提供を行うとともに、社会との交流促進の支援を行う。						
対象者等	【タイムケア事業】荒川区内在住の身体及び愛の手帳所持者。日中監護する者のいない障がい者等や、介護者のレスパイト、放課後や夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な障がい児。 【地域活動支援事業】身体障がい者、知的障がい者（現在利用者1名）						
内容	【タイムケア事業】 実施内容：利用対象者を預かり、社会生活に適應するため交流・創作的活動等の指導等を行う 併給関係：本事業実施時間中は、ホームヘルプ等の居宅支援サービスを利用できない 利用者負担：なし 実施場所：①おぐのあかり（特定非営利法人あふネット） ②生活クラブスニーカー（社会福祉法人荒川のぞみの会） ③障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所（平成27年4月1日現在1ヶ所） 【地域活動支援事業】 実施内容：身体障がい及び知的障がい者デイサービスの一部、日中活動の場として創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を支援する事業所に地域活動支援費を支給する。 利用者負担：なし 実施主体：障害者総合支援法に規定する地域活動支援センター						
経過	平成17年 8月	特定非営利活動法人あふネットより申し出					
	平成19年 4月	おぐのあかり事業開始					
	平成21年 4月	生活クラブスニーカー事業開始					
必要性	障害者総合支援法に規定される地域生活支援事業の選択事業であり、障がいのある児童の活動場所の確保のため必要である。						
実施方法	（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【利用者決定】直営 【事業者】（NPO）あふネット、（福）荒川のぞみの会、日中一時支援事業者、地域活動支援事業者						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	30,564	27,567	27,597	29,541	27,978	28,260
①決算額（27年度は見込み）		21,650	27,053	26,731	29,364	27,883	27,192	26,678
②人件費等		2,810	4,064	3,811	5,641	3,576	1,313	
③減価償却費			1,452	1,400	2,420	1,453	553	
【事務分担当量】（%）		45	50	45	75	43	17	
合計（①+②+③）		24,460	32,569	31,942	37,425	32,912	29,058	26,678
特定財源	国 障害者地域生活支援事業補助金	7,166	8,663	7,531	7,478	7,793	7,468	7,870
	都 障害者地域生活支援事業補助金	3,583	4,331	1,883	3,739	3,896	3,734	3,935
	その他							
一般財源		13,711	19,575	22,528	26,208	21,223	17,856	14,873
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	利用実人数（おぐのあかり）	20	20	18	20	22	25	25
	利用実人数（スニーカー）	28	39	43	43	40	41	41
	実利用者数（日中一時支援）	5	5	4	3	2	2	2
	実利用者数（地域活動支援）	1	1	0	1	1	1	1

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	おぐのあかり、スニーカー	26,333	委託料	おぐのあかり、スニーカー	26,420	委託料	おぐのあかり、スニーカー	26,420
扶助費	日中一時支援費、地域活動支援費	1,550	扶助費	日中一時支援費、地域活動支援費	773	扶助費	日中一時支援費	258

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	おぐのあかり 延利用者数（人）	2,013	2,249	2,642	2,642	2,642	—
②	スニーカー 延利用者数（人）	2,621	2,676	2,603	2,603	2,603	—
③							

（問題点・課題分析）	—
他区の実況	（実施 14 区 未実施 0 区 不明 8 区） 【指定管理】中央区、江戸川区（委託有）、【委託】港区、墨田区、品川区、目黒区（補助有）、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区（登録形態有）、練馬区、足立区（補助有）【補助】新宿区（協定有）、世田谷区、北区【協定】台東区【事業者登録】文京区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	障がい児等の日中活動の場を確保するために必要である。

況議会（要質問状）	
-----------	--



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-17	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	訪問入浴サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	塚原
				内線	414		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-05	訪問入浴サービス事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業 ●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 60年度			根拠	障害者総合支援法、荒川区心身障害者入浴サービス事業実施要綱等		
終期設定	○有 ●無 年度			法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	家庭において入浴困難な重度な心身障がい者に対し、入浴の機会を提供することにより、障がい者の健康の増進をはかり、もって心身障がい者福祉の向上に資することを目的とする。						
対象者等	下肢または体幹機能障がいに係わる障がい者が3級以上の身体障がい者および2度以上の知的障がい者で入浴することが困難な者。ただし、65歳以上及び40～64歳の特定疾患者については介護保険の対象とする。						
内容	①入浴サービスは、巡回入浴車を派遣し、浴槽を居宅に搬入したうえでサービスを行う。ただし、利用者の状態で実施できない場合に限り、施設での入浴サービスを実施する。（看護師、介助員計3名で対応） ②入浴サービスは、洗体、洗髪及び洗顔を行う。これらが実施できない場合は清拭で対応する。 ③入浴の実施回数は年間52回（原則週1回実施） ④利用者負担は入浴サービスについてはなし						
経過	昭和60年 4月 事業開始（実施回数年間16回） 昭和61年 4月 実施回数年18回に増 平成元年 4月 実施回数年24回に増 平成 4年 4月 支給対象拡大（身体下肢、体幹3級以上、知的2度以上）、実施回数年30回に増 平成 6年 4月 実施回数年36回に増 平成 8年 4月 感染症対策・理容サービス併用を追加する。 平成12年 4月 介護保険対象除外とし利用者負担導入する。 平成13年 4月 国・都の補助対象事業にするため荒川たんぼセンターに事業を移行する。 平成13年10月 あわせて施設入浴サービスを実施する。 平成18年 4月 実施回数年52回に増 平成19年 4月 地域生活支援事業となり、利用負担額を無料とする。						
必要性	家庭で入浴困難な障がい者が、地域生活する上で、入浴は欠かせない基本的な要素である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 指名一般競争入札による。 平成17年度からアースサポート株式会社に委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		5,577	4,984	6,120	6,603	6,471	5,791
①決算額（27年度は見込み）		3,974	4,594	5,859	5,683	4,743	3,863	5,880
②人件費等		1,222	872	847	826	832	773	
③減価償却費			291	311	323	338	325	
【事務負担量】（%）		15	10	10	10	10	10	
合計（①+②+③）		5,196	5,757	7,017	6,832	5,913	4,961	5,880
特定財源	国	1,451	1,431	1,654	1,489	1,395	1,081	1,734
	都	725	716	827	744	697	540	867
	その他							
一般財源		3,020	3,610	4,536	4,599	3,821	3,340	3,279
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	訪問入浴実施回数	425	522	630	611	510	443	450
	登録人数	10	16	16	17	16	11	12

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	入浴サービス委託料	4,743	委託料	入浴サービス委託料	3,863	委託料	入浴サービス委託料	5,880

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	延べ入浴利用回数	611	510	443	450	450	—
②	登録人数	17	16	11	12	12	—
③	—						—

（問題点・課題分析）	・訪問巡回入浴の契約者数は減少傾向にある。施設入浴を利用する方が増えていることが考えられる。今後は、訪問入浴と施設入浴とのメリット、デメリットを精査して、相互に利用しやすい方法を検討していく。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	他施設との情報共有と連携を図り、利用者一人ひとりに適したサービスの提供をしていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-18	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	手話講習会事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	今井	内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-06	手話講習会事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 61年度		根拠	荒川区手話講習会運営要領			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する者を養成し、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図る。						
対象者等	区内在住又は区内を日常活動の場とする者で、聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者。						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先 荒川区社会福祉協議会に委託し実施。</li> <li>・講師 聴覚障がい者団体及び手話サークルの協力を得て行っている。</li> <li>・受講者 区報等で公募する。</li> <li>・受講料 無料（ただしテキスト代は自己負担）</li> <li>・講習内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>初級コース（昼・夜） 30回（1回2時間） 定員各50名程度</li> <li>中級コース（昼・夜） 30回（1回2時間） 定員各30名程度</li> <li>上級コース（昼・夜） 30回（1回2時間） 定員各20名程度</li> <li>手話通訳奉仕員養成コース（夜） 20回（1回2時間） 定員各20名程度</li> </ul> </li> </ul>						
経過	<p>平成10年 4月 副読本を自己負担化。</p> <p>平成11年 4月 テキスト代自己負担化 回数増：上級手話講習会回数増（25回→30回）</p> <p>平成12年 4月 回数増：上級手話講習会回数増（30回→40回）（手話通訳者の育成を図る）</p> <p>平成16年 4月 手話通訳者の育成強化の為、講習コース設定及び内容を見直し、それぞれの講習目的を明確にした。</p> <p>平成20年 4月 手話通訳者の育成を促進するため手話講習会の種別、対象者を変更した。</p> <p>平成21年 4月 初級の謝礼単価を増額した。 （講師：6,000→11,500円、助手：3,000円→5,750円 ※中級と同額）</p> <p>平成24年 4月 養成コースを1クラスに統合した。（昼開講）</p> <p>平成25年 4月 養成コースを夜間開講とした。</p>						
必要性	聴覚障がい者の福祉の増進を図るために、手話奉仕活動に従事する者を養成することが必要である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【委託先】 荒川区社会福祉協議会						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	4,997	5,050	5,020	4,636	4,863	4,977
①決算額（27年度は見込み）		4,996	5,007	4,982	4,588	4,663	4,740	4,328
②人件費等		81	436	0	0		773	
③減価償却費			145	0	0		325	
【事務分担当】（%）		1	5	0	0		10	
合計（①+②+③）		5,077	5,588	4,982	4,588	4,663	5,838	4,328
特定財源	国 障害者地域生活支援事業補助金	1,825	1,560	1,404	1,202	1,371	1,326	1,277
	都 障害者地域生活支援事業補助金	912	780	702	601	685	663	639
	その他							
一般財源		2,340	3,248	2,876	2,785	2,607	3,849	2,412
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	初級受講者数	59	54	33	50	45	42	42
	中級受講者数	34	41	35	29	36	36	36
	上級受講者数	22	23	23	27	27	27	27
	通訳養成受講者数	8	8	5	3	4	4	4

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事業費・事務管理費	4,663	委託料	事業費・事務管理費	4,740	委託料	事業費・事務管理費	4,328

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 初級・中級コース修了者数	61	58	58	72	75	—
	② 上級・通訳養成コース修了者数	23	23	23	23	24	—
	③ 手話通訳者登録数	1	1	3	3	3	—

（問題点・課題 指標分析）	受講生の応募が定員に満たない状況が続いている。 今後、さらに受講生を増やし裾野を広げていくため、PR方法等について引き続き検討する必要がある。 養成コース修了後の通訳登録者は、平成24年度以降も1～2名で推移しており、通訳ができる人の数としては漸増しているが、家庭の事情等による登録通訳者の活動休止などにより、実際に活動できる通訳者の増加にはなかなかつながりにくい現状となっている。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	受講生を広く集めるためのPR活動について、委託先の荒川区社会福祉協議会と協力し、積極的に進める。	ポスター、チラシ等の区内各施設への掲示・配置。また、区報や社協情報紙「あらんてあ」への募集記事掲載等を行った。	ポスター、チラシ等を広く掲示・配置。区報や社協情報紙「あらんてあ」などへの募集記事掲載等を行う。
②	受講者の便宜を図るため、通訳養成コースは今年度も夜間開講とする。	受講生が出席しやすいよう、通訳養成コースの夜間開講を継続したところ、平均出席率は56.3%であった。	通訳養成コースの出席率の向上に向けた取り組みについて、委託先の荒川区社会福祉協議会と連絡調整する。
③	上級コース及び通訳養成コース修了者の手話通訳者登録をすすめていく。	26年度は上級コースからの登録者はなかったが、通訳養成コース修了者はすべて通訳者登録をした。	引き続き、上級コース及び通訳養成コース修了者の手話通訳者登録をすすめていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議会 (要質問状)	
---------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-19	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	自動車運転免許取得・改造助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	中村
				内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-07	自動車運転免許取得・改造助成事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 56年度		根拠	障害者総合支援法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	心身障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るとともに、重度身体障がい者が運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。						
対象者等	【免許助成】身体障害者手帳3級以上の者及び愛の手帳4度以上の者で次に該当する者。①区内に3か月以上居住し試験の受験資格を有し、試験に合格の者。前年所得額が40万以下の者 【改造助成】18歳以上の区内在住者で自ら所有・運転し車の一部を改造する必要がある者						
内容	<p>【運転免許助成】（対象経費）入所料、技能・学科教習費及び教材費に相当する経費                  （助成額）・実際に要した経費の2/3と限度額を比較し、少ない方を助成                  （前年本人所得税額により限度額設定）所得税非課税=164,800円、                  所得税42,000円以下=144,200円 所得税42,001円以上400,000円以内=123,600円                  ただし限定解除は20,600円（※限定解除：総重量等による限定を解除する場合。                  持ち込み車両の重量等の制限及び運転適性検査の際の制限の更新などにより免許証の限定を緩和する場合）</p> <p>【自動車改造費助成】                  （対象経費）自動車の操行装置及び駆動装置の改造に要する経費                  （助成額）助成限度133,900円（都基準額）（助成額と改造費用の差額は自己負担）</p>						
経過	【運転免許助成】平成14年6月 対象者に「愛の手帳4度以上の者（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難な者）」を追加した。						
必要性	心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大及び社会復帰の促進に寄与している。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 自動車運転免許の取得及び自動車改造に要する費用を助成する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	732	732	732	598	433	639
①決算額（27年度は見込み）		682	134	30	464	299	638	433
②人件費等		245	279	136	135	832	773	
③減価償却費			291	156	161	338	325	
【事務分担当】（%）		10	10	5	5	10	10	
合計（①+②+③）		927	704	322	760	1,469	1,736	433
特定財源	国 障害者地域生活支援事業補助金	249	42	9	121	87	178	127
	都 障害者地域生活支援事業補助金	125	21	4	61	43	89	64
	その他							
一般財源		553	641	309	578	1,339	1,469	242
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	教習費助成者数（新規免許）	2	0	0	2	1	4	1
	教習費助成者数（限定解除）	0	0	0	0	0	0	0
	自動車改造費助成者数	3	1	1	1	1	0	2

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	運転教習費、改造費助成	299	扶助費	運転教習費	638	扶助費	運転教習費、改造費助成	433

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	自動車運転教習助成者数	2	1	4	1	2	—
②	自動車改造費助成者数	1	1	0	2	2	—
③	—						—

（問題点・課題分析）	—
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 【運転教習費助成】旧都基準上乗せ実施 3 区（目黒・渋谷・江戸川）【自動車改造費助成】 3 区（中央・目黒・江戸川）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議（要旨）	—
-------	---

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-20	戦略プラン	<input type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事
事務事業名	障害福祉サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	鎌田
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-04-01	利用者負担軽減費	01-04-02	高額障害福祉サービス費			2683
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 27年度 <input type="checkbox"/> 26年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業	<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	18年度	根拠	障害者総合支援法、児童福祉法（国）			
終期設定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	21年度	法令等	利用者負担軽減事業運営要綱（区）			
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画	<input checked="" type="checkbox"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	障害者総合支援法及び児童福祉法で定められている利用者負担金について減免策を講じ、障害福祉サービス等の利用による家計への負担を軽減する。						
対象者等	障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する給付費の受給者 ※区独自軽減については在宅サービス対象						
内容	<p>【利用者負担軽減】（区制度、課税世帯対象） 在宅サービス（居宅介護系サービス、同行援護、短期入所、デイサービス、通所施設、児童通所）の利用者負担割合を10%から3%とする。</p> <p>【通所施設食費軽減】（区制度） 通所施設における食費負担を区立施設については半額とする。また、区外施設については事業者に対し補助あるいは本人に対し精算払いとする。</p> <p>【月額上限額の半額化】（区制度、恒久的措置） 国制度において、所得割による上限額軽減の適用を受けない利用者の月額上限額を半額とする。</p> <p>【高額障害福祉サービス費】（国制度、課税世帯対象） 同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合等、利用者負担上限額の合算が基準額を超えた部分を、高額障害福祉サービス費として支給する。</p>						
経過	<p>平成18年 4月 軽減事業開始</p> <p>平成19年 4月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/4になる。</p> <p>平成20年 7月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/8になる。</p> <p>平成21年 7月 【国制度】所得判定の基準が世帯から本人となる。</p> <p>平成22年 4月 【国制度】低所得1・2の上限月額が無料となる。合わせて都制度が終了。</p> <p>平成24年 4月 障害者自立支援法等改正（補装具が高額サービス費の対象となる）、報酬改定、児童福祉法の改正に伴い児童通所を対象サービスに追加</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる</p>						
必要性	非課税世帯（低所得1・2）の利用者負担は無料となったが、課税世帯については、まだ軽減の効果がある。障がい者が重度で多くの福祉サービスを必要とする障がい者ほど、利用者負担が多額となってしまうため、充実した障害福祉サービスの利用のためにも必要性は高い。						
実施方法	<p>（一部委託）（直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員）</p> <p>【資格決定】支給決定とあわせて審査し、決定する。</p> <p>【支払】事業所の代理請求・代理受領又は本人への精算払い。居宅介護系のみ国保連に支払委託。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	4,572	2,094	2,290	4,069	4,464	4,890
①決算額（27年度は見込み）		3,035	1,969	2,289	3,729	3,638	4,141	4,846
②人件費等		814	87	847	826	416	618	
③減価償却費			29	311	323	169	260	
【事務分担当】（%）		10	1	10	10	5	8	
合計（①+②+③）		3,849	2,085	3,447	4,878	4,223	5,019	4,846
特定財源	国				266	24	24	359
	都	312	0	0	133	12	12	180
	その他							
一般財源		3,537	2,085	3,447	4,479	4,187	4,983	4,307
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	利用者負担軽減対象者数（人）	166	186	221	242	263	324	398

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	利用者負担軽減等	3,638	負担金補助等	利用者負担軽減	4,141	負担金補助等	利用者負担軽減	4,127
						負担金補助等	高額障害福祉サービス費	719

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	利用者負担軽減対象者数（人）	242	263	324	398	490	障がい児通所含む
②	－						－
③	－						－

（問題点・課題分析）	－
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 各区独自の利用者負担軽減策として、①食費軽減、②利用者負担割合軽減、③サービス間での利用負担の合算化、④その他がある。 杉並区、練馬区、足立区は障害児通所給付に係る助成のみ

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	－	－	－
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	安定したサービス利用のために重要な事業である。

議会（要旨）	状況
--------	----





予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	介護人謝礼	945	報償費	介護人謝礼	945	報償費	介護人謝礼	945

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	利用実人数	1	1	1	1	1	-
②	-						-
③	-						-

（問題点・課題分析）	-
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） 実施区：足立・葛飾・江戸川・北・台東・墨田・江東・板橋・豊島・文京・千代田・中央・練馬・中野・新宿・渋谷・港・杉並・世田谷・品川・大田 金額加算：2区（北・練馬）、回数増：1区（練馬）、年齢引き下げ：2区（豊島・江戸川）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-22	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	留守番看護師派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	秋元
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-05-02	留守番看護師派遣事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 21年度		根拠	荒川区重症心身障がい児者留守番看護師派遣事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	在宅で、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に対し、留守番看護師を派遣することにより、健康の保持と安定した地域生活の確保、及び介護者の負担軽減を図る。						
対象者等	区内の住所を有する者で、次のすべての要件を満たす者 ①18歳未満の時点で愛の手帳（1,2度）を取得した者、身体障害者手帳（下肢又は体幹機能障害の1,2級）を取得した者、又はこれらと同等の障がい者を有する者 ②医療行為を要する者 ③在宅で生活している者						
内容	<p>【内 容】看護師が対象者の自宅を訪問して、医師の指示書に基づき、介護者に代わり看護及び医療行為を行う。</p> <p>【利用決定】申請書に基づき区で利用決定を行う。決定期間は1年間。</p> <p>【派遣回数】週1回（1～2人体制）</p> <p>【基本時間】1回あたり3時間以内（時間帯は午前9時～午後5時）</p> <p>【自己負担】無料</p> <p>【単価/回】〔正看護師〕26,600円 〔准看護師〕23,990円（介護保険を横引し正看護師の9割）</p> <p>【研修会】看護師のステップアップを図ることにより、本事業を安定的に実施するため、区内及び近隣区の訪問看護事業所と居宅介護事業所を対象に研修会を実施。</p> <p>【事業報告会】本事業に対する要望や課題を把握するため、訪問看護事業者、訪問介護事業者及び保護者を対象に講演会と意見交換を実施。</p>						
経過	<p>平成21年10月 留守番看護師派遣開始</p> <p>平成22年 4月 留守番看護師派遣事業者意見交換会開催</p> <p>平成23年 4月 派遣回数増（月2回→3回）</p> <p>平成26年 4月 派遣回数増（月3回→週1回）</p>						
必要性	短期入所ができる施設等が少ないこと等による主介護者の負担の軽減のため、必要性が高い。						
実施方法	（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区内及び近隣区の訪問看護事業所と委託契約を交わし、利用決定者の自宅に留守番看護師を派遣する						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		4,859	7,343	9,824	7,009	6,709	6,468	6,028
①決算額（27年度は見込み）		535	2,074	3,682	4,203	5,050	6,264	6,028	
②人件費等		407	1,482	1,270	2,478	1,808	2,079		
③減価償却費			494	467	968	845	975		
【事務分担当】（%）		5	17	15	30	25	30		
合計（①+②+③）		942	4,050	5,419	7,649	7,703	9,318	6,028	
特定財源の推移	国								
	都	障害者施策推進包括補助事業補助金	535	2,074	4,056	2,571	2,808	3,064	3,013
	その他								
一般財源		407	1,976	1,363	5,078	4,895	6,254	3,015	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	留守番看護師実利用者数（人数）	3	6	4	5	6	8	9	
	留守番看護師派遣日数（日数）	18	52	84	94	112	141	158	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	研修会等	71	報償費	研修会等	74	報償費	研修会等	73
需用費	お茶	2	需用費	お茶	2	需用費	お茶	2
役務費	指示書・意見書	91	役務費	指示書・意見書	110	役務費	指示書・意見書	132
委託料	留守番看護師	4,886	委託料	留守番看護師	6,078	委託料	留守番看護師	5,821

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	留守番看護師実利用者数（人数）	5	6	8	9	8	—
②	留守番看護師派遣日数（日数）	94	112	141	158	190	—
③	留守番看護師派遣人数（人数）	152	184	229	252	285	—

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護事業所と家族と連携をとり、緊急時の対応などについて対象者全員をマニュアル化して作成していく必要がある。</li> <li>・居宅介護事業所や訪問介護支援員との連携を図り、重症心身障がい児者とその家族がより安定した地域で生活が出来るように、研修会等を通し、事業についての理解を深める必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	緊急事態等の対応について、事業者連絡会等を通して、マニュアルを作成して配布する。	重症児が医療ケアを必要としながらも在宅で生活していく中、在宅での支援体制の強化を行った。	在宅で生活をして行く上で緊急対応に備えて、家族や訪問事業所と連携を図り、安全性を強化する。
②	居宅介護事業者や訪問介護支援員との連携を図り、重症心身障がい児者とその家族のより安定した地域生活確保に配慮する。	講演会と意見交換会行った結果、事例報告をもとに、チームを組んでより家族が安心でき、地域や在宅での支援体制の強化ができた。	実際に在宅医療を行っている医師の講演により、在宅支援の中での「医療」と「福祉」の繋がりについて理解を深めて行く。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	継続	現状の規模で実施する。

況議会 （要質問状）	
---------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-23	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	補装具費支給事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	荻原	内線	2682	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-06-01	補装具費支給事業費					
	01-06-02	中等度難聴児補聴器購入費助成事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 24年度		根拠	障害者総合支援法、荒川区補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	【補装具費】身体障がい者（児）及び難病患者等の失われた機能を補うため、その部位に応じた補装具の交付又は修理を決定したときに、その費用を支給し、障がい者の福祉の増進に寄与する。 【中等度難聴児補聴器購入費助成】身体障害者手帳の交付対象外の中等度難聴児に対してコミュニケーション能力の向上等を促進するため、補聴器購入費用を一部助成し、難聴児の健全な発達を支援する。						
対象者等	身体障害者手帳所持者、難病患者（障がいの部位により、交付対象は異なる） 中等度難聴児（補聴器）						
内容	<b>【補装具の種類】</b> ・視覚障がい者 … 盲人安全つえ、義眼、眼鏡 ・聴覚障がい者 … 補聴器 ・肢体不自由者 … 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等 ・難病患者 … 眼鏡、補聴器、リクライニング車椅子、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置 ・中等度難聴児 … 基準に規定する基本構造を満たす補聴器 <b>【支給方法】</b> 身体障がい者等からの申請に基づき、給付種目の給付にかかる費用を支給する。補装具の交付又は修理は業者が行う。本人の同意があった場合、業者による費用の代理請求・代理受領が可能。 <b>【利用者負担】</b> 原則1割負担。世帯の課税状況等により利用者負担上限額の設定あり。（中等度難聴児補聴器購入費助成については、補装具費の利用者負担基準に準じた負担となるよう購入費用を助成する。）						
経過	昭和24年 事業開始 平成15年 4月 自己負担金助成制度廃止 平成18年 4月 利用者負担改定（非課税世帯0円→1,100円） 平成18年10月 障害者自立支援法施行により、補装具費の支給制度に移行し品目整理を行った。 日常生活用具より移行…重度障害者用意思伝達装置 日常生活用具へ移行…歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具 平成22年 4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が無料となる） 平成24年 4月 法改正により高額障害福祉サービスの合算対象となる 平成25年 4月 法改正により難病患者を支給対象者に含める 平成25年 8月 中等度難聴児補聴器購入費の助成を開始（平成25年8月21日区要綱制定）						
必要性	障がいや難病・難聴より失われた機能を補うものとして補装具は必要であり、必要性は高い。						
実施方法	（一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【決定・支払】直営 【製作・修理】業者委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		39,764	35,995	37,955	44,532	53,756	51,031	58,201
①決算額（27年度は見込み）		39,262	35,200	37,164	44,221	50,954	38,510	58,201	
②人件費等		1,222	872	678	1,652	1,663	1,545		
③減価償却費			291	249	645	676	650		
【事務分担当】（%）		15	10	8	20	20	20		
合計（①+②+③）		40,484	36,363	38,091	46,518	53,293	40,705	58,201	
特定財源	国	障害者自立支援給付費国庫負担金	18,770	15,597	21,069	16,235	21,473	24,830	28,689
	都	障害者自立支援給付費都負担金等	9,386	7,799	10,535	8,118	11,081	12,522	14,756
	その他								
一般財源		12,328	12,967	6,487	22,165	20,739	3,353	14,756	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	交付（件数）	298	298	283	305	345	304	350	
	修理（件数）	144	220	191	179	215	222	315	
	中等度難聴児補聴器（件数）	—	—	—	—	4	1	10	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	補装具、中等度難聴児補聴器	50,954	扶助費	補装具	38,295	扶助費	補装具	57,379
			扶助費	中等度難聴児補聴器	216	扶助費	中等度難聴児補聴器	822

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	補装具交付（件数）	305	345	304	350	380	—
②	補装具修理（件数）	179	215	222	315	215	—
③	中等度難聴児補聴器（件数）		4	1	10	15	—

（問題点・課題分析）	補装具費支給事業については、法定事業であり今後も継続して実施していく必要がある。また、中等度難聴児補聴器購入費助成事業についても、難聴児のコミュニケーション能力の向上等を促進するため必要な事業である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 補装具：法定事業 中等度難聴児：実施 21 区 未実施 1 区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	利用者が必要な補装具等のサービスを受けることができるよう、案内や周知を行う。	利用者が必要な補装具等のサービスを受けることができるよう、案内や周知を行った。	引き続き、利用者が必要な補装具等のサービスを受けることができるよう、案内や周知を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-24	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	理美容サービス事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	岩崎	内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-07-01	理美容サービス事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 61年度		根拠	荒川区心身障害者理美容サービス事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	理容店、美容店で理容又は美容を受けることが困難な65歳未満の重度の心身障がい者に対し、理容師又は美容師を派遣して理容又は美容サービスを行うことにより、障がい者の保健福祉の向上を図り、もって福祉の増進に資することを目的としている。						
対象者等	区内在住で以下の手帳を所持し、寝たきりの65歳未満の者（所得制限なし） ①身体障害者手帳1・2級（但し下肢・体幹にかかる障がい） ②愛の手帳1・2度						
内容	<b>【利用方法】</b> 対象者の認定は区が行い、その都度（福）荒川区社会福祉協議会に連絡する。 <b>【実施内容】</b> 社会福祉協議会は以下の基準（認定月）で対象者に理美容券を交付し、使用分を理美容組合に支払う。 <交付枚数> 年間6枚、ただし6月以降は2月に1枚の割合で減ずる。 <b>【単価】</b> 5,000円 <b>【自己負担】</b> 理美容サービスを受けた者は料金の一部を業者に支払う。 （住民税が課税されている者→1,950円、住民税が非課税の者→970円）						
経過	平成11年4月 対象拡大：知的障がいに係る愛の手帳1・2度を持っている者を対象とした。 平成12年4月 自己負担金導入 平成13年4月 理容サービスに美容サービスを追加 平成26年4月 サービス単価を4,850円から5,000円に変更						
必要性	理美容店を訪れることが困難な、寝たきりの重度の心身障がい者が、その生活環境を、維持・向上させる上で必要である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） （福）荒川区社会福祉協議会に委託し実施						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	704	628	570	610	548	419
①決算額（27年度は見込み）		585	622	523	438	422	409	375
②人件費等		245	279	327	325	832	444	
③減価償却費			291	373	387	338	488	
【事務分担当】（%）		10	10	12	12	10	15	
合計（①+②+③）		830	1,192	1,223	1,150	1,592	1,341	375
特定財源	国							
	都							
一般財源	その他							
	一般財源	830	1,192	1,223	1,150	1,592	1,341	375
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	理美容券支給者数（人数）	30	31	32	29	23	25	25
	利用枚数（枚数）	174	137	114	118	86	85	90

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事務費・事務費・管理費	422	委託料	事務費・事務費・管理費	409	委託料	事務費・事務費・管理費	375

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	理美容券支給者数（人数）	29	23	25	25	30	—
②	利用枚数（枚数）	118	86	85	90	120	—
③							

（問題点・課題分析）	—
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議事（要旨）	
----------	--



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-25	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	寝具洗濯乾燥消毒事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	中村	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-07-02	寝具乾燥消毒事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 58年度		根拠	荒川区心身障害者寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	寝たきり状態等にある65歳未満の重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、健康の保持を図る。						
対象者等	区内在住、65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を所持し、常時寝たきり等で寝具の洗濯乾燥が困難な者。						
内容	<p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者は区に対し申請する。</li> <li>②区の審査・決定後、委託業者に対し委託通知書を送付する。</li> <li>③委託業者が利用者宅から1回につき寝具1組（敷布団2枚、掛布団2枚、毛布1枚、枕1個を限度）を回収し、自己負担分の費用を徴収する。（生活保護世帯0%負担、その他10%負担）</li> <li>④寝具の乾燥消毒等を行い、利用者宅へ返送する。</li> </ul> <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具乾燥消毒 … 年間11回</li> <li>・寝具水洗い … 年間1回</li> </ul>						
経過	<p>昭和59年4月 対象者拡大（身体障害者手帳2級所持者）</p> <p>平成4年4月 所得制限撤廃、丸洗いに替えて水洗いの実施</p> <p>平成12年4月 対象者の年齢制限、費用負担導入</p> <p>平成17年4月 自己負担割合3%の経過措置廃止</p>						
必要性	寝たきり状態にある重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行うことにより、健康の保持を図るために必要である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 業者委託にて実施						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	304	247	214	203	206	121
①決算額（27年度は見込み）		221	123	155	142	44	84	91
②人件費等		245	279	354	352	832	773	
③減価償却費			291	404	420	338	325	
【事務分担量】（%）		10	10	13	13	10	10	
合計（①+②+③）		466	693	913	914	1,214	1,182	91
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		466	693	913	914	1,214	1,182	91
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	利用実人数	7	4	4	3	3	3	3
	乾燥実施回数	85	43	55	54	40	34	34
	水洗実施回数	6	3	4	3	1	2	2

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	寝具乾燥消毒、寝具洗濯	44	委託料	寝具乾燥消毒、寝具洗濯	84	委託料	寝具乾燥消毒、寝具洗濯	91

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 登録者数	5	3	3	3	3	—
	② 実施回数（消毒乾燥）	54	40	34	34	34	—
	③ 実施回数（水洗い）	3	1	2	2	2	—

（問題点・課題分析）	—
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） 実施区：千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・葛飾・江戸川 未実施区：足立・品川・練馬

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-26	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	配食サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	新山
				内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-07-03	配食サービス事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 7年度		根拠	荒川区障害者配食サービス事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	在宅の重度の障がい者に対し、栄養バランスの取れた食事を提供し、障がい者の健康を食事面から支える。また、配達員が訪問することにより孤立化を防止し、重度障がい者の地域社会での自立生活を支援する。						
対象者等	区内に住所を有し、65歳未満のひとり暮らしの障がい者、65歳未満の障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳未満の障がい者のみの世帯であり、次の要件に該当する者。所得制限なし。 ①身体障害者手帳 上肢、体幹又は視覚障がい1～2級 ②栄養補給が十分ではない者						
内容	【回数】 週あたり1～7回 ※昼食のみ 【事務の流れ】 ①利用希望者より利用申請 ②区により審査・決定 ③配食業者に対し連絡 ④配食業者より決定者に対し配食						
経過	平成9年4月 対象拡大（65歳未満のひとり暮らし障がい者⇒障がい者と65歳以上の高齢者世帯、65歳未満の障がい者のみ世帯、ホームヘルパー派遣世帯） 回数増：週2回限度⇒週3回限度 平成12年4月 所得基準による自己負担額の区分を見直し、一律400円を徴収 平成14年4月 全地域を配食業者に委託（自己負担金は直接業者に支払） 平成16年4月 自己負担一律400円を廃止し、区が1食あたり350円を負担することとする 回数増：週3回限度⇒週5回限度 平成18年4月 回数増：週5回限度⇒週7回限度 平成25年4月 見守り料350円→250円（高齢者福祉課分の回数上限撤廃による規模増のため） 平成26年4月 見守り料250円→257円（消費税率5%から8%への変更のため）						
必要性	自ら調理することが困難な重度の障がい者の地域社会においての自立生活を支える。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【委託業務名】 障害者配食見守りサービス事業業務委託 【委託業務先】 北畔、(株)NRE大増、(株)ソアライフワイト、合同会社花よりだんご						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		535	406	553	501	563	382
①決算額（27年度は見込み）		364	406	481	477	192	213	324
②人件費等		81	436	847	826	832	386	
③減価償却費			145	311	323	338	163	
【事務分担当】（%）		1	5	5	10	10	5	
合計（①+②+③）		445	987	1,639	1,626	1,362	762	324
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
一般財源		445	987	1,639	1,626	1,362	762	324
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実利用者数	9	10	9	9	9	10	9
	食数	1,041	1,159	1,375	1,362	769	829	1,258

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	業者委託（単価契約）	192	委託料	業者委託（単価契約）	213	委託料	業者委託（単価契約）	324

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	実利用者数	9	9	10	9	9	—
②	食数	1,362	769	829	1,258	1,054	—
③							

（問題点・課題分析）	委託業者のサービス向上のため、利用者アンケートの内容を再考する必要がある。
	（実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区） 実施している区はすべて民間委託

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	利用者にアンケートを行い、その結果を基に委託業者に対し、食事内容等の助言・指導を行う。	利用者アンケートの結果を基に、委託業者に助言を行った。	委託業者のサービス向上のため、利用者アンケートの内容を再考する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議会（要質問状）	15年一定 「委託事業者及び調理方法等について」
-----------	--------------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-27	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	福祉電話事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	寺井・大塚	内線	2681	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-07-04	福祉電話事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 57年度		根拠	荒川区障害者（児）日常生活用具給付等要綱、			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区福祉電話料助成事業実施要綱			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	聴覚障がい者又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の基本料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減する。						
対象者等	区内在住の生活保護又は前年分所得税非課税世帯で、身体障害者手帳1～2級を有する18歳以上65歳未満の聴覚障がい者又は外出困難な者を有する世帯。						
内容	<b>【実施方法】</b> (1) 自己所有の電話機 ①利用者は区に申請する。 ②区は決定後、助成対象者の電話料金を調査する。 （年1回利用者からNTTから届いた請求書の写しを確認。） ③ 助成限度内の料金を、助成対象者に助成する。 (2) 貸与の電話機 ①利用者は区に申請する。 ②区は決定後、区長名義の電話機を貸与し、電話料金は公共料金として区で全額支払う。 ③助成限度額を超える料金について、区は3ヶ月毎に、利用者に請求する。						
経過	昭和57年 4月 事業開始（基本使用料、付加使用料、通話料助成） 平成14年 4月 通話料助成廃止						
必要性	外出困難な重度身体障がい者にとって、外部との交流を図ることは困難である。福祉電話を助成することにより、容易に外部との交流が図れかつその機会が増えることは、障がい者にとって必要性が高い。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		通話料超過分	40	80	76	30	16	5
一般財源		1,325	1,680	1,974	1,990	2,409	553	599
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	電話助成世帯数（貸与）	13	12	11	11	7	6	6
	電話助成世帯数（自己所有）	32	28	29	27	27	17	17

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	貸与分	183	役務費	貸与分	145	役務費	貸与分	176
負担金補助等	自己所有分	487	負担金補助等	自己所有分	412	負担金補助等	自己所有分	432

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	助成世帯数（貸与）	11	7	6	6	6	各年度末世帯数
②	助成世帯数（自己所有）	27	27	17	17	17	各年度末世帯数
③							—

（問題点・課題分析）	独りの方が多く利用者本人が死亡しても廃棄手続きがないため、住基システムを確認しないと生存が不明であり、情報の共有が重要である。
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） 実施区：葛飾区を除くすべての区 実施区については、貸与及び自己所有の基本料助成から、設置料のみの助成まで多様である。 ※北区では平成23年3月末で新規受付を終了。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	分かりやすい説明で超過分の請求をしてきた。	通話料等の超過分請求の際は、内訳を表にして対象者でも分かりやすくした。	死亡しても支払時のチェック時まで不明の為、定期的に住基で確認していく必要がある。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-28	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	緊急通報システム事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	木下	内線	2693	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-07-05	緊急通報システム事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業 ●それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成 3年度		根拠	荒川区重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画			
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	ひとり暮らし等の重度身体障がい者が家庭内で病気、事故等の緊急事態に陥った場合に、緊急通報システムを用いて消防庁、民間受信センター等の関係機関に通報し、速やかに援助を行うことで、重度身体障がい者の生活の安全の確保及び福祉の増進を図る。						
対象者等	18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障がい者（身体障害者手帳1・2級）						
内容	ひとり暮らし等の重度身体障がい者に緊急通報機器を貸与する。 ①消防庁直通方式（平成25年度まで実施） 【実施内容】 消防庁が利用者及び協力員（原則3名）に安否確認をし、利用者宅へ救助に向かう 【利用方法】 申請→消防庁に登録申請→事業者へ設置先名簿送付→消防署長へ設置計画書提出→設置 【利用者負担】 新規取り付け時に機器の買い取り価格を上限として算出（課税状況、課税額による。ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料） ②民間事業者方式 【実施内容】 民間事業者が利用者に安否確認をし、専門の警備員及び消防署に救助を依頼する 【利用方法】 申請→消防庁に登録申請→事業者が利用者と利用契約締結→事業者が利用者宅に機器設置 【利用者負担】 毎月のレンタル料の3%（ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料）						
経過	平成 3年 4月 事業開始 平成 13年 4月 協力員活動費1,000円（現金）/月→500円（区内共通お買物券）/月へ変更 平成 18年 4月 緊急通報システム新規設置者自己負担金導入 平成 20年 4月 火災安全システム導入 平成 22年 4月 民間事業者方式を導入 平成 26年 3月 直通方式から民間方式への移行完了 平成 27年 4月 委託業者変更（上陽テクノ株式会社足立営業所→志幸技研工業株式会社）						
必要性	ひとり暮らし等の重度身体障がい者の生活の安全を確保する上で必要である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【委託業務名（委託先）】 緊急通報システム委託①民間方式（上陽テクノ株式会社足立営業所）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		737	640	581	577	482	506	389
①決算額（27年度は見込み）		606	588	546	488	471	352	389	
②人件費等		570	1,744	1,694	826	832	1,159		
③減価償却費			581	622	323	338	488		
【事務分担当】（%）		7	20	20	10	10	15		
合計（①+②+③）		1,176	2,913	2,862	1,637	1,641	1,999	389	
特定財源	国								
	都	障害者施策推進包括補助事業補助金	89	153	81	130	110	352	30
	その他				1				
一般財源		1,087	2,760	2,781	1,506	1,531	1,647	359	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	利用者数（消防方式）（人）	18	15	13	9	4	0	0	
	利用者数（民間方式）（人）	-	4	9	14	17	15	13	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	委託（消防方式・民間方式）	471	委託料	民間方式	352	委託料	民間方式	389

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	利用者数（消防方式）（人）	9	4	0	0	0	
②	利用者数（民間方式）（人）	14	17	15	13	18	—
③	—						—

（問題点・課題分析）	27年度から委託する民間事業者が変更となった。円滑な事業運営を図るため、新たな事業者との連携を強化していく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 消防方式：文京区、台東区、江東区、目黒区、杉並区、豊島区、足立区 民間方式：千代田区、港区、墨田区、世田谷区、板橋区、葛飾区、品川区、渋谷区 消防及び民間方式：中央区、新宿区、大田区、中野区、北区、練馬区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	民間事業者方式で事業を実施していく中で支援内容について検討していく。	事業者や利用者のケースワーカーと連携をとり、効率的に事業を実施した。	27年度から契約業者を変更するため機器の撤去・設置を円滑に行い、今後も適切な運用を図っていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-29	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	中村
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-07-06	障害者紙おむつ購入助成事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 2年度		根拠	荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	重度の心身障がい者（児）に対し紙おむつの購入費の一部を助成することにより、介護者の労力及び経済的負担を軽減し、もって福祉の向上に資することを目的とする。						
対象者等	区内在住、3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を有し、おむつを必要とする者。ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。所得制限なし。日常生活用具のおむつ受給者および生保受給者は対象外となる。						
内容	<p>受給者は原則として「紙おむつ購入券」の利用となるが、以下の場合「おむつ代助成」を利用できる。</p> <p>①入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない者</p> <p>②「紙おむつ購入券」で購入することのできるおむつ以外の特殊なおむつを必要とする者</p> <p>【紙おむつ購入券】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区は「紙おむつ購入券」を交付する。利用者は各自紙おむつを選択し、購入券の利用できる介護用品店又は区内の薬局で購入券と引き替え、区は購入券に基づき業者に支払う。</li> <li>限度額を月額10,000円とする。ただし利用者は1割を業者に支払う。</li> </ul> <p>【おむつ代助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>購入した領収書に基づき助成する。</li> <li>限度額は月額10,000円。但し1割は自己負担のため、実際の助成金限度額は9,000円となる。</li> </ul>						
経過	平成4年4月	所得制限撤廃（心身障害者福祉手当の所得制限を設けていた）					
	平成12年4月	現物支給について支給方法を1事業者一括購入から、購入券発行に基づく薬局又は介護用品店での引き替えとし、助成限度額を現物・現金ともに10,000円とし、1割の自己負担を導入（ただし、経過措置として平成16年度まで自己負担3%）					
	平成14年4月	業者等の要望に応え仕分けがしやすいように、担当課及び自己負担割合ごとに色違いの購入券を交付					
	平成15年4月	65歳到達者の高齢者保健福祉課への移行を行わず、障害者福祉課にて継続					
	平成17年4月	自己負担割合3%の経過措置廃止					
必要性	おむつを常時使用していることは、経済的負担が大きく、また介護者の労力も大きい。購入費の一部を助成することによりそれぞれの負担を軽減し福祉の向上を図るために必要である。						
実施方法	<p>（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>【直営分】おむつ代助成について、常勤職員が審査・支払</p> <p>【一部委託】委託先：荒川薬業協同組合（62事業者）荒川区介護福祉サービス事業者組合（10事業者）</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		一般財源	16,033	19,281	20,372	20,696	22,011	22,311
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	おむつ購入券使用枚数	6,987	7,597	8,260	8,102	9,760	8,237	8,237
	おむつ購入券対象者延数	1,432	1,944	2,154	2,106	2,412	7,844	7,844
	おむつ代助成対象者延件数	359	361	368	380	382	105	105

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	おむつ購入券、おむつ代助成	17,917	扶助費	おむつ購入券、おむつ代助成	17,921	扶助費	おむつ購入券、おむつ代助成	18,629

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	購入券対象者実人数	199	170	187	187	187	—
②	おむつ代助成対象者実人数	44	100	105	105	105	—
③	—						—

(問題点・課題分析)	—							
他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区) 現物給付 19区 現金助成 14区 購入券等給付 2区							

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議(要質問状)	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-30	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	住宅設備改善給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	川上
				内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-07-07	住宅改善給付事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 60年度		根拠	荒川区重度身体障害者（児）住宅設備改善給付事業実施要綱・同要領			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	在宅の重度身体障がい者（児）に対し、その居住する家屋の浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め、介護者を支援する。						
対象者等	区内に居住する重度の身体障がい者（児）で、給付種目により対象は異なる。介護保険対象者は介護保険対象外の種目のみが対象となる。						
内容	<p>【給付種目及び基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模住宅改修 基準額 641,000円</li> <li>・屋内移動設備（機器本体） 基準額 979,000円</li> <li>・屋内移動設備（設置費） 基準額 353,000円</li> <li>・階段昇降機（直線） 基準額 700,000円</li> <li>・階段昇降機（曲線） 基準額 1,483,000円</li> </ul> <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの住宅設備改善の申請に基づき、調査による審査を行い、給付対象種目の給付を行う。住宅の改修については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 原則、総費用額又は基準額の1割負担。世帯の収入状況により負担上限額あり。</p>						
経過	<p>昭和60年 事業開始</p> <p>平成14年 4月 浴場・便所・玄関・台所・居室の改修を、中規模改修として一本化</p> <p>平成17年 4月 高齢者施策としての「階段昇降機」の廃止に伴い、65歳以上の障がい者に対しての階段昇降機を対象化</p> <p>平成18年10月 自立支援法に伴い小規模改修（20万円以下）が日常生活用具給付事業へ移行</p> <p>平成22年 4月 利用者負担改定（非課税世帯1,100円→0円）</p> <p>平成27年 4月 利用者負担基準の改定</p>						
必要性	障がい者（児）の在宅生活に必要な不可欠な住宅改修であり、障がい者本人の自立や介護者の負担軽減に寄与している。						
実施方法	<p>（一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>【決定・支払】直営</p> <p>【住宅改修】業者委託</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		3,040	8,059	5,627	6,464	5,561	5,005
①決算額（27年度は見込み）		3,040	8,059	5,000	3,799	2,275	3,592	4,969
②人件費等		244	436	423	413	416	386	
③減価償却費			145	156	161	169	163	
【事務分担量】（%）		3	5	5	5	5	5	
合計（①+②+③）		3,284	8,640	5,579	4,373	2,860	4,141	4,969
特定財源	国							
	都		665	0	0	0	0	0
	その他							
一般財源		2,619	8,640	5,579	4,373	2,860	4,141	4,969
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	中規模改修（件）	0	2	3	2	0	1	2
	階段昇降機（曲線）（件）	1	1	2	1	1	2	2
	階段昇降機（直線）（件）	1	4	0	0	1	0	0
	屋内移動設備（件）	2	5	2	2	1	0	2

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	階段昇降機、屋内移動設備等	2,275	扶助費	階段昇降機、中規模改修	3,592	扶助費	階段昇降機、屋内移動設備等	4,969

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 給付件数・児童分（件）	0	0	1	1	2	—
	② 給付件数・成人分（件）	5	3	2	5	5	—
	③						

（問題点・課題分析）	—
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②	—	—	—
③	—	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会（要旨）	—
--------	---



予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師等謝礼	124	報償費	講師等謝礼	113	報償費	講師等謝礼	124
需用費	事務消耗品等	27	需用費	事務消耗品等	26	需用費	事務消耗品等	29

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	研修会参加者数	42	27	55	55	60	—
②	交流会参加者数			49	50	60	—
③							—

（問題点・課題） （指標分析）	・コミュニケーションの困難により福祉サービス等の情報が本人のもとに届かず、孤立しがちである。 ・26年度は区内在住の盲ろう当事者が集まる交流会を実施した。家に閉じこもりがちな当事者が外出し他者と交流できる貴重な機会となった。交流会の内容充実にむけて予算化が必要である。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	・盲ろう者の定期的な訪問支援を実施し、閉じこもりがちな盲ろう者の支援をする。	・荒川区内の盲ろう者交流会を2回開催した。閉じこもりがちな当事者が外出し、他者と交流できる貴重な機会となった。	・盲ろう者支援研修会の修了者が増えてきたため、対象者拡大を目指した研修会を検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	継続	現状の規模で実施する。

況議会 （要質問 状）	
-------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-32	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	福祉タクシー事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	萩原
				内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-08-01	福祉タクシー事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 56年度		根拠	荒川区福祉タクシー利用券交付事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	【福祉タクシー券】日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を支給する。 【リフト付タクシー】通常のタクシー利用が困難な心身障がい者（児）に対し、リフト付自動車の利用料金の一部を助成し、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。						
対象者等	【福祉タクシー券】区内在住で、愛の手帳1・2度、下肢・体幹機能障がい1～3級、視覚障がい1・2級等の手帳所持者 ※施設等入所者は除く、所得制限あり 【リフト付タクシー】下肢又は体幹機能障がい1・2級の電動車椅子利用者等※平成26年度登録者数36人						
内容	【福祉タクシー券】 申請月に応じて1ヵ月毎に1冊3,400円分の福祉タクシー券を交付。（12ヵ月決定者は、40,800円分） 利用者は、区が委託契約を締結している事業者の中から利用する事業者を任意に選択し、利用する際は手帳を提示し、タクシー券により支払う。 ※乗車地域は23区内 区は事業者に対し、使用済みタクシー券の額面表示額及び事務手数料（3%）を支払う。 【リフト付タクシー】 あらかじめ区に登録申請し、利用認定を受けた者にリフト付自動車利用助成券を交付する。 利用者は、区が委託契約を締結している事業者から利用する事業者を任意に選択し、直接予約をして利用する。その際、利用助成券を事業者へ渡すとともに通常の中型タクシー料金を支払う。 ※乗降車区域は23区内及び三鷹市、武蔵野市内（走行距離上限105kmまで） 区は事業者に対し、利用助成券に基づき、総額から利用者負担を除いた助成金を支払う。						
経過	昭和57年 4月 タクシー券の支給対象者拡大（内部障がい者1級、知的障がい者2度以上） 平成 4年 4月 リフト付タクシー運行事業開始 平成 5年 4月 タクシー券の金額変更（年最高36,000円→41,000円） 平成 6年 4月 タクシー券の支給対象者拡大（上肢機能障がい者1級） 平成10年 4月 タクシー券に所得制限（心身障害者福祉手当基準）導入 平成11年 4月 タクシー券の金額変更（年最高額40,800円）乗降車区域を23区内とする 事務手数料を8%とする（平成12年：5%、平成13年～：3%） 平成14年 4月 偽造防止タクシー券を発行（16年度には氏名記載と手帳提示を義務化） 平成21年 4月 不正防止策として全券面にカナ氏名と交付番号を印字 平成22年 4月 肝臓機能障がい者が交付対象となる 平成25年 4月 タクシー券表紙にカナ氏名、券面には交付番号印字のみに変更						
必要性	障がい者の生活圏の拡大、社会参加の推進を図る手段として、柔軟な対応が可能なタクシー等による移動は必要不可欠であり、本事業は必須である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【福祉タクシー券】 委託先：東京都個人タクシー協同組合 他141社（うち車いす対応65社） 【リフト付タクシー】 委託先：日立自動車 他4社						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	104,630	107,038	106,174	106,927	108,640	108,637
①決算額（27年度は見込み）		101,755	101,627	103,864	105,262	103,271	100,689	104,107
②人件費等		6,231	9,226	5,899	5,492	2,947	7,215	
③減価償却費			4,358	2,799	2,904	1,859	3,739	
【事務分担当】（%）		125	150	90	90	55	115	
合計（①+②+③）		107,986	115,211	112,562	113,658	108,077	111,643	104,107
特定財源								
障害者施策推進包括補助事業補助金		1,087	793	2,130	2,038	1,581	1,107	851
一般財源		106,899	114,418	110,432	111,620	106,496	110,536	103,256
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	福祉タクシー券 交付人数（人）	2,874	2,896	2,976	3,045	2,985	2,943	3,050
	リフト付タクシー 実利用者数（人）	15	17	22	23	24	22	24

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	タクシー券印刷製本	1,863	需用費	タクシー券印刷製本	1,787	需用費	タクシー券印刷製本	2,093
役務費	郵送料	1,436	役務費	郵送料	1,416	役務費	郵送料	1,694
委託料	申請書封入委託、タクシー業務委託等	99,972	委託料	申請書封入委託、タクシー業務委託等	97,486	委託料	申請書封入委託、タクシー業務委託等	100,320

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	福祉タクシー券 交付人数（人）	3,045	2,985	2,943	3,050	3,081	—
②	リフト付タクシー 実利用者数（人）	23	24	22	24	24	—
③							

（問題点・課題） （指標分析）	平成27年4月現在で契約しているタクシー会社は142社であり、契約事務や支払事務などが煩雑化している。
	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） ・墨田区 タクシーとガソリン給油の共通券 ・葛飾区 手当（外出支援分）として、月額2,500円を支給
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	業務の効率化について検討する。	業務の効率化について検討した。	引き続き、業務の効率化について検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要質問状）	
----------	--



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-33	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事
事務事業名	コミュニティバス障がい者利用負担助成	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名
		担当者名	中村	内線
				2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-08-02	コミュニティバス障害者利用負担軽減費		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成 17年度		根拠	荒川区コミュニティバス障害者運賃補助要綱
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実	
目的	荒川区内を運行するコミュニティバスの運賃を身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者については無料とし、障がい者の交通移動手段の確保及びバス利用の促進を図り、もって障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。			
対象者等	障がい者手帳所持者（区民以外も可）でコミュニティバス利用者			
内容	<p>【運賃免除方法】コミュニティバス乗車時に運転手に対し障がい者手帳を提示し、運賃免除を受ける。</p> <p>【補助方法】</p> <p>コミュニティバス運行事業者（京成バス）からの実績報告に基づく運賃免除実績人数により、通常運賃から民営バス割引額を差し引いた本人負担額を、運行事業者に対し補助金額として支払う。</p> <p>【民営バス運賃割引】</p> <p>①身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の単独利用…5割免除</p> <p>②第1種身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者同伴…5割免除</p> <p>③精神障害者保健福祉手帳所持者の単独利用…5割免除</p> <p>精神障がい者の取扱経過コミュニティバス運行開始時においては、精神障がい者については民営バス運賃割引が適用されなかったため、全額区が負担していた。精神障害者保健福祉手帳が2年間の有期手帳であるため、所持者全員が写真付手帳となる平成20年10月から、民営バス運賃割引適用後の5割について区が負担することとなった。</p>			
経過	<p>平成17年 4月20日 バス運行開始</p> <p>平成20年10月 コミュニティバス専用バスの運用開始</p> <p>精神障害者保健福祉手帳所持者が対象となり、全障がい者が運賃免除の対象となる</p> <p>南千住ルート運行開始</p> <p>平成24年11月 町屋ルート運行開始</p>			
必要性	荒川区内を運行するコミュニティバスは障がい者に配慮された車両を導入し、障がい者の使いやすい交通手段として利用されている。障がい者の交通手段を確保するため、運賃免除が必要である。			
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>【補助支払】四半期毎実績払い</p>			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	1,857	2,379	3,173	4,857	7,108	9,995
①決算額（27年度は見込み）		1,720	2,346	3,173	4,667	7,005	6,810	10,201
②人件費等		122	279	273	271	832	0	
③減価償却費			291	311	323	338	0	
【事務分担当】（%）		5	10	10	10	10	0	
合計（①+②+③）		1,842	2,916	3,757	5,261	8,175	6,810	10,201
特定財源の推移	国							
	都							
その他								
一般財源		1,842	2,916	3,757	5,261	8,175	6,810	10,201
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	補助件数（延べ人数）	21,583	29,364	39,679	58,362	87,562	85,125	89,945
	バス発行件数	82	41	289	56	139	154	180

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	さくら、汐入・町屋さくら等	7,005	負担金補助等	さくら、汐入・町屋さくら等	6,810	負担金補助等	さくら、汐入・町屋さくら等	10,201

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	補助件数（延べ人数）	58,362	87,562	85,125	89,945	101,042	—
②	パス発行件数	56	139	154	180	200	—
③	—						—

（問題点・課題分析）	—
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区） 無料：千代田・墨田 障害者割引：大田・板橋・練馬・足立・葛飾

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議（要旨）	—
-------	---

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-34	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	自動車燃料費助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	寺井・大塚	内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-08-03	自動車燃料費助成事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 3年度		根拠	荒川区心身障害者自動車燃料費助成要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	自動車を運転する心身障がい者又は障がい者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成することにより、心身障がい者の社会参加、外出、通院等を容易にするとともに、経費の負担を軽減する。						
対象者等	区内に住所を有し、身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されているなどの必要な要件を満たしている者で、本人又は家族が障がい者のために自己所有の自動車（営業用を除く）を運転している者。						
内容	<b>【事業内容】</b> ①助成申請書（自動車運転免許証等を添付）を受理後に所得状況を審査し、決定する。 ②助成の決定を受けた者は、領収書を添付して3ヶ月毎（4月、7月、10月、1月）に前3ヶ月分の助成金を請求する。 <b>【助成期間】</b> 助成決定通知に記載する支給開始日から受給資格の消滅した日まで <b>【助成金額】</b> 3ヶ月あたり9,000円を限度とする。（年額36,000円）						
経過	平成 5年 4月 「月額3,000円」を「3ヶ月あたり9,000円」の助成方法に変更 平成 6年 4月 対象者拡大（上肢機能障がい1級） 平成 8年 4月 未支払助成金制度の新設 平成10年 4月 助成対象者の所得制限導入。心身障害者福祉手当と同額とする。						
必要性	心身障がい者にとって、外出の手段として自動車は必要不可欠なものである。ガソリン購入費の一部を助成することにより、障がい者の外出を容易にすることができ、社会参加等の福祉の向上が図られるため、必要性は高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		7,227	7,397	7,573	8,232	9,251	10,500
①決算額（27年度は見込み）		7,211	7,382	7,556	8,220	9,242	9,024	11,351
②人件費等		3,624	419	545	1,226		0	
③減価償却費			436	622	1,129		0	
【事務分担量】（%）		55	15	20	35		0	
合計（①+②+③）		10,835	8,237	8,723	10,575	9,242	9,024	11,351
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		10,835	8,237	8,723	10,575	9,242	9,024	11,351
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	助成対象者数	240	246	256	288	311	293	293

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	郵便料	35	役務費	郵便料	34	役務費	郵便料	60
扶助費	ガソリン助成	9,207	扶助費	ガソリン助成	8,990	扶助費	ガソリン助成	11,291

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	助成対象者数（人数）	288	311	293	293	301	各年度末助成決定者数
②							—
③							—

（問題点・課題）	請求書への押印忘れ等、書類不備が多いのでわかりやすいサンプルを用意する必要がある。
	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） 未実施：中野区 ※葛飾区は手当と合わせて支給（月額2,500円） ※大田区はタクシーと自動車燃料支払が共通で使える移送サービス利用券を支給（月額3,600円） ※墨田区はタクシーと自動車燃料支払が共通で使える助成共通券を支給（年間30,000円）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	個別対応で分かりやすく説明をしていく。	書類不備の際は、通知などで分かりやすく説明して再提出をお願いした。	今後も個別対応で分かりやすく説明をしていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要質 問状 問状）	
------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-35	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	心身障害者福祉手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	萩原
				内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-09-01	心身障害者福祉手当支給事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 49年度		根拠	荒川区心身障害者福祉手当条例			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	同条例施行規則			
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	心身に障がいをもつ者及び難病患者に対し手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。						
対象者等	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者、区指定難病患者 【対象外】新規65歳以上（H12.8～）、施設入所者、児童育成手当（障害手当）受給者 【所得制限】特別障害者手当等（国制度）に準拠 ※平成27年4月1日現在受給者数 3,723名						
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査・決定を行う。 【支給期間】申請をした月から手当の資格を喪失した月まで支給。 【支給方法】4月、8月、12月（年3回）、支払月の前月分まで（通常4ヵ月分）を本人指定口座へ振込 【都基準手当月額】身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症者…15,500円 【区独自基準手当月額】身体障害者手帳3級、愛の手帳4度…9,500円 区指定難病患者…15,500円 ※区指定難病とは、国指定（110種）、都対象（19種）、點頭てんかんの計130種 【財源】都基準及び難病手当については、都区財政調整措置がなされている						
経過	平成12年 8月 新規65歳以上を対象外とする（65歳未満での既受給資格者は老人福祉手当から移行可） 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合5,085,000円→3,481,000円） ※見直し理由…都：社会経済状況の変化 / 区：①介護保険制度導入②負担の公平化、他制度との整合 ③在宅サービス充実化へのシフト 平成13年 8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,481,000円→3,549,000円） 平成14年 8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,549,000円→3,604,000円） 平成14年10月 慢性肝炎、肝硬変・ハートムが都難病医療費助成から除かれたことに伴い、区指定難病から除外。但し、住民税非課税世帯で都医療助成経過措置者のみ平成17年9月まで手当継続。（対象外移行者417人） 平成14年12月 20歳未満の障がい児及び難病患者については、扶養義務者の所得に基づき所得制限の判定を行う条例改正施行（対象外移行者11人）						
必要性	心身に障がいをもつ者及び難病患者に対して福祉の増進を図るため必要である。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	615,284	636,342	637,046	641,258	644,899	646,519
①決算額（27年度は見込み）		615,251	630,322	634,429	637,964	636,715	636,151	706,067
②人件費等		1,629	2,616	1,694	1,652	2,495	2,549	
③減価償却費			872	622	645	1,014	1,073	
【事務分担当】（%）		20	30	20	20	30	33	
合計（①+②+③）		616,880	633,810	636,745	640,261	640,224	639,773	706,067
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源		616,880	633,810	636,745	640,261	640,224	639,773	706,067
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	都基準対象者	2,179	2,147	2,127	2,100	2,040	2,014	2,010
	区独自基準対象者（3級・4度）	829	823	837	835	849	860	856
	区独自基準対象者（難病）	734	725	760	813	822	849	1,457
	合計	3,742	3,695	3,724	3,748	3,711	3,723	4,323

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	窓空き封筒	50	委託料	支払通知封入委託	32	委託料	支払通知封入委託	36
委託料	支払通知封入委託	31	扶助費	心身障害者福祉手当	636,119	扶助費	心身障害者福祉手当	706,031
扶助費	心身障害者福祉手当	636,634						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	手当受給者数	3,748	3,711	3,723	4,323	4,350	
②	—						
③	—						

（問題点・課題分析）	難病医療費助成制度の改正（マル都医療券対象疾病の変更）により、支給対象疾病の拡大について、平成27年1月に引き続き平成27年7月に予定されている。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	難病医療費助成制度改正の動向を注視するとともに、東京都の対応を踏まえながら、区として必要な対応を行っていく。	難病医療費助成制度改正の動向や東京都の対応を踏まえ、支給対象疾病の拡大について実施した。	引き続き難病医療費助成制度改正の動向や東京都の対応を踏まえ、支給対象疾病の拡大について対応していく。
②	—		—
③	—		—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-36	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	特別障害者手当等（国制度）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	木下
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-09-02	特別障害者手当支給事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 39年度		根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	児童扶養手当等の支給に関する法律施行令			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	重度の障がい者を有する者に対し、特別障害者手当等を支給し、福祉の増進と所得保障の一助とする。						
対象者等	特別障害者手当：20歳以上の者で重度障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者 障害児福祉手当：20歳未満の者で重度障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする者 経過的福祉手当：従来の福祉手当受給者で特別障害者手当等も支給されない者（新規なし）						
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査をし、手当支給の決定を行う（所得制限あり） 【手当の支給期間】 申請をした月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した月まで支給。 【支給方法】 5月、8月、11月、2月の年4回、支払月の前月分までを、本人口座へ振込む。 【手当月額】 特別障害者手当 26,000 → 26,620円（27年4月改定） 障害児福祉手当 14,140 → 14,480円（27年4月改定） 経過的福祉手当 14,140 → 14,480円（27年4月改定）						
経過	昭和61年度 従来の福祉手当を廃止して、特別障害者手当、障害児福祉手当が創設された。 なお、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金及び特別障害給付金を受給できない者に対して、経過的福祉手当を支給している。（経過的福祉手当の新規申請はできない） 平成10年度 事務事業評価により、11年度より支払通知を年3回から1回に変更。 平成19年9月 区嘱託医を設置。特別障害者手当等受給資格に係る障がい程度の判定を依頼。（判定が困難な事例および判定医専門外の事例は都へ協議する。）						
必要性	国制度の実施						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)								
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額		59,953	62,969	67,652	72,725	74,597	75,629	75,826	
①決算額（27年度は見込み）		59,856	62,957	67,624	70,474	70,762	73,510	75,826	
②人件費等		1,629	1,744	4,235	3,304	3,327	1,931		
③減価償却費			581	1,555	1,291	1,352	813		
【事務分担量】（%）		20	20	50	40	40	25		
合計（①+②+③）		61,485	65,282	73,414	75,069	75,441	76,254	75,826	
特定財源の推移	国	特別障害者手当等給付費国庫負担金	44,759	47,030	50,510	52,606	52,725	54,852	56,677
	都								
	その他			79	29	0			
一般財源		16,726	18,252	22,825	22,434	22,716	21,402	19,149	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	特別障害者手当受給者数（人数）	157	170	186	194	202	208	215	
	障害児福祉手当受給者数（人数）	62	65	64	57	59	56	58	
	経過的福祉手当受給者数（人数）	14	14	13	11	10	8	8	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	判定医謝礼	208	報償費	判定医謝礼	130	報償費	判定医謝礼	208
役務費	郵送料	42	役務費	郵送料	45	役務費	郵送料	47
扶助費	特別障害者手当	70,512	扶助費	特別障害者手当	73,335	扶助費	特別障害者手当	75,571

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	特別障害者手当受給者数（人数）	194	202	208	215	227	
②	障害児福祉手当受給者数（人数）	57	59	56	58	55	
③	経過的福祉手当受給者数（人数）	11	10	8	8	8	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			区判定医や都との連携を図り、適切な運営を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-37	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者福祉給付金事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	木下	内線	2693	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-09-03	障がい者福祉給付金支給事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	荒川区障がい者福祉給付金支給要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	障がいをもしながら障害基礎年金又は特別障害者給付金を受給できない在日外国籍等の障がい者に対して、給付金を支給することにより、心身障がい者の福祉の向上を図る。						
対象者等	荒川区に在住する外国籍等障がい者のうち、無年金の障がい者						
内容	<p>【月額単価】 重度33,000円 中度26,000円</p> <p>【給付対象】 以下の要件すべてに該当する無年金障がい者</p> <p style="margin-left: 20px;">①昭和37年1月1日以前に生まれた者</p> <p style="margin-left: 20px;">②20歳時点での国籍が日本又はアメリカではなかった者</p> <p style="margin-left: 20px;">③昭和57年1月1日に障がい者となった者</p> <p>【実施の流れ】 申請 → 審査（給付要件や障がい程度等） → 決定 → 支給（4ヶ月に1回支給）</p> <p>【参考】 特別障害給付金 ※同種事業 強制加入の対象でなかった学生等の障がい者について、障害基礎年金を受給することはできないため、特別障害給付金制度を設け、給付金を支給する。平成17年度施行。 単価月額（平成22年度）：50,000円（一級）、40,000円（二級）</p>						
経過	<p>昭和57年1月 国民年金法改正。国民年金加入要件から国籍要件を除外。</p> <p>平成17年4月 特別障害給付金制度開始。法の附則中に在日外国人の無年金障がい者の福祉的措置を早急に検討する旨の条文あり。</p> <p>平成19年4月 事業開始</p>						
必要性	外国籍等の無年金障がい者は障害基礎年金及び特別障害者給付金の双方に該当せず、生活が困窮している。また、障がいの状態として同じ状態であっても、制度格差による収入格差が存在しており、その格差に対する措置が必要であり、国の対応が行われるまでの期間の施策として重要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) (窓口) 障害者福祉課 申請受理・審査・決定・支払						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,812	2,181	2,208	1,500	1,137	1,500
①決算額（27年度は見込み）		1,812	1,956	906	708	1,137	1,500	1,500
②人件費等		81	87	423	413	416	773	
③減価償却費			29	156	161	169	325	
【事務分担量】（%）		1	1	5	5	5	10	
合計（①+②+③）		1,893	2,072	1,485	1,282	1,722	2,598	1,500
特定財源の推移	国							
	都							
その他								
一般財源		1,893	2,072	1,485	1,282	1,722	2,598	1,500
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	重度支給対象者数（人数）	3	3	2	1	3	3	3
	中度支給対象者数（人数）	2	2	1	1	1	1	1

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	給付金	1,137	扶助費	給付金	1,500	扶助費	給付金	1,500

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	支給対象者数(人数)	2	4	4	4	4	—
②							—
③	—						—

(問題点・課題分析)	—
他区の実況	(実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区) 未実施：千代田区、中央区、港区、品川区、世田谷区、渋谷区、中野区、練馬区、足立区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	制度の周知を図り、適切な運営を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議会(要質問状)	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-38	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	東京都重度心身障害者手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	木下
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 48年度		根拠	東京都重度心身障害者手当条例			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	心身に重度の障がい有するため、常時複雑な介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当（月額6万円）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。						
対象者等	都内に住所を有する者で、心身に重度の障がい有し、日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者（施設入所者を除く）※対象外：新規65歳以上・3ヶ月以上の入院者・所得制限あり（20歳以上の者は本人所得、20歳未満の者は配偶者及び扶養義務者所得）						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この事業は、東京都が実施しており、区は、受付事務を行っている。</li> <li>・この手当は東京都の制度であり、特別障害者手当等（国制度）との併給可。</li> <li>・支給方法 月ごとに、前月分を、毎月20日までに、都が指定口座に振り込む。</li> <li>・支給期間 認定請求した日（区の受理日）の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給。</li> </ul> <p>【事務の流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給権者からの認定請求書及び各種届書等を受理し、東京都に進達する。</li> <li>・東京都が交付した決定通知書等を受給権者に交付する。</li> <li>・現況調査の実施（年2回） 8月：所得確認（所得制限の導入により、平成12年より実施） 2月：入院状況確認（平成13年より実施）</li> </ul>						
経過	<p>平成12年8月 年齢及び所得制限導入、3ヶ月以上の入院者を対象外とする。現況調査を年2回実施。それに伴う「重度心身障害者手当施行事務」に対する補助金（東京都在宅障害者福祉事業費等補助（交付）金）が、12年度のみ交付された。（610円×受給者数）</p> <p>平成13年11月 所得制限額改正（扶養親族0人の場合、3,481,000円→3,549,000円）</p> <p>平成14年11月 所得制限額改正（扶養親族0人の場合、3,549,000円→3,604,000円）</p> <p>平成15年3月 所得制限導入による3年間の経過措置終了（受給資格消滅者 9人）</p>						
必要性	都制度の実施						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		0	0	0	0	0	0
①決算額（27年度は見込み）		0	0	0	0	0	0	0
②人件費等		244	523	2,541	1,239	1,248	773	
③減価償却費				933	484	507	325	
【事務分担量】（%）		3	6	30	15	15	10	
合計（①+②+③）		244	523	3,474	1,723	1,755	1,098	0
特定財源の推移	国							
	都							
その他								
一般財源		244	523	3,474	1,723	1,755	1,098	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	受給者数（人数）	139	144	145	145	143	145	144

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 受給者数(人数)	145	143	145	144	145	—
	② —						—
	③ —						—

(問題点・課題分析)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) 東京都の経由事務

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			引き続き、受付及び都への進達事務を円滑に行っていく必要がある。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	円滑な事務運営に努める。

議会(要旨)問状	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-39	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事
事務事業名	東京都心身障害者扶養共済制度	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名
		担当者名	木下	内線
				2693
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）				
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成 20年度		根拠	東京都心身障害者扶養共済制度条例
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援	
目的	心身に障がいのある者の保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいとなった後の障がい者に年金を支給し、もって心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。			
対象者等	次の①～③の保護者（都内に住所を有し、加入年度の初日の年齢が65歳未満であり、特別な疾病や障がいがなく、保険契約の対象となる健康状態であるものが加入できる）①知的障がい者 ②身体障がい者（1～3級） ③精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が①又は②と同程度の方			
内容	<p>【掛金】1口当たり9,300円～23,300円（2口まで加入可）加入者の加入時の年齢により7段階生活保護受給者や住民税非課税等の場合、申請により1口目の掛金のみ1/2減額される</p> <p>【年金額】1口当たり20,000円/月</p> <p>※年度初日の加入者の年齢が65歳となり、且つ加入期間が20年以上になった以後の月から掛金が免除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者が加入者より先に亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給される。</li> <li>・加入者の申し出により脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金が支給される。</li> <li>・加入者が死亡し、又は重度障がいと認められたときは、毎月定額の年金を心身障がい者または年金管理者の口座に振込。</li> </ul> <p>平成19年2月末に扶養年金制度が廃止となり、既に年金を受給していた場合は、継続して年金が支払い、未受給であった場合には、東京都が清算金を支払う。【年金額】30,000円/月（特約分は別に10,000円/月を付加）</p>			
経過	昭和44年 4月	東京都心身障害者扶養年金制度発足		
	平成18年10月	扶養年金破綻寸前のため、扶養年金審議会より「制度廃止」の答申（12月に廃止決定）		
	平成19年 2月末	扶養年金廃止（受給者には年金の支払いを継続、未受給者には都が清算金を支払う）		
	平成19年 5月	区として説明会を実施		
	平成20年 4月	東京都心身障害者扶養共済制度発足		
必要性	都制度の実施			
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員 ) 都の経由事務			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	0	0	0	0	0	0
①決算額（27年度は見込み）		0	0	0	0	0	0	
②人件費等		488	174	593	661	665	386	
③減価償却費			58	218	258	270	163	
【事務分担量】（%）		6	2	7	8	8	5	
合計（①+②+③）		488	232	811	919	935	549	
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		488	232	811	919	935	549	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	扶養共済総受給者数（人数）	3	6	8	9	11	30	33
	扶養共済区加入者数（人数）	6	11	10	10	10	11	12
	扶養共済区受給者数（人数）	0	0	0	0	0	0	0
	扶養年金区受給者数（人数）	155	147	144	143	140	137	140

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	扶養共済区加入者数（人数）	10	10	11	12	10	—
②	扶養共済区受給者数（人数）	0	0	0	0	0	—
③	—						—

（問題点・課題分析）	引き続き制度の周知を図っていく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新規手帳取得者に対して事業内容の説明を行い事業周知をする。	利用者に対し適切な情報提供を図り、東京都への進達を行った。	今後も継続して事業の周知をし、速やかに都への進達事務を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-40	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事
事務事業名	原爆被爆者援護事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名
		担当者名	中村	内線
				2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-10-01	原爆被爆者援護事業費		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成 2年度		根拠	荒川区原爆被爆者に対する見舞金給付要綱
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区原爆被爆者団体運営費補助金交付要綱
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実	
目的	・区内に住所を有する原爆被爆者に対して、年1回見舞金（1万円）を給付することにより、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図る。 ・区内に所在する原爆被爆者団体に対し、その自主的な活動に要する経費の一部を補助することにより、原爆被爆者の福祉の向上を図る。（現在活動休止中）			
対象者等	【見舞金】 原爆被爆者健康手帳所持者（基準日8月1日） 【団体補助金】 区が認めた原爆被爆者団体（H8年より活動休止中）			
内容	【見舞金】 毎年8月に対象者からの申請を受理し見舞金額10,000円を本人口座に振込。 （実施案内を 区報7月号に掲載） 申請方法：昨年申請した人 …… 申請書を郵送し、返送してもらう。 新規申請する人 …… 被爆者健康手帳を持参し窓口で申請する。  【団体運営補助金】 原爆被爆者団体（荒友会）は、年間事業計画書等を添付して補助金の申請をし、区はこれに対し補助金を交付する。対象となる経費は、会議費、通信費、消耗品費等、運営経費とする。 平成8年度より、活動休止中のため、補助金の交付は行っていない。 （平成7年度まで、年50,000円を交付していた。）			
経過	平成2年度 事業開始 平成8年度 荒友会が活動を休止			
必要性	原爆被爆者に対して、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図るために必要である。			
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	404	404	400	380	350	300
①決算額（27年度は見込み）		400	360	350	350	290	290	290
②人件費等		163	140	218	549	416	773	
③減価償却費			145	249	323	169	325	
【事務分担量】（%）		2	5	8	10	5	10	
合計（①+②+③）		563	645	817	1,222	875	1,388	290
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源		563	645	817	1,222	875	1,388	290
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	見舞金支給者	40	36	35	35	29	29	30

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	見舞金	290	扶助費	見舞金	290	扶助費	見舞金	290

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	対象者数（人数）	35	29	29	30	30	支給者数
②	－						
③	－						－

（問題点・課題分析）	－
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） 実施区：千代田・中央・港・新宿・文京・台東・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・練馬・葛飾・江戸川 未実施：墨田・江東・足立

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	－	－	－
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議事（要旨）	
----------	--



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-41	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	自立支援医療（更生医療）給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	鎌田
			内線		2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-11-01	自立支援医療（更生医療）支給事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 24年度		根拠	障害者総合支援法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付する。						
対象者等	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められたもの。（一部の障がいについては区が必要と認めた者）						
内容	<p>【主な治療内容】心臓機能障がいでのペースメーカー埋め込み手術、視覚障がいでの網膜はく離手術、人工透析、抗HIV療法等</p> <p>【医療費給付内容】</p> <p>①指定医療機関での保険診療における医療費の自己負担分に対し、各種保険法で定められた高額療養費を限度として給付 ②入院の場合の食事療養費 ③移送費、施術費、治療材料費等</p> <p>【医療費の審査及び支払】社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託</p> <p>【事務処理】</p> <p>利用者は区に対し更生医療の申請を行い、区は東京都心身障害者福祉センターに要否判定依頼（一部の障がいは区で判定）を行い、必要と認められる場合は指定医療機関に更生医療券発行及び利用者に決定通知を交付。治療後、利用者の加入している社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に診療報酬及び事務手数料支払う。</p>						
経過	<p>平成18年4月 障害者自立支援法第52条（自立支援医療）に移行 医療費1割負担化、食費が食事療法であっても原則実費負担となる。</p> <p>平成19年3月 生活保護受給中の人工透析受術者が更生医療に移行（68人）</p> <p>平成22年4月 肝臓機能障がいに対する肝臓移植及び術後の抗免疫療法が対象となる。</p> <p>平成25年4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）となる。</p>						
必要性	法に定められている事業であり、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業である。						
実施方法	<p>（一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>【決定】直営</p> <p>【審査・支払】社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会委託</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	431,135	490,133	669,664	533,109	560,550	540,559
①決算額（27年度は見込み）		431,134	490,133	527,247	514,111	510,711	516,062	515,316
②人件費等		2,036	1,482	1,524	1,239	1,663	1,545	
③減価償却費			494	560	484	676	650	
【事務分担当】（%）		25	17	18	15	20	20	
合計（①+②+③）		433,170	492,109	529,331	515,834	513,050	518,257	515,316
特定財源	国	211,644	236,720	269,295	262,517	249,954	259,707	257,658
	都	105,822	118,360	134,647	131,259	124,977	129,853	128,829
	その他							
一般財源		115,704	137,029	125,389	122,058	138,119	128,697	128,829
実績の推移	入院（レセプト件数）	267	216	268	282	241	254	259
	通院（レセプト件数）	1,400	1,612	1,781	1,805	1,931	2,106	1,947
	訪問看護（レセプト件数）	—	—	—	2	4	0	2
	入院利用者数（給付決定件数）	42	55	25	33	27	25	28

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	腎臓機能障がい、免疫機能障がい等	510,711	扶助費	腎臓機能障がい、免疫機能障がい等	516,062	扶助費	腎臓機能障がい、免疫機能障がい等	515,316

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	入院（レセプト件数）	282	241	254	259	259	
②	通院件数（レセプト件数）	1,805	1,931	2,106	1,947	1,947	
③	訪問看護（レセプト件数）	2	4	0	2	2	

（問題点・課題分析）	-						
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 法定事業						

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-42	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	心身障害者医療助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	大谷
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-11-02	心身障害者医療助成事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 49年度		根拠	東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例、心身障害者医療費助成要綱等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援					
目的	東京都の心身障がい者の医療費の一部を助成することにより、心身障がい者の健康の保持に寄与するとともに、福祉の増進を図る。						
対象者等	【障がい要件】①知的障がい者1～2度②身体障がい者1～3級※3級は内部障がいのみ 【所得制限】年間所得360万4千円以下（扶養親族なし）、扶養親族1名加わるごとに38万円加算 【年齢制限】新規で障がい要件を満たす場合は65歳未満※65歳以前に受給者証を有していた者は対象						
内容	【医療券発行】 ○医療券有効期間 9月（又は新規取得日）から翌年8月末日まで ○現況調査 毎年8月末日現在受給者に対し、保険、所得状況の証明依頼を発送 【医療助成概要】 ○受給者負担割合（医療費） なし（非課税者）又は1割（課税者） ※入院時の保険適用外相当額は、受給者負担 ○助成額 各種医療保険の自己負担から、上記受給者負担を差し引いた額 【更新】 ○所得調査 所得証明願いを発送（知的障害者施設は6月下旬、転入・未申告の者は8月上旬に発送） ○保険調査 社会保険等、保険の確認が取れない者には、調査票を発送（7月上旬） ○受給者証発送 現況調査の結果により、資格のある者に一斉に受給者証を発送（8月下旬発送）						
経過	昭和49年 7月 心身障害者医療助成制度開始 開始時要件：身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、年間所得350万円以下 昭和59年 9月 障がい程度に内部障がい3級を追加 10月 社会保険被保険者を対象化 平成 6～14年 健康保険法等改正に伴う制度調整（H6食事療養費助成、H9薬剤負担助成等） 平成18年 4月 障害者自立支援法施行に伴い、知的障がい者の施設入所者を対象化 平成20年 4月 後期高齢者医療制度発足に伴い、対象者の変更 国保年金課から障害者福祉課へ事務移管						
必要性	心身障がい者の医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減し、心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図る上で必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 受給者証の交付申請受付・審査・発行事務 都外医療機関受診者の医療費助成額の審査・支給事務						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	524	329	279	254	254	257
①決算額（27年度は見込み）		270	187	269	241	230	246	254
②人件費等		4,072	6,453	4,658	5,492	4,990	2,704	
③減価償却費			2,150	1,711	2,904	2,028	1,138	
【事務分担量】（%）		50	74	55	90	60	35	
合計（①+②+③）		4,342	8,790	6,638	8,637	7,248	4,088	254
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		4,342	8,790	6,638	8,637	7,248	4,088	254
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	医療費助成対象者（人数）	1,845	1,871	1,812	1,804	1,786	1,765	1,782
	支給件数（延べ数）	1,412	1,521	1,389	1,535	1,561	1,943	1,680
	都外医療機関助成金額（円）	11,721,993	10,749,368	10,041,782	11,458,918	11,880,000	13,600,000	15,000,000

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品、窓あき封筒等	27	需用費	消耗品、窓あき封筒等	23	需用費	消耗品、窓あき封筒等	27
役務費	受給者証等郵送料	188	役務費	受給者証等郵送料	208	役務費	受給者証等郵送料	209
委託料	封入作業委託料	15	委託料	封入作業委託料	15	委託料	封入作業委託料	18

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	医療費助成対象者数	1,804	1,786	1,765	1,782	1,874	各年度末の受給者証交付人数
②	医療費助成支給件数	1,535	1,561	1,943	1,680	1,441	都外医療機関医療費助成件数
③	医療費助成支給人数	553	526	645	575	472	都外医療機関医療費助成人数

（問題点・課題） （指標分析）	今後も利用者に対してのより徹底した周知をしていく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新規手帳取得者の内対象者については、サービスの概要を利用者に周知する。	利用者の申請漏れがないよう、適切な説明及び申請をおこなった。	今後もサービス概要の利用者への周知を徹底していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-43	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事														
事務事業名	障がい者団体補助		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀															
			担当者名	岩崎	内線	2691															
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-12-01	障害者団体補助																			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業															
開始年度	●昭和 ○平成 58年度		根拠	荒川区障害者団体等運営費補助金交付要綱																	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等																		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画															
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市																		
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成																		
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援																		
目的	区内に所在する障がい者団体及び障がい者団体連合会に対し、その自主的な活動を積極的に援助・育成するため、予算の範囲内において、その運営費の一部を補助し、障がい者福祉の増進を図る。																				
対象者等	26年度補助金交付団体（会員数） 交付金額12万円の団体・身体障害者更生会（54名）・身障児父母の会（52名）・のぞみの会（57名）・聴覚障害者協会（52名）・視力障害者福祉協会（52名）・腎友会（54名）：15万円手をつなぐ親の会（153名）：10万円連合会																				
内容	<p>【補助金算定基準】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">団体の会員数（人）</td> <td style="text-align: center;">補助金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30 ～ 50</td> <td style="text-align: center;">60,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">51 ～ 100</td> <td style="text-align: center;">120,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">101 ～ 200</td> <td style="text-align: center;">150,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">201 ～ 300</td> <td style="text-align: center;">180,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">301 ～ 400</td> <td style="text-align: center;">210,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">401以上</td> <td style="text-align: center;">240,000円</td> </tr> </table> <p>※ 荒川区心身障害児者福祉連合会の補助金額は、当該年度の予算の範囲内で別に定める。 （実績：13～25年度各年度10万円）</p>							団体の会員数（人）	補助金額	30 ～ 50	60,000円	51 ～ 100	120,000円	101 ～ 200	150,000円	201 ～ 300	180,000円	301 ～ 400	210,000円	401以上	240,000円
団体の会員数（人）	補助金額																				
30 ～ 50	60,000円																				
51 ～ 100	120,000円																				
101 ～ 200	150,000円																				
201 ～ 300	180,000円																				
301 ～ 400	210,000円																				
401以上	240,000円																				
経過	昭和 58年 事業開始 平成 元年 連合会の補助金額を予算の範囲内と定める 平成 2～4年 補助算定基準改定 平成 5年 荒川腎友会を対象団体に追加																				
必要性	当事者又は家族等により構成される団体に対してその運営経費の一部を補助することにより、団体の自主的な活動を援助・支援し、障がい者団体の活発な活動や福祉の増進を図るために、必要である。																				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員 )																				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,000	1,000	1,000	1,000	970	970
①決算額（27年度は見込み）		1,000	1,000	1,000	970	970	970	970
②人件費等		367	419	191	549	723	682	
③減価償却費			436	218	323	845	488	
【事務分担当】（%）		15	15	7	10	25	15	
合計（①+②+③）		1,367	1,855	1,409	1,842	2,538	2,140	970
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		1,367	1,855	1,409	1,842	2,538	2,140	970
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	団体数	8	8	8	8	8	8	8
会員数	614	623	623	502	528	467	480	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	団体補助	970	負担金補助等	団体補助	970	負担金補助等	団体補助	970

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	補助団体数	8	8	8	8	8	補助基準を満たしている団体数
②	—						—
③	—						—

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 未実施：江東区、中野区、目黒区、葛飾区、練馬区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	各団体の会員数、事業実施状況の把握	会員名簿のチェック、活動内容のヒアリングの実施	会員名簿のチェック、活動内容のヒアリングの徹底
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議会（要質問状）	11年三定 決特 「補助対象の連合会非加盟団体への拡大化について」
-----------	-----------------------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-44	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者運動会補助		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	岩崎	内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-12-02	障害者運動会補助					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 56年度		根拠	荒川区障害者運動会運営費補助金交付要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	障がい者団体等の自主的な活動を支援するため、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」の経費の一部を補助することにより、障がい者福祉の向上に寄与する。						
対象者等	【補助対象事業】荒川区心身障害児者福祉連合会が開催する荒川区障害者運動会						
内容	<p>【事業名】 荒川区障害者大運動会</p> <p>【実施日】 9月最終日曜日</p> <p>【場 所】 区立第一中学校校庭又は体育館（雨天時）</p> <p>【参加者】 区内障がい者（児）、家族及び関係者 26年度参加者671名</p> <p>【主 催】 荒川区心身障害児者福祉連合会</p> <p>【後 援】 荒川区、荒川区社会福祉協議会</p> <p>※ 民生委員ほか、多数のボランティアの協力を得て実施</p>						
経過	<p>平成10年 4月 補助金額を10%削減</p> <p>平成12年 4月 必要経費を除く経費を3ヵ年かけ、段階的に削減（12年度72万円、13年度62万円、14年度52万円）</p> <p>平成14年 4月 障がい者団体等の要望により補助金の削減を凍結</p> <p>平成15年 4月 運営費補助金交付要綱策定</p>						
必要性	障がい者団体の自主的な活動であり、区としてもその活動を後援している。また、障がい者だけでなく家族の交流の場ともなっているため、必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		520	520	520	520	520	520
①決算額（27年度は見込み）		520	520	520	520	520	520	520
②人件費等		489	419	273	271	723	887	
③減価償却費			436	311	323	845	975	
【事務分担当】（%）		20	15	10	10	25	30	
合計（①+②+③）		1,009	1,375	1,104	1,114	2,088	2,382	520
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
一般財源		1,009	1,375	1,104	1,114	2,088	2,382	520
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	参加人数	750	750	759	715	635	671	680

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	運動会補助	520	負担金補助等	運動会補助	520	負担金補助等	運動会補助	520

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	参加人数	715	635	671	680	680	—
②	—						—
③	—						—

（問題点・課題分析）	—
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区） 実施：渋谷区、足立区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要質問状）	
----------	--



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-45	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	日中活動サービス事業等補助事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	田口
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-13-01	日中活動サービス事業等補助事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 27年度 <input type="radio"/> 26年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 20年度		根拠	荒川区障害者日中活動サービス事業運営費補助金交付要綱等			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度		法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画		<input type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者施設の整備・運営支援					
目的	障害者総合支援法に基づく日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を行う区内事業所に対して、運営費補助及び施設借上げ費補助を行い、指定事業所としての安定した運営を支援し、障がい者の日中の活動場所の継続確保を図る。						
対象者等	日中活動サービス事業運営費補助：12施設 施設新体系移行支援事業補助：5施設						
内容	1 日中活動サービス事業運営費補助（運営費補助） ①基本経費 単価：17,000円/月（一人あたり） 算定方法：17,000円×各月初日在籍者数（上限：定員） ②メニュー選択式加算 年額：72,000円（一人あたり） 算定基準：所定の6項目中3項目以上該当した場合（上限：定員） ③障がい者等雇用加算 年額：435,000円～1,887,000円 算定基準：補助対象者の雇用時間数に応じて ④第三者評価受審経費 年額：600,000円（上限額） 算定基準：当該年度に受審した場合 2 施設新体系移行支援事業補助（施設借上げ費補助）（作業所より移行した施設のみ対象） 補助率：1/2 算定方法：施設借上月額もしくは10,500円×定員×運営月数×1/2						
経過	平成20年 4月 事業開始（荒川ひまわり・同第2が新体系に移行） 平成23年 2月 ワークハウス荒川が新体系に移行 平成23年 4月 障がい者日中活動サービス事業運営費補助開始（運営費補助金の体系変更） 移行ではない新規指定事業所（荒川愛恵苑、カフェフレンド）も補助対象となる 第一～第四、パン工房あさがおが新体系移行より補助対象となる（合併して2施設となる） 平成23年10月 ワン・ステップが新体系移行により補助対象となる 平成24年 4月 作業所ボンエルフが新体系移行により補助対象となる 平成25年 4月 作業所スカイが新規指定事業所として補助対象となる 平成25年 5月 オフィスサプライ東京が新規指定事業所として補助対象となる 平成26年 4月 ワークハウス荒川第2が新体系移行により補助対象となる						
必要性	障害者総合支援法に基づく施設の安定した運営や、障がい者の日中活動場所の確保のため必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 【補助】 年度当初に利用見込みによる概算払い						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国	都	その他	一般財源	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					予算額	21,617	40,838	93,021	65,529	68,764	89,814
①決算額（27年度は見込み）	21,240	22,381	51,084	50,941	60,678	76,328	80,220				
②人件費等	407	1,308	1,863	2,478	1,497	1,545					
③減価償却費		436	684	968	608	650					
【事務分担当】（%）	5	15	22	30	18	20					
合計（①+②+③）	21,647	24,125	53,631	54,387	62,783	78,523	80,220				
特定財源											
国											
都	障害者施策推進包括補助事業補助金	9,035	9,408	39,972	45,046	53,914	69,034	72,870			
その他		9,224	9,224	6,150	0						
一般財源		3,388	5,493	7,509	9,341	8,869	9,489	7,350			
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
	補助対象施設数（運営費）	2	3	7	9	11	12	12			
	補助対象施設数（施設借上げ費）	2	3	4	4	4	5	5			
	貸付実施施設数	2	2	2	0	0	0	0			

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	運営費補助、施設借上補助	60,678	負担金補助等	運営費補助、施設借上補助	76,328	負担金補助等	運営費補助、施設借上補助	80,220

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	新体系移行施設数	7	9	12	12	13	作業所から新体系施設に移行した施設数
②	その他新体系施設（新規）	2	2	0	0	1	新規に開所した新体系施設数
③	—						

（問題点・課題分析）	区内事業所の安定的な運営を確保するため、今後も引き続き支援を行い、施設の運営状況を把握していく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区内新体系施設への安定的な運営支援	平成26年度に新たに新体系移行した1施設について、本事業に基づく運営支援を行うことができた。	引き続き支援を行い、施設の運営状況を把握していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	施設の安定的な運営のために、必要な事業である。

況議 （要 質 問 状 ）	
------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-46	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	グループホーム消防設備整備補助事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	小林
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-13-02	グループホーム消防設備整備補助事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 25年度		根拠	消防法、障害者グループホーム消防用設備整備促進事業補助金交付要綱			
終期設定	●有 ○無 28年度		法令等				
実施基準	□法令基準内 □都基準内 □区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者施設の整備・運営支援					
目的	グループホームの火災発生時における消防対策を促進することで、グループホーム利用者の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。						
対象者等	障害者総合支援法に基づき東京都から指定を受けた区内のグループホーム及び開設予定のグループホームの事業者						
内容	<p>【補助対象設備】</p> <p>①自動火災報知設備 ②消防機関へ通報する火災報知設備 ③スプリンクラー設備 （ただし、①グループホームが一つの建物で他の事業所等と併設している場合において、グループホーム以外の目的により消防設備を設置する経費 ②消防用設備の維持管理費（消耗品含む）及び点検費用は対象外）</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>事業に要する経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額とする。</p> <p>①ユニット定員5人以下…2,300,000円 ②ユニット定員6人～10人以下…2,900,000円</p>						
経過	平成25年 12月	消防法施行令の一部を改正する政令、消防法施行規則の一部を改正する省令、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令が公布					障害者グループホーム消防用設備整備促進事業補助金交付要綱制定
	平成27年 4月	消防法の一部改正					消防用設備等の設置対象の拡大、消防法上の用途の見直し
	平成27年 7月	要綱改正（新規開設事業者も対象とする）					
必要性	利用者の生命、身体、及び財産を守るため必要不可欠である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【補助対象設備の設置】事業者 【補助対象設備の設置における補助金の支出】直営						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移								
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額					0	10,400	11,000	
①決算額（27年度は見込み）					0	3,253	11,000	
②人件費等						386		
③減価償却費						163		
【事務分担当】（%）						5		
合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	3,802	11,000	
特定財源								
国								
都	障害者施策推進包括補助事業補助金					1,450	5,500	
その他								
一般財源	0	0	0	0	0	2,352	5,500	
実績の推移	事項名							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
事業周知件数					10	10	10	
消防設備設置ユニット（件数）					-	2	4	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			負担金補助等	消防設備補助	3,253	負担金補助等	消防設備補助	11,000

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	消防設備設置ユニット（件数）			2	4	2	
②							
③							

（問題点・課題分析）	平成27年4月より消防法の改正が行われたことに伴い、消防設備の設置や改修が必要なグループホームがある。
他区の実況	（実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区） 実施：台東区、世田谷区、杉並区、足立区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業者に対して、チラシ等の配付により、補助制度について周知する。	事業者に対して、補助制度についてチラシの配布により周知を行った。	消防設備の設置や改修が必要なグループホームを把握し、設置の補助を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	グループホーム利用者の生命、身体及び財産を保護するため必要な事業である。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-47	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	福祉事業事務費（障害者相談員）		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	中村	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-14-01	福祉事業事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業 ●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 43年度		根拠	身体障害者相談員設置要綱及び知的障害者同要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	相談員が身体・知的障がい児者に対し、各種相談や日常生活の援助等を行う。						
対象者等	【相談員】 身体障害者相談員：11名 知的障害者相談員：6名						
内容	<p>【相談員】</p> <p>区長が選任した相談員に2年間業務を委託する</p> <p>相談員：自宅相談や出張相談を行い、活動記録簿に記録、毎年4月10日までに報告書により区に報告する。報償費は毎年9月及び3月に、それぞれの月までの分をまとめて支給する。</p> <p>研修：年2回程度、区で行う。</p>						
経過	<p>平成11年 4月 都が相談員の年齢制限を導入（新任65歳未満、再任73歳未満）</p> <p>平成12年 4月 相談員事業が都から区へ事務移管（事務処理特例）</p> <p>平成24年 4月 相談員事業の実施主体が都から区へ移管</p>						
必要性	-						
実施方法	<p>（一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>区長選任の相談員に2年間委託</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		20,385	21,323	22,558	23,003	31,370	30,679	30,568
①決算額（27年度は見込み）		19,304	20,608	21,935	22,390	30,314	29,200	30,568	
②人件費等		2,687	610	847	165	166	773		
③減価償却費			203	311	65	68	325		
【事務分担量】（%）		33	7	10	2	2	10		
合計（①+②+③）		21,991	21,421	23,093	22,620	30,548	30,298	30,568	
特定財源	国								
	都	福祉のまちづくり推進事務費委託金	833	948	908	163	100	105	100
	その他								
一般財源		21,158	20,473	22,185	22,457	30,448	30,193	30,468	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	身体相談（件数）	396	295	329	342	234	236	360	
	知的相談（件数）	298	250	259	263	116	79	152	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	相談員活動費	651	報償費	相談員活動費	654	報償費	相談員活動費	680
一般需用費	相談員研修用消耗品	33	需用費	相談員研修用消耗品	33	需用費	相談員研修用消耗品	33
	その他事務費	29,630		その他事務費	28,513		その他事務費	29,855

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	-						-
②	-						-
③	-						-

（問題点・課題 指標分析）	=
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議況 （要旨）	
--------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-48	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障害支援区分認定事務費		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	細谷	内線	2689	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-14-02	障害支援区分認定事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	障害者総合支援法に定める障害福祉サービス提供の根拠となる、障害支援区分認定のための調査および審査会開催を目的とする。						
対象者等	介護給付費および訓練等給付費の支給申請者および支給決定の変更の申請者のうち、18歳以上の者						
内容	[障がい認定の流れ] 介護給付の申請→認定調査→一次判定→審査会（二次判定）→障害支援区分の認定 訓練等給付の申請→認定調査のみ ※障害支援区分……介護給付の必要度を表す7段階の区分（区分1～6、非該当：区分6が高い） [審査会開催回数] 3合議体、月3回開催 開催回数・・・年間36回（予定） [審査会委員構成] 任期2年 医師会医師6名、大学教授・准教授3名、社会福祉士1名、社会福祉協議会職員1名 福祉施設職員3名、当事者1名						
経過	平成18年4月 障害者自立支援法施行 平成18年5月 認定調査開始 平成18年6月 審査会開始 平成25年4月 障害者自立支援法改正 障害者総合支援法になり、難病患者が対象となる 平成26年4月 障害程度区分から障害支援区分へ移行						
必要性	支給決定の仕組みを透明化、明確化するために認定調査や審査が必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	16,367	13,724	15,246	15,041	15,268	15,689
①決算額（27年度は見込み）		13,201	11,150	12,954	13,967	13,628	13,611	15,929
②人件費等		10,587	9,156	15,668	15,696	16,218	15,064	
③減価償却費			3,050	5,754	6,131	6,591	6,339	
【事務分担当】（%）		130	105	185	190	195	195	
合計（①+②+③）		23,788	23,356	34,376	35,794	36,437	35,014	15,929
特定財源	国	3,132	2,378	2,033	5,303	3,694	3,499	5,923
	都					1,846	1,749	2,961
	その他							
一般財源		20,656	20,978	32,343	30,491	30,897	29,766	7,045
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	審査会開催回数（回）	35	31	33	32	34	32	36
	障害支援区分認定件数（人）	290	215	293	444	268	301	437

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審査会委員・非常勤報酬	10,488	報酬	審査会委員・非常勤報酬	10,217	報酬	審査会委員・非常勤報酬	11,346
共済費	社会保険料（非常勤）	1,056	共済費	社会保険料（非常勤）	1,059	共済費	社会保険料（非常勤）	1,072
旅費	調査旅費等	606	旅費	調査旅費等	539	旅費	調査旅費等	714
需用費	消耗品費等	102	需用費	消耗品費等	95	需用費	消耗品費等	125
役務費	意見書作成手数料等	1,376	役務費	意見書作成手数料等	1,701	役務費	意見書作成手数料等	2,672

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	申請件数（人）	480	383	440	473	547	—
②	障害支援区分認定件数（人）	444	268	301	437	405	—
③	—						—

（問題点・課題 分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害支援区分の認定期間は原則3年間である。平成18年度の制度導入後、3年周期で認定件数の多い年度が到来し、最も件数が多かった平成24年度の更新申請が平成27年度に訪れる見込みである。そのため、効率的に区分認定を行っていく必要がある。</li> <li>・障害福祉サービスの対象となる難病数が拡大する見込みである。新たな対象者の区分認定を円滑に行うとともに、難病の調査に係るノウハウを蓄積していく必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新たな「障害支援区分」制度に対応し、的確な調査、判定を実施していく。	新しい判定ソフトの導入と、その適切な運用に努め、前年度を超える440件の申請に対応した。	新制度への理解を深め、3年周期の更新件数の増加にも対応できるようにする。
②	引き続き申請数の増加にも的確な対応ができるよう、業務に熟知した認定調査員の配置を継続する。	業務に熟知した認定調査員の配置を継続した。	申請件数の増加にも対応ができるよう、同一の認定調査員を継続配置する。
③	審査会については、引き続き3部会により構成し、適正な審査判定を行う。	引き続き3部会での審査判定を行い、301名に区分認定を行った。	引き続き3部会構成で審査会を運営していく。新任の委員に対しては適切な情報提供、研修を実施していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要質問 状）	
------------------	--



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-49	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	聴覚障がい者相談事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	岩崎	内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-14-03	聴覚障害者相談事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 54年度		根拠	荒川区聴覚障害者相談支援事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援					
目的	手話通訳者による相談日を設け、聴覚障がい者のための区役所内等での各種相談を容易にする。						
対象者等	区内に住所を有する身体障害者手帳を交付された聴覚障がい者等						
内容	<p>【窓口相談】                      障害者福祉課窓口に手話通訳者を配置する。                      相談日：毎週火曜日の午後1時～午後4時                      手話通訳者：1名（報償費1回の派遣あたり@1,500×3時間）                      平成26年度実績114件</p> <p>【専門相談】                      窓口相談では対応の難しい専門的な相談内容については、東京聴覚障害者自立支援センターの実施する聴覚障害者相談支援ネットワーク事業を活用することで、様々な分野の相談を包括して行う。                      平成26年度実績9件（20時間）</p>						
経過	昭和56年 4月	相談日増	月1回→月2回				
	平成10年 4月	用語改定	手話通訳者の資格（国が実施する手話通訳認定者）				
			手話通訳者の委嘱（任期1年）				
			手話通訳者に対する謝礼（1回半日6,000円）				
	平成13年 4月	手話通訳者時間変更	（午前9:00～12:00、派遣あたり@1,500×3時間）				
	平成15年 4月	手話通訳者時間変更	（午後1:00～4:00、派遣あたり@1,500×3時間） （区報掲載）				
	平成18年 6月	手話通訳者曜日変更	第2・4火曜日				
	平成21年 4月	手話通訳者回数変更	（毎週・火曜日）、専門相談事業開始				
必要性	手話は聴覚障がい者の有効なコミュニケーション手段であり、当事業においては障害者福祉課における手続き等相談だけではなく、他課の相談も行っており、必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		336	345	281	320	289	309
①決算額（27年度は見込み）		234	306	259	230	248	309	249
②人件費等		774	558	545	271	579	444	
③減価償却費			581	622	323	676	488	
【事務分担当】（%）		20	20	20	10	20	15	
合計（①+②+③）		1,008	1,445	1,426	824	1,503	1,241	249
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
一般財源		1,008	1,445	1,426	824	1,503	1,241	249
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	窓口相談（件数）	96	108	153	90	99	114	120
	専門相談（時間数）	4	18	8	0	14	20	20

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	手話通訳謝礼	225	報償費	手話通訳謝礼	216	報償費	手話通訳謝礼	216
委託料	専門相談	23	委託料	専門相談	93	委託料	専門相談	33

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	窓口相談（件数）	90	99	114	120	130	—
②	専門相談（時間数）	0	14	20	20	20	
③	—						—

（問題点・課題分析）	—
他区の実況	（実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区） 実施：中央区、新宿区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-50	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者向け健康体操事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	高須	内線	2690	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-14-04	障害者向け健康体操事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分		○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	体操を通して障がい者の健康づくりを促進するために、「荒川ばん座位体操」の、普及・啓発を行うことにより、健康管理・健康維持を支援する。						
対象者等	障がい者やその家族、ふれあい粋・活サロン参加者及び区民全般（ヘルパー・ボランティア・事業所・高齢者等）						
内容	<p>【概要】体操名称：荒川ばん座位体操 [意味] 一人でも多くの方（万人）が座ったままで（座位）できる体操。</p> <p>体操内容：車いすや椅子に腰掛けた姿勢のまま運動できる約10分間の体操。自発的に手足を動かすことが困難な者でも、介助者と一緒に行うことができる。</p> <p>【各種講座】ばん座位体操への理解を深めるため、各種講座を開催する。</p> <p>①リーダー育成研修…体操の基礎を学習し、体操を指導できる「ばん座位体操リーダー」を育成</p> <p>②介護事業所向け講座…ヘルパーや介護者向け、介助方法を学ぶ</p> <p>③体操教室…区内施設等で開催すると同時に、効果測定や健康相談を定期的を実施</p> <p>④ステップアップ研修…リーダーを対象に、体操教師角路氏方法やレクリエーション技術を学ぶ</p> <p>【広報活動】①ポスター・パンフレットを作成し区内各所で掲示・配布 ②解説書・VHS・DVDを作成し、障害者福祉課において希望者に無償配布する。③ケーブルテレビ放映・広報誌で周知する。</p>						
経過	<p>平成17年 2月 首都大学東京山田拓実研究室と共同開発、事業案企画、モニター協力依頼</p> <p>平成19年12月 アクロスまつりでの公开发表、区内施設（たんぼぼセンター等）での体操実施</p> <p>平成20年 1月 「荒川ばん座位体操」商標登録申請、DVD・VHS作成</p> <p>平成20年 7月 区立施設での体操教室を開始（たんぼぼセンター：水曜、アクロスあらかわ：火・金曜）</p> <p>平成20年12月 東京都福祉保健医療学会で、荒川ばん座位体操を発表</p> <p>平成22年 4月 西日暮里6丁目施設及び義肢装具サ-トセンターを拠点に追加</p> <p>平成22年10月 西日暮里6丁目施設から粋・活サロンに会場を移し、特養さくら館を拠点に追加</p> <p>平成24年 4月 西尾久ふれあい館を拠点に追加</p> <p>平成25年度 参加者の事故に備えて、傷害保険・賠償責任保険に加入。</p>						
必要性	<p>①障がいがあると、身体を動かす機会が減り、身体が動かなくなるという悪循環が生じる。</p> <p>②障がい者の健康管理の具体的方法（身体の動かし方等）がわかりにくい。</p> <p>③体操を通じて障がい者の健康維持・健康管理の意識を高めるために必要である。</p>						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		障害者施策推進包括補助事業補助金	1,298	961	982	959	962	1,011
予算額		1,298	961	982	959	962	1,011	1,010
①決算額（27年度は見込み）		1,034	574	607	723	914	969	1,010
②人件費等		4,886	4,534	4,535	5,370	4,303	3,624	
③減価償却費			1,511	1,555	2,098	1,859	1,626	
【事務分担量】(%)		60	52	50	65	55	50	
合計(①+②+③)		5,920	6,619	6,697	8,191	7,076	6,219	1,010
特定財源								
一般財源		4,625	6,296	6,327	7,809	6,619	5,714	505
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	リーダー人数	40	46	51	57	65	79	90

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講演会等謝礼	789	報償費	講演会等謝礼	789	報償費	講演会等謝礼	823
需用費	消耗品費	55	需用費	消耗品費	49	需用費	消耗品費	56
役務費	保険料	70	役務費	保険料	131	役務費	保険料	131

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	リーダー人数	57	65	79	90	100	—
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	①研修会等で修了したリーダーが主体となって活動できるように働きかける。 ②身近な地域で参加できるように、実施する場所づくりが必要である。 ③研修会等のPRを多様な方法で行っていくことが必要である。
	他区の実況 (実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区) 同種事業 …… ころばん体操・せらばん体操（高齢者福祉課）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	リーダーが活動できる場所を区内に確保していく。	参加者が体操出来やすい環境作りに努めた。	新たなリーダーの育成とリーダーが日中活動をできる場所を確保する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	障がい者の健康管理・健康維持を支援するため必要な事業である。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-51	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者グループホーム及び緊急一時保護寮運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	川上
				内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-15-01	障害者グループホームおよび緊急一時保護寮運営費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成 6年度		根拠	知的障害者福祉法、障害者総合支援法、			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区立障害者グループホーム条例等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者施設の整備・運営支援					
目的	1 共同生活援助事業（グループホーム）…企業及び福祉作業所等に就労している知的障がい者に生活の場を提供し、日常生活の援助指導を行うことにより、自立を促進する。 2 緊急一時保護事業…介護者が緊急的（疾病等）理由及びレスパイト（介護者の旅行や休養等）により一時的に介護できない時に保護することにより、障がい者（児）及び介護者の福祉の向上に資する。						
対象者等	グループホーム：受給者証の交付を受けた18歳以上の知的障がい者等 緊急一時保護事業：在宅で就学年齢以上の身体障害者手帳1～3級及び愛の手帳の所持者 体験入所事業：緊急一時保護事業の利用対象者で、愛の手帳の所持者						
内容	【グループホーム】知的障がい者で現に就労している人に対して共同生活の場を提供し、食事の世話や生活指導を行う。（体験入所も可）定員：4人 利用期間：原則3年 総合支援法に基づく利用者負担：受給者証記載の負担割合に基づく額 使用料（家賃相当）：月0円～13,500円、食費：朝350円・昼400円・夕550円以内、共益費：月3,000円 【緊急一時保護事業】 在宅の障がい者（児）の介護者が、疾病・冠婚葬祭等で一時的に介護できない時に世話をを行う。利用には事前登録が必要。（学校・町会・連合会行事については利用可、グループ内活動は不可）定員：2人 利用期間：1回7日以内（年間の利用限度なし）※レスパイトは、年2回（1回につき3日以内） 使用料：1日700円 食費：朝350円・昼400円・夕550円 以内 【施設概要】ピアホーム西日暮里（荒川区西日暮里2-2-6） 主要施設：寮生居室4室、緊急一時保護室、食堂、浴室、世話人居室						
経過	平成6年 生活事業開始（入居は5月より） 緊急一時保護事業開始（入居は8月より） 平成8年 体験入所事業開始（入居は7月より） 平成12年 レスパイト利用開始（緊急一時保護事業内に追加） 平成15年 荒川区立障害者GH条例に改正。生活事業部分→知的障害者福祉法の指定地域生活援助事業 平成18年 障害者自立支援法の共同生活援助へ移行（指定管理者制度に移行、利用料の徴収） 平成25年 法改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法） 平成26年4月 指定管理期間満了に伴い運営法人変更 （（社福）東京都知的障害者育成会⇒（特非）東京福祉協議会）						
必要性	1 区立のグループホームを持つことにより、通常のグループホームより自立生活訓練的な内容を持つ 2 緊急一時保護事業は総合支援法の制約を受けず、真に緊急的なニーズ及びレスパイトに対応できる						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 指定管理委託：東京福祉協議会（平成26年度指定管理者指定 指定期間：H26.4～H31.3）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		グループホーム使用料、給付費受入金	2,569	3,598	2,541	2,648	3,095	7,285
一般財源		20,775	21,439	25,265	23,758	23,733	16,473	19,152
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	グループホーム利用者数（人）	3	4	4	5	3	4	4
	//利用率（%）	60.4	76.6	56	41.6	68.4	82	90
	緊急一時利用者数（人）	363	482	593	415	357	222	350
	//利用率（%）	49.7	66	81.2	56.8	48.9	30.4	47.9

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	インターネット回線契約	31	委託料	人件費、管理費、事業費等	21,014	委託料	人件費、管理費、事業費等	21,458
委託料	人件費、管理費、事業費等	22,703						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	グループホーム利用率（％）	41.6	68.4	82	90	100	利用日数／定数（4）×365日
②	緊急一時保護利用率（％）	56.8	48.9	30.4	47.9	65	利用日数／定数（2）×365日
③							

（問題点・課題）	緊急一時保護事業については、平成24年4月に開設された障がい者地域生活支援施設（スクラムあらかわ）に同様の事業が存在するため、平成31年3月の指定管理期間終了の時期を目的に事業のあり方の検討が必要である。
他区の実況	（実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区） （区型単独型グループホームの実施）港、江東、中野、杉並、練馬 （緊急一時保護事業）実施区 15区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成26年度以降の指定管理者が適正な管理を行っているか随時把握する。	26年度より、指定管理者が変更となったため、事業者との連絡・調整を特に注意して行った。	グループホーム、緊急一時保護共に、利用者の満足度が上がるよう、指定管理者へ指導を行っている。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	グループホーム・緊急一時保護ともに、要望のある利用者を受け入れていく。

況議会（要質問状）	11年三定 「利用要件についての介護者の休養（レスパイト）への拡大について」 12年一定 「レスパイトの回数増について」 13年一定 「空き状況の照会について」
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-52	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	尾久生活実習所運営事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	皆川	内線	2681	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-15-02	尾久生活実習所運営費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 59年度		根拠	障害者総合支援法、荒川区立障害者通所支援施設条例、同施行規則			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者施設の整備・運営支援					
目的	障害者総合支援法の規定に基づき、主に知的障がい者に対して、自立に必要な指導・訓練等を行うことにより、生活の充実及び社会的自立の助長を図る。						
対象者等	荒川区内に住所を有する18歳以上の障がい者で、一般就労及び授産活動が困難な方で受給者証の交付を受けた者 ※27年4月現在：56人（本場38人・分場18人）						
内容	<p>面積：本場＝1152.41㎡、分場＝440.48㎡</p> <p>◇主要設備：本場＝（実習室、作業室、多目的ホール・食堂、創作室、医務室） 分場＝（実習室、食堂、医務室）</p> <p>◇利用者の構成：重複障がい30人、知的のみ22人、身障のみ4人 障害程度区分6:26人、区分5:15人、区分4:15人 20歳台以下17人、30歳台19人、40歳台17人、50歳代2人、70歳台1人（H27.4.1現在）</p> <p>◇利用者負担：総合支援法の規定による施設訓練費の10%の定率負担及び食費の実費を徴収する。ただし、18～21年度は定率負担は3%とし、22～27年度も継続。非課税世帯は減免あり。食費は半額に減額（課税650円→325円、非課税230円→115円） 22年4月より、低所得者の障害福祉サービス等に係る利用者負担が無料となった。</p>						
経過	<p>昭和59年：「あらかわ希望の家」設立（運営主体は荒川のぞみの会。用地・建物を区が貸与）</p> <p>昭和61年：運営主体荒川区社会福祉協議会へ運営移管（区の補助事業として）</p> <p>平成3年：旧真土小学校に移転。荒川区立生活実習所建設工事開始</p> <p>平成7年：荒川区立生活実習所開設（現在地）区立民営とする。</p> <p>平成12年：知的障害者福祉法内施設化。法内施設対象外の身体障がい者は生活実習事業を実施</p> <p>平成14年：尾久保健相談所跡に分場開設。定数は6名、年度毎に定数増を行い、最終19名とする。</p> <p>平成15年：知的障害者福祉法の改正により、措置制度から支援費制度へ移行</p> <p>平成18年：自立支援法の施行にともなう制度改正（自己負担4月、施設変更10月以降）</p> <p>平成19年：定員変更 本場39名 分場19名</p> <p>平成21年4月：障害者自立支援法の法内施設として、生活介護施設に移行した。</p> <p>平成25年4月：法改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法）</p>						
必要性	荒川区では、特別支援学校卒業後は重度障がい者であっても在宅にしない方針のもと、必要な施設の設置・運営を行っている。						
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>指定管理委託：荒川区社会福祉協議会（H18.4～）平成21年4月更新（H21.4～H26.3） 平成26年4月更新（H26.4～H31.3）</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	223,435	232,431	223,327	230,530	223,133	236,124
①決算額（27年度は見込み）		219,264	228,014	211,670	226,525	220,457	234,388	245,602
②人件費等		1,629	2,616	2,964	2,478	2,911	2,318	
③減価償却費			872	1,089	968	1,183	975	
【事務分担量】（%）		20	30	35	30	35	30	
合計（①+②+③）		220,893	231,502	215,723	229,971	224,551	237,681	245,602
特定財源	国							
	都	2,250	2,250	2,250	0		-	-
	その他	110,230	100,992	114,325	122,167	126,961	134,997	140,124
一般財源		108,413	128,260	99,148	107,804	97,590	102,684	105,478
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	施設定数（人）	58	58	58	58	58	58	58
	通所者数（年度末）（人）	53	52	54	54	55	57	58
	利用率（通所者数/定数）（%）	91.4	89.7	93.1	93.1	94.8	98.3	100

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	指定管理者選定委員会謝礼	60	委託料	人件費、管理費、事業費等	230,386	委託料	人件費、管理費、事業費等	240,449
需用費	指定管理者選定委員会賄い	1	使用料等	通所バスリース料	3,975	使用料等	通所バスリース料	5,055
委託料	人件費、管理費、事業費等	215,349	公課費	自動車重量税	27	備品購入費	AED本体	98
使用料等	通所バスリース料	5,026						
公課費	自動車重量税	21						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 利用者定員（人）	58	58	58	58	58	本場39、分場19
	② 利用者数（人）	54	55	57	58	58	—
	③ 利用率（％）	93.1	94.8	98.3	100	100	利用者数／利用者定員

（問題点・課題分析）	尾久生活実習所本所については竣工後18年が経過し、近年、水回りや空調等の設備の老朽化が顕著である。また、分場については平成13年に内部改修の他、電気設備、機械設備等の改修を行っているが、建物竣工後34年が経過しており老朽化しているため、今後も継続し、計画的に改修を行っていく必要がある。
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） （生活実習所・法外施設 1区）世田谷1カ所 （知的更生施設・法内施設 20区）港1、新宿1、文京2、墨田1、江東3、品川3、目黒2、大田6、世田谷6、渋谷1、中野1、杉並2、豊島2、北2、板橋5、練馬7、足立5、葛飾2、江戸川4カ所

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	施設や設備の維持管理、必要な修繕を行うとともに中長期改修実施計画等を踏まえ改修を検討していく。	消防設備等の修繕をはじめ、多目的ホールの机等を新しくする等の対応を行った。	平成27年度は昇降機及び空調機の工事を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	区立の通所施設であり、円滑な事業運営に取り組む。

況議会（要質問状）	
-----------	--



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-53	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	新山
				内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-15-03	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 48年度		根拠	障害者総合支援法、荒川区立障害者通所支援施設条例、同施行規則			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画			
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者施設の整備・運営支援					
目的	【荒川生活実習所】18歳以上の知的障がい者が、日中に創作・作業・レクリエーション活動等を通じて地域で自立した生活を送れるようにする。 【荒川福祉作業所】一般就労が困難な心身障がい者が、継続的な作業活動及び生活能力向上等の支援を通じて、地域で自立した生活を送れるようにする。						
対象者等	【荒川生活実習所】18歳以上の重度の知的障がい者であり、一般就労及び授産活動が困難な方 【荒川福祉作業所】18歳以上の知的障がい者であり、作業能力を有するか又は期待できる方（原則単独通所が可能な方）※いずれも施設受給者証の交付を受けた方						
内容	【施設概要】 所在地：荒川1-53-9 延床面積：1,853.4m <sup>2</sup> 主要設備：相談室、集会室、作業室、利用者更衣室、ライフタワー、車椅子専用トイレ他 【荒川生活実習所】 事業内容：生活介護（定員40名）…生活指導、生活援助、創作活動等 1クラスあたり利用者6～10名で3クラス（職員は各クラス3～4名体制） 利用者負担：定率負担は3%、食費は半額。低所得者層の利用者負担額は免除。 【荒川福祉作業所】 事業内容：就労移行支援（定員7名）、就労継続支援B型（定員48名）…作業援助、就労支援等 一般企業との契約により、箱折り等の簡易作業を実施、代金を工賃として支給する。 利用者負担：荒川生活実習所と同様						
経過	昭和48年 6月 荒川生活実習所は区立心身障害者福祉センター指導係成人グループとして、荒川福祉作業所は都立荒川心身障害者福祉作業所として開設 昭和55年 4月 荒川福祉作業所が東京都から荒川区へ事務移管される 平成16年 9月 荒川生活実習所及び同福祉作業所を法に基づく通所援護施設に移行する（給食の実施） 平成18年 4月 両施設の運営を荒川区社会福祉協議会に業務委託（指定管理者制度の移行準備） 平成19年 4月 両施設を指定管理者である荒川区社会福祉協議会が管理運営を行う 平成21年 4月 障害者自立支援法の法内施設に移行 荒川生活実習所：生活介護施設（定員拡大：27名→40名） 荒川福祉作業所：就労移行支援・就労継続支援B型施設（定員拡大：48名→55名） 平成25年 4月 法改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法）						
必要性	知的障がい者の日中活動の場として、地域での自立生活を支援する観点からなくてはならない施設である。とりわけ特別支援学校卒業者の受け皿として施設の運営、整備を図っている。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 指定管理委託：荒川区社会福祉協議会（H19.4～）平成24年4月更新（H24.4～H29.3）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額	199,354	189,404	201,368	198,484	211,374	214,779	218,930	
①決算額（27年度は見込み）	184,516	182,194	186,619	189,753	198,216	205,032	218,930	
②人件費等	1,629	2,616	1,694	1,239	3,327	2,318		
③減価償却費		872	622	484	1,352	975		
【事務分担量】（%）	20	30	20	15	40	30		
合計（①+②+③）	186,145	185,682	188,935	191,476	202,895	208,325	218,930	
特定財源								
国								
都	障害者自立支援対策臨時特例交付金	2,250	2,250	2,250	0			
その他	給付費受入金、給食費	141,558	137,875	146,960	154,314	122,637	137,910	
一般財源		42,337	45,557	39,725	37,162	75,258	81,020	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	①荒川生活実習所利用者在籍者数（人）	27	31	33	35	35	35	35
	②荒川福祉作業所利用者在籍者数（人）	47	47	47	47	44	41	43

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	人件費、運営費、事業費等	195,066	委託料	人件費、運営費、事業費等	201,966	需用費	AEDパッド	34
使用料等	不動産賃借料	3,066	使用料等	不動産賃借料	3,066	委託料	人件費、運営費、事業費等	215,829
備品購入費	AED買替	84				使用料等	不動産賃借料	3,067

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 荒川生活実習所利用者出席率(%)	88.7	87.7	86.8	87.7	90.0	出席日数／(平日×利用者数)
	② 荒川福祉作業所利用者出席率(%)	81.0	86.1	85.6	86.1	90.0	出席日数／(平日×利用者数)
	③ 荒川福祉作業所利用者工賃(平均月額)(円)	9,005	9,706	6,956	9,000	10,000	

(問題点・課題分析)	荒川生活実習所 ・利用者の年齢差や体調の変化に対応できるようプログラムに工夫が必要である。
	荒川福祉作業所 ・工賃収入を増額するため、積極的に受注開拓していく。
他区の実況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区) 未実施：台東区、千代田区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	各利用者の様態に合わせた、きめ細かい支援プログラムを設定する。	利用者アンケート等を参考に利用者主体、ニーズに応じたプログラムを組み、自己実現を図れる環境を整えた。	引続き、利用者の意向等をプログラム内に取り込み、利用者の活動を広げる。
②	高齢の利用者に対して、生活全般を視野に入れた支援を実施していく。	高齢の利用者が、地域で生活し続けられるよう、50歳以上の利用者を対象に「健康推進プログラム」を始めた。	平成26年度から行っている「健康推進プログラム」の評価をしていく。
③	区内民間作業所と連携し共同受注の体制を築き、また荒川福祉作業所の受注開拓を積極的に行い、利用者工賃のアップを図る。	作業所ネットワーク会議等を通じて民間作業所と連携したが、利用者工賃は減少した。	工賃収入を増額するため、受注開拓を積極的に行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	区立の通所施設であり、円滑な事業運営に取り組む。

況議会(要質問状)	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-54	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障害者福祉会館運営事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	新山	内線	2682	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-15-04	障害者福祉会館運営費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 9年度		根拠	障害者総合支援法、荒川区立障害者福祉会館条例、同施行規則			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者施設の整備・運営支援				
目的	障がい者が地域の中で豊かに暮らしていくことを目指し、区民への啓発・交流の場、自主的な活動の場を提供することで、障がい者自身の地域参加及び自立を図る						
対象者等	障がい者及び区民全般						
内容	【貸館業務】会議室等（多目的ホール、会議室）の貸出（障害者福祉推進団体は使用料免除） 【文化・教養講座事業】障がい者向け料理教室、リズム体操教室 【情報提供事業】点字教室、インターネットスポットの提供、新聞・雑誌・図書などの閲覧、各種展示 【ふれあい交流事業】スポーツ交流会、ステージ発表会、バリアフリー講座、親子ボランティア講座 【各種事業】IT講習会、アクロスまつり、障害者週間関連事業、防災・避難訓練 【特定相談支援事業】障害者の抱える課題解決や適切なサービスの利用に向けての利用計画の作成 【施設概要】荒川区荒川2-57-8 ●主要施設：会議室、多目的ホール、点字ワープロ室、対面朗読室 ●開館時間：9：00～22：00 ●構造：鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階 ●敷地面積：771.64㎡ ●延床面積：1,482.08㎡ ●休館日：毎月第3火曜・年末年始（12/29～1/3） 【障害者福祉推進団体】80団体（平成27年3月31日現在）						
経過	平成9年8月 開設 平成12年 アクロスあらかわIT講習会開始 平成13年1月 条例改正（使用料免除対象団体を精神障がい者団体まで拡大） 平成14年8月 インターネットスポット開設 平成17年度 聴覚障がい者用情報受信装置（手話放送用）設置 平成18年4月 指定管理者制度に移行 平成21年4月 指定管理者更新（H21.4.1～H26.3.31）、情報バリアフリー化推進事業を統合 平成26年3月 福祉避難所として指定 平成26年4月 指定管理者公募による更新（H26.4.1～H31.3.31） 指定計画相談支援事業開始						
必要性	障がい者の社会参加及び自主活動の場の確保のため必要である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 指定管理委託：荒川区社会福祉協議会 職員数：常勤職員 2人（うち1人は兼務） 非常勤職員 4人						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	予算額	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		①決算額（27年度は見込み）	51,420	45,477	42,147	40,008	42,374	51,213
②人件費等	814	1,744	2,541	3,386	3,909	1,545		
③減価償却費		581	933	1,388	1,589	650		
【事務分担量】（%）	10	20	30	43	47	20		
合計（①+②+③）	51,184	47,611	42,783	44,778	47,647	44,197	48,326	
特定財源								
国								
都	障害者施策推進包括補助事業補助金	929	934	986	678	689	749	767
その他	各種使用料等	923	907	1,298	652	552	754	6,069
一般財源		49,332	45,770	40,499	43,448	46,406	42,694	41,490
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	会議室等利用（件数）	3,360	3,240	3,332	3,573	3,631	3,190	3,464
	会議室等利用者総数（人数）	44,535	47,194	46,965	47,247	50,314	49,249	48,936
	会議室等利用率（%）	64.6	63.2	52.9	59.6	61.4	61.3	60.7
	施設利用者総数（人数）	50,807	54,628	56,304	63,213	66,914	65,694	65,273

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品	6	委託料	人件費、管理費、事業費等	42,002	需用費	AEDパッド	34
委託料	人件費、管理費、事業費等	41,776				委託料	人件費、管理費、事業費等	48,292
備品購入費	AED買替等	367						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 多目的ホール・会議室利用率(%)	59.6	61.4	61.3	60.7	61.3	利用件数/貸出可能コマ数
	② 障害者福祉推進団体登録数(団体数)	76	77	80	82	84	
	③ 計画相談支援事業(件数)			16	345	450	平成26年度開始

(問題点・課題分析)	福祉避難所の設置及び運営方法等についての訓練が必要である。
他区の実況	(実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区) ※運営団体、規模は各区によって異なる。 実施：文京区、台東区、杉並区、北区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	福祉避難所としての避難訓練や防災訓練等を行い、災害時における更なる体制整備をしていく。	避難訓練及び防災訓練を実施し、災害時における職員の体制、各種機器の取扱い等について確認ができた。	福祉避難所の設置及び運営方法等について検討する。
②	指定計画相談支援事業所としての周知を行い、利用を促進する。	周知の結果、計画相談支援を利用する障がい者が増加している。	指定計画相談支援事業所として、当該事業をさらに推進し、利用の増加を図る。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の体制の充実を図る。

況議会(要質問状)	11年三定 14年一定 26年9月会議	「精神障がい者団体等への施設利用料の減免対象拡大」 「機器の購入費助成、インターネット接続料補助」 「福祉避難所の支援体制」
-----------	---------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-55	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	精神障がい者地域生活支援センター運営事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	上野	内線	2682	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-15-05	精神障害者地域生活支援センター運営費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 14年度		根拠	障害者総合支援法、荒川区精神障害者地域生活支援センター設置条例、同施行規則等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者施設の整備・運営支援				
目的	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談（夜間・休日）を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進する。区内の社会復帰施設等を利用する障がい者、通院中の障がい者が憩い、地域交流のできる場とする。精神ボランティア活動、訪問活動等、地域生活支援事業の拠点とする。						
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者とその家族等						
内容	<p>【日常生活支援】夕食会、当事者活動の支援・就労支援のプログラム・情報提供コーナー</p> <p>【相談活動】当事者や家族に対し面接や電話による、服薬・金銭管理・対人関係などの悩み、福祉サービス利用についての相談</p> <p>【「憩いの場」の提供】夜間や休日にも利用できるオープンスペースの提供・喫茶コーナー設置によるくつろぎの場の提供</p> <p>【地域交流活動】展示会や公開講座等の開催による地域住民との交流、ボランティアの育成支援</p> <p>【特定相談支援事業・障害児相談支援事業】利用者のアセスメントに基づくサービス等利用計画の作成</p> <p>※開館日・時間※ 年末年始の6日間と毎月第3木曜日を除く毎日 午前9時～午後7時（電話相談は午後9時）</p>						
経過	平成12年	保健所に検討会を設け、先行施設の調査を開始し、事業内容、必要施設案を策定					
	平成13年	候補地をあげ、建設費（施設改修工事、備品等）の予算案を決定。					
	平成15年 1月	精神障害者地域生活支援センターアゼリア開設					
	平成17年 4月	開館時間を午前9時～午後9時から午前9時～午後7時に変更、精神保健福祉ボランティア講座の委託開始					
	平成18年 4月	デイケア事業の一部を委託					
	平成18年10月	障害者自立支援法に基づく「相談支援事業・地域活動支援センターI型」へ移行					
	平成20年 4月	福祉サービス事業開始					
	平成24年 4月	デイケア事業を見直し、登録制の社会復帰プログラムのグループ活動として事業を変更					
	平成25年 4月	法改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法） 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業を開始					
必要性	精神障がい者数は年々増加している。回復途上にある精神障がい者を対象に、生活の場を提供し、日常生活における援助等を行い、地域生活を送り自立を促進するための施設として必要である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 指定管理委託：社会福祉法人トラムあらかわ 基本協定期間（平成26年4月1日～平成31年3月31日）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		障害者施策推進包括補助事業補助金	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622
給付費受入金						796	3,060	
一般財源		33,565	35,019	37,817	38,618	38,603	38,437	35,937
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	1日平均来館者数（人）	31	29	31	23	23	23	23
	1回平均支援プログラム延べ参加者数（人）	6	5	5	4	7	6	6
	1日平均相談件数（面接・電話計）	43	41	43	54	42	56	56
	新規登録者数（人）	140	141	84	101	145	128	129

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	水道代	89	需用費	水道代	106	需用費	水道代	159
委託料	人件費、管理費、事業費等	34,559	委託料	人件費、管理費、事業費等	36,907	委託料	人件費、管理費、事業費等	40,460

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 来館者数（人）	8,339	8,185	7,941	8,155	8,260	—
	② 支援プログラム参加者数（人）	3,220	3,931	3,994	4,033	4,073	—
	③ 相談件数（件）	19,283	15,261	16,595	16,760	16,927	—

（問題点・課題）	① 来館者数はやや減少したが、プログラム参加者数は引き続き増加傾向にあり、当センターの特長であるプログラムを主体とした利用者支援の実施体制を引き続き確保していくことが必要である。
	② 相談件数は25年度値から増加しており、区及び今年度新たに開設予定の精神障害者相談支援事業所（委託・訪問主体）と相互に連携の上、より多くの要支援者に対しなるべく早い段階から支援を行っていきける体制を整備する必要がある。
② 指定特定相談・障害児相談支援事業について、より専門性の高い相談支援及び利用計画作成・モニタリングを行っていくため、区内相談支援事業所の連絡会（勉強会）開催等を検討する必要がある。	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	特定相談支援事業の利用件数が増加するよう、重点的に取り組んでいく。	30人と利用契約を締結、37件の計画（変更・更新含む）を作成し、モニタリングを計20回実施した。	前年度の経験を利用件数の増加につなげるとともに、勉強会等への参加により、相談支援専門員のスキルの向上をはかる。
②	南千住か日暮里地域に地域生活支援センターの設置を検討する。	平成27年度新規事業として提案、相談支援事業について、新たに精神障がい者相談支援事業所1か所を開設することとなった。	—
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の体制の充実を図る。

況議（要質問状）	平成27年2月会議「アゼリアでの相談支援は充足しているのか。新たな地域活動支援センターの進捗状況は？」
----------	---

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-56	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	スクラムあらかわ運営等事業	担当者名	福社部障害者福祉課	課長名	小林	内線	2693
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-16-01	スクラムあらかわ運営等事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 20年度		根拠	協定書、荒川区障害者地域生活支援事業実施要綱等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者施設の整備・運営支援					
目的	社会福祉法人に区有地を無償貸与し、区内の障がい者の地域生活の拠点となる障害者地域生活支援施設を整備させることにより、障がい者の福祉の向上を図る。						
対象者等	社会福祉法人 すかい						
内容	<p>1 施設概要 ○所在地 町屋6丁目28番13号 ○面積 敷地：743.84㎡ 延床：2,321.53㎡</p> <p>○構造 鉄筋コンクリート造6階建 ○開設 平成24年4月</p> <p>2 事業内容（1）運営費補助（補助事業）                  看護師等人件費：年額30,000,000円、生活支援補助員人件費：年額13,200,000円                  短期入所居室経費：年額4,500,000円（1居室分）※2居室分が上限</p> <p>（2）地域生活支援事業（委託事業）                  地域活動支援センター 提供日：平日10時～16時 定員：15人                  日中一時支援 提供日：平日16時～18時 定員：15人                  施設入浴 提供日：平日10時～16時 定員：4～6名、登録者の予約制                  相談支援 提供日：平日9時～18時（電話は24時間体制）                  移動支援（車両移送型）※施設利用者が対象、登録者の予約制</p>						
経過	平成20年度 用地取得 平成21年度 事業者公募・選定・決定、協定締結 平成22年度 施設設計、計画通知、各種調整、建設工事 平成23年度 建設工事・竣工 平成24年度 開設 平成26年度 グループホーム利用予定者審査会実施 平成27年度 グループホーム利用者の入替え						
必要性	区内における障がい者の地域生活の拠点としての一体的な施設は、障がい者の地域生活を促進するために重要である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 施設の建設・運営について、事業者に対して区の補助金制度を適用する。 地域生活支援の事業については、事業者に業務委託する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	5,508	26,797	510,351	144,220	137,944	134,074
①決算額（27年度は見込み）		2,278	26,611	505,381	114,198	118,903	120,352	134,902
②人件費等		7,737	8,633	7,471	3,304	3,471	2,620	
③減価償却費			2,876	2,955	1,291	1,521	1,203	
【事務分担当】（%）		95	99	95	40	45	37	
合計（①+②+③）		10,015	38,120	515,807	118,793	123,895	124,175	134,902
特定財源	国				10,713	11,591	11,983	12,943
	都		5,997	54,003	5,356	5,796	5,992	6,471
	その他				34	34	34	34
一般財源		10,015	32,123	461,804	102,690	106,474	106,166	115,454
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	共同生活介護事業在籍者数				17	18	18	18
	短期入所事業利用回数				2,418	3,051	3,059	3,285
	地域活動支援センター事業実施回数				93	147	246	280
	日中一時支援事業実施回数				636	1,383	1,632	1,650

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	地域生活支援委託	80,324	委託料	地域生活支援委託	80,118	委託料	地域生活支援委託	82,702
負担金補助等	運営費補助	38,579	負担金補助等	運営費補助	40,234	負担金補助等	運営費補助	52,200

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	短期入所利用率（％）	55.2	69.7	69.8	75.0	80	利用回数／（365日×12床）
②							
③							

（問題点・課題分析）	—
他区の実況	（実施 3 区 未実施 19 区 不明 0 区） 他区の施設整備状況 台東区、千代田区、目黒区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	施設の円滑な運営を支援する。	グループホームの入替の支援を行った。	施設の円滑な運営を支援する。
②	地域・事業者・区との連携による施設運営に努める。	地域生活支援センターの利用率を向上させるため区及び事業者間で情報共有を行った。	地域・事業者・区との連携による施設運営に努め、地域活動支援センターの利用率の向上を図る。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	推進	障がい者の地域生活の拠点として、安定した施設運営を推進する。

議会（要質問状）	21年決特 「ケアホームの入居期間について（3年で退居しなければならないのか）」
----------	--



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-57	戦略プラン	<input type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事
事務事業名	精神保健福祉事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	鈴木	内線	2688	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-17-01	精神保健福祉事業費					
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 27年度 <input type="checkbox"/> 26年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 41年度		根拠	精神保健福祉法、地域保健法			
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 年度		法令等				
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画		<input checked="" type="checkbox"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	地域精神保健福祉活動の中心として、関係諸機関・施設との連絡調整のもとに、精神障がい者の早期治療の促進及び社会適応・復帰を援助するため相談・訪問等を積極的に行う。また、精神保健福祉に対する区民の意識を高める。						
対象者等	区民及び区内精神障がい者（推定数3,300人）その家族、関係者。						
内容	<p>1 予防と健康の保持増進                      (1) 普及啓発：講演会（年2回）、ひきこもり家族教室（年8回）                      依頼による健康教育、区報を利用した知識の普及                      (2) 相談：こころの健康相談（年48回）、思春期・ひきこもり心理相談（年24回）                      統合失調症家族教室（年4回）、保健師による訪問指導、来所・電話相談（随時）</p> <p>2 保護 警察官通報（精神保健福祉法第23条）、区長同意、移送</p> <p>3 組織の育成 精神障がい者家族会（めぐみ会）支援                      精神障がい者ホームヘルプステップアップ研修の実施</p> <p>4 精神施設利用者交流 スポーツ交流会（年1回）</p>						
経過	平成14年度	区内の精神障がい者施設に呼びかけてスポーツ交流会開催					
	平成17年度	精神保健福祉ボランティア講座を生活支援センターへ委託					
	平成18年度	自立支援法施行により、精神障がい者ヘルパー養成研修が廃止される。（区独自で精神障がい者ヘルパーステップアップ研修実施）					
	平成22年度	組織改正により保健所から事務移管 自殺予防事業の実施に伴い、思春期・ひきこもり心理相談及びひきこもり家族教室を組み入れた					
	平成26年度	精神保健福祉法一部改正に伴う条番号改正 24条通報→23条通報					
必要性	区民の精神的健康の保持増進、精神疾患の早期治療、並びに精神障がい者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加を図る取り組みは、地域住民の福祉のために不可欠である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		一般財源	11,723	15,492	18,297	17,384	17,538	17,492
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	区長同意・解除（人数）	71	98	73	59	75	27	30
	警察官24条通報（件数）	39	37	28	33	43	47	50
	相談者数（精神科医・臨床心理士）	143	164	206	211	196	261	280
	ホームヘルプ講座参加者（実人数）	61	98	-	93	140	131	140

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	精神科医師・臨床心理士	1,861	賃金	精神科医師・臨床心理士	1,861	賃金	精神科医師・臨床心理士	1,862
報償費	講演会講師謝礼	361	報償費	講演会講師謝礼	341	報償費	講演会講師謝礼	377
需用費	消耗品等	89	需用費	消耗品等	91	需用費	消耗品等	101
役務費	保険料	9	役務費	保険料	9	役務費	保険料	9
使用料等	スポーツ交流・講演会会場	29	使用料等	スポーツ交流・講演会会場	21	使用料等	スポーツ交流・講演会会場	29
負担金補助等	家族会補助	120	負担金補助等	家族会補助	120	負担金補助等	家族会補助	120

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 精神科医師・臨床心理士相談者（延べ人数）	211	196	261	280	300	—
	② 保健師による相談者（延べ人数）	9,648	9,144	8,706	8,900	9,100	—
	③ 家族教室参加者（延べ人数）	59	86	37	42	47	—

（問題点・課題分析）	精神障がい者は、家族や周囲の方との人間関係の影響を受けやすく、ストレスに対して脆弱であり病状の変化を起こしやすい。 そのため、病気の理解や接し方等の学習の場としての、普及啓発事業や家族教育が必要である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	家族会、こころの健康相談者、家族教室等からの家族・関係者からの相談について、充実をはかる。	相談員、家族、関係者からの相談の充実に努めた。	日々の相談を受けるなかで、精神保健の普及啓発に反映していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-58	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	精神保健福祉ネットワーク事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	与儀
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-17-02	精神保健福祉連絡協議会運営費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 5年度		根拠	荒川区精神保健福祉連絡協議会設置要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援					
目的	1 精神保健福祉活動を行う機関・団体で構成する精神保健福祉連絡協議会を設置し、地域における精神保健福祉のネットワークの充実と荒川区の地域精神保健福祉施策の推進を図る。 2 実務担当者のネットワークとして、精神保健福祉ネットワーク会議を開催する。						
対象者等	協議会は、福祉部長・健康部長・精神科医師・精神保健福祉センター所長・学識経験者・区内施設係者・民生委員・荒川区精神障害者家族会及び当事者・社会復帰施設・商店街連合会の推薦などで委員を構成し、精神保健福祉ネットワーク会議は関係機関の実務担当者が参加する。						
内容	1 精神保健福祉連絡協議会における協議事項 (1) 精神保健福祉活動の推進に関すること (2) 関係機関、関係団体の協力体制の整備に関すること (3) 精神保健福祉の正しい知識の普及・啓発に関すること (4) 自助グループ、協力団体等の育成に関すること (5) その他、協議会会長が必要と認める事項 2 精神ネットワーク会議は、精神保健福祉の最新情報・事例検討・施設紹介などの情報交換を通じて、関係機関相互の「顔の見えるネットワークづくり」をめざす。						
経過	平成17年度 ・構成員の見直しに伴う要綱・要領を改正（支援センターアゼリアの代表を委員に加える等） ・薬物・酒害相談関係機関連絡会および精神保健福祉関係機関連絡会を一本化した上、荒川区精神保健福祉連絡協議会の実務担当者のネットワーク会議として位置付け ・委員謝礼の廃止						
必要性	精神保健福祉に関する幅広い情報提供を相互に行うことで、「顔の見えるネットワーク」を構築し、複雑困難事例の処遇や普及啓発活動等を行うことができる。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 1 連協の委員任期 平成23年4月～平成26年3月 年間1回の実施 2 ネットワーク会議は年4回。区内外の医療機関等関係機関への実務担当者の参加を呼びかけている。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	173	173	186	177	177	179
①決算額（27年度は見込み）		94	138	169	126	127	106	202
②人件費等		6,922	3,104	3,933	5,498	4,339	3,739	
③減価償却費			1,113	1,866	2,582	2,535	2,276	
【事務分担当】（%）		85	39	60	80	75	70	
合計（①+②+③）		7,016	4,355	5,968	8,206	7,001	6,121	202
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		7,016	4,355	5,968	8,206	7,001	6,121	202
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	連絡協議会開催(回数)	1	1	1	1	1	1	1
	ネットワーク会議(回数)	4	4	4	4	4	4	4
	ネットワーク会議参加者(人数)	133	130	193	201	201	164	200
	参加団体数	32	42	44	50	52	56	58

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	外部委員・講師謝礼	124	報償費	外部委員・講師謝礼	100	報償費	外部委員・講師謝礼	173
需用費	食糧費	2	需用費	食糧費	2	需用費	食糧費	2
使用料等	会議室使用料	1	使用料等	会議室使用料	4	使用料等	会議室使用料	27

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 精神保健福祉ネットワーク 会議参加者数	201	201	164	200	220	—
	② 精神保健福祉ネットワーク 会議参加団体数	50	52	56	58	60	—
	③						

（問題点・課題分析）	1精神障害者に対し、精神保健福祉に関する行政と関係機関同士の連携した支援を円滑に遂行できるようネットワーク会議を実施している。参加団体数は年増加しており、参加者のニーズを把握することを目的にアンケートを実施している。 2精神保健福祉制度の変更や国の動向を鑑み、関係者に最新情報を提供できるよう企画し、情報交差点の役割が担えるような会議を実施する。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	顔の見えるネットワークづくりをめざして、参加団体数の増加と内容の充実を図る。	参加者にアンケートを基にテーマを設定し、参加者のニーズを反映した。内容としては精神科救急、事例検討、警察の関わりなどであった。	障がい者のニーズが高いテーマとしては就労支援、関連施設の情報、子育て世代のメンタルヘルス問題などに取り組む予定。
②	参加団体からの積極的な情報提供を働きかける。	新規に開設された施設や団体に周知して、支援者側のネットワークを充実させることができた。	精神保健福祉の関係団体は年々増加しており、参加団体相互の交流を図る場としての活用を図る。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	継続	関係機関のネットワークを充実させ、事例の多様化に対応する。

況議会（要質問状）	なし
-----------	----

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-59	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	薬物・酒害対策事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	鈴木	内線	2688	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-17-03	薬物・酒害対策事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		8年度	根拠	荒川区基本計画・実施計画、保健医療計画、精神保健福祉法		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	①薬物・酒害相談 薬物・アルコール依存症者及び家庭環境の事情に応じて適切・総合的に対応し、健康回復と社会復帰を促進する。 ②薬物乱用防止対策 関係機関と連携し、乱用防止の普及啓発を推進する。						
対象者等	①相談対象は薬物、酒など嗜癖問題に悩む区内在住者 ②区関係部署と更生保護施設等や小中学校との連携						
内容	薬物・酒害相談 …… 精神科医師と民間相談員による専門相談。年間24回（各月1回相談員2名） <予約が必要であり、各回3名まで相談できます> 保健師による訪問・面接・自助グループ、医療機関の紹介 薬物乱用・酒害の予防及び対応に関する区民への講演会（年間1回） 薬物乱用予防教育（年間7校）						
経過	平成13年2月 区内薬店・薬局11個所に「薬物相談窓口」を設置。家族教室廃止。 平成14年度 薬物酒害相談にアルコール依存リハビリ施設（ワン・ステップ）と薬物依存リハビリ施設（ダルク）の回復者による民間相談を導入。薬物相談関係機関連絡協議会は薬物相談関係機関連絡会として継承。 平成15年度 薬物相談関係機関連絡会と酒害相談関係機関連絡会を統合し、薬物酒害関係機関業務連絡会（年2回）を開催。東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会の事務局を担う。 平成17年度 薬物酒害関係機関業務連絡会と精神保健福祉関係機関業務連絡会を統合し、精神ネットワーク会議とし、荒川区精神保健連絡協議会の実務者レベルの会合と位置づける。 平成18年度 薬物乱用予防教育は障害者福祉課に移管。 平成20年度 東京都薬防協荒川地区事務局を保健所に移管。						
必要性	薬物依存症、アルコール依存症の健康回復・社会復帰には、当事者、家族など個人のみでは限界があり専門機関との連携によるアプローチが不可欠である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ●臨時職員） ①薬物・酒害相談：専門的な支援と依存症からの回復モデルを示す支援体制。精神ネットワーク会議を活用し、精度を高める。②薬物乱用防止対策：薬物乱用防止荒川地区協議会や小中学校と連携する						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額		1,174	1,204	1,208	1,204	1,202
①決算額（27年度は見込み）		1,081	1,093	985	1,105	1,086	1,179	1,222
②人件費等		1,629	3,104	4,235	2,974	3,056	2,999	
③減価償却費			1,138	1,555	1,162	1,352	1,463	
【事務分担当】（%）		20	39	50	36	40	45	
合計（①+②+③）		2,710	5,335	6,775	5,241	5,494	5,641	1,222
特定財源								
一般財源		2,710	5,335	6,775	5,241	5,494	5,641	1,222
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	相談者延数（医師等専門相談）	47	59	61	79	61	52	65
	薬物酒害相談開催（回数）	23	23	23	23	24	23	24
	薬物乱用予防教育（実施学校数）	10	6	3	4	3	7	8

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	医師雇上・民間相談員	1,020	賃金	医師雇上・民間相談員	992	賃金	医師雇上・民間相談員	1,020
報償費	講演会講師謝礼他	40	報償費	講演会講師謝礼他	156	報償費	講演会講師謝礼他	166
需用費	図書・その他	26	需用費	消耗品等	25	需用費	消耗品等	29
使用料等	講演会場使用料	0	使用料等	講演会場使用料	5	使用料等	講演会場使用料	7

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	医師等専門相談者延べ人数	79	61	52	65	90	—
②	保健師による相談者延べ数	817	663	448	500	900	—
③	—						—

（問題点・課題分析）	社会問題となった危険ドラッグを始め、様々な依存症について関係機関等と連携し、予防の普及啓発を進めていく必要がある。
	（実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区） 未実施：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、品川区、豊島区
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	自立支援施設等との連携を強化する。	自立支援施設等との連携をはかり、事業を実施することができた。	危険ドラッグの予防に取り組めるよう、薬物乱用予防教育に積極的に取り組む。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	継続	様々な依存症に対応するよう取り組む。

況議（要質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-60	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	自殺予防対策事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	与儀	内線	2378	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-17-04	自殺予防事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	自殺対策基本法、精神保健福祉法、地域保健法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援					
目的	自殺予防事業として、自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に追い込まれるおそれのある方に接した際に、必要な機関へ繋ぎ、支えることができるよう、自殺予防のための全庁的な取り組みとする。						
対象者等	一般区民・区職員・関係機関職員						
内容	1 普及啓発活動 ①荒川区自殺予防手引き・こころと命のカード・bondカード・カード入りポケットティッシュを配布 ②区民及び関係者向け講演会の開催 ③関係各課が実施するイベントや図書館・区民ギャラリー等で普及啓発活動を実施 2 人材養成 ゲートキーパー研修・ゲートキーパーフォローアップ研修・依頼によるゲートキーパー研修の実施 3 関係機関との連携 実務担当者連絡会・自殺未遂者支援連絡会の開催 4 自殺未遂者への支援 日本医科大学・東京女子医大東医療センター・その他の関係機関と連携し自殺未遂者の支援を実施 5 若年世代の自殺予防相談事業を実施						
経過	平成18年10月 自殺対策基本法成立 平成21年度 管理職等を対象とした講演会「荒川区の自殺を考える」開催 平成22年度 全管理職・区議会議員職員を対象としたゲートキーパー研修を実施 日本医科大学・NPO法人自殺対策支援センターライフリンクと連携し、自殺未遂者の支援を開始 自殺予防実務担当者連絡会と自殺未遂者支援連絡会を実施 平成23年度 自殺未遂者支援連絡会の開催と「自殺未遂者調査研究事業報告書」を公表 平成24年度 東京女子医大東医療センターと連携し、自殺未遂者支援を開始 平成26年度 若年世代の自殺予防相談事業を実施（委託事業）						
必要性	尊い命を失わないためには、自殺のサインに気づき、関係者の連携した支援により、必要な機関に繋ぎ、支えるための仕組みを構築することが重要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・ただし、若年世代の自殺予防相談事業については、平成26年度よりNPO法人bond Projectに委託。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	208	2,062	6,542	1,863	1,681	5,143
①決算額（27年度は見込み）	80	1,038	5,441	1,511	1,128	4,771	4,641	
②人件費等	407	10,464	16,879	16,082	13,163	8,455		
③減価償却費		3,486	7,464	7,583	7,774	5,364		
【事務分担量】（%）	5	120	240	235	230	165		
合計（①+②+③）	487	14,988	29,784	25,176	22,065	18,590	4,641	
特定財源の推移	国							
	都	地域自殺対策緊急強化基金	0	913	5,441	1,510	4,748	2,000
	その他							
一般財源		487	14,075	24,343	23,666	20,938	13,842	2,641
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	うつ病セミナー参加者（人数）	80	0	-	-	-	-	-
	ゲートキーパー研修会参加者（人数）	-	153	583	542	550	304	400
	多分野合同研修参加者（人数）	-	-	-	-	-	-	-
	自殺予防講演会参加者数（人数）	69	156	167	184	94	135	150

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼	445	報償費	講師謝礼	532	報償費	講師謝礼	485
旅費	視察旅費	0	需用費	印刷製本・消耗品	593	需用費	印刷製本・消耗品	599
需用費	印刷製本・消耗品	607	委託料	若年者の自殺予防対策等	3,622	役務費	謝礼	200
役務費	電話料	26	使用料等	会場使用料	25	委託料	若年者の自殺予防対策等	3,243
委託料	封入委託	8				使用料等	会場使用料	114
使用料等	会場使用料	42						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 自殺関連相談（件数）	161	158	158	158	158	障害者福祉課の保健師が相談を受け、訪問・面接等の延数
	② 自殺者（人数）	43	39	38	37	36	警察庁統計による「地域の自殺者数の基礎資料」を参照
	③ ゲートキーパー研修受講者（人数）	542	630	304	400	400	区職員対象の研修と区民団体からの依頼による受講者数

（問題点・課題） 指標分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国及び都の自殺者数は減少しているが、区においては増減を繰り返している。</li> <li>・自殺既遂者の現状を分析し、自殺予防に繋げるための施策を再検討する必要がある。</li> <li>・高度救命医療機関や関係機関からの連絡により、子育て世代の自殺未遂者と既遂者の連絡が入るようになったが、自殺のサインに気づいた時に繋げるという視点を持った職員や区民はまだ少ない。</li> <li>・若年者の自殺予防として、教職員対象のゲートキーパー研修を充実する必要がある。</li> <li>・「若年世代の自殺予防事業調査報告書」がまとまったので、広報活動を進める必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ゲートキーパー研修・フォローアップ研修の対象者を拡大する。	自殺のサインに気づいた時の対応についての理解をできるための職員の育成に努めているが、まだ不十分である。	職員だけでなく、一般区民を対象としたゲートキーパー研修を実施し、全区的な取り組みをめざす。
②	教員対象の自殺予防及びメンタルヘルス研修会を教育委員会と連携して推進する。	教員対象のゲートキーパー研修を実施しているが、全教員の受講には至っていない。	引き続き、教育委員会指導室と連携し、教員対象のゲートキーパー研修を実施する。
③	若年世代の自殺予防事業を展開するにあたり、委託法人と協働で関係機関への周知を図る。	区内の学校にはカードを配布し、普及啓発を行ったが、まだ不十分である。	自殺予防実務担当者連絡会で周知をし、職員や区民が手に取りやすい場所として洗面所等にカードを置く試みを行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	自殺予防対策の充実を図る。

況議会 （要質問 状）	22年予特 22年二定	「自殺予防対策の全庁的な組織化について」 「区民に対するメンタルヘルス対策の充実と啓発について」
-------------------	----------------	---



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-61	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事
事務事業名	障がい者就労支援センター運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名
		担当者名	廣田	内線
				2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-18-01	就労支援センター運営費		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	15年度	根拠	障害者就労支援事業実施要綱
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援	
目的	身近な地域において就労を希望する者に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の一般就労を促進する。また、就労中の者に対しては、職場定着を支援するとともに、離職時の調整や離職後の支援をすることによって、就労の維持・促進を図る。			
対象者等	身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持し以下の要件に該当する満15歳以上の者。 ①一般就労を希望する在宅の障がい者（児）・企業・事業所等に在職している障がい者（児） ②小規模通所授産施設や福祉作業所等の福祉的就労をしている障がい者（児）			
内容	・支援内容 就労面：就職相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職業定着支援、離職時の調整及び離職後の支援 生活面：日常生活の支援、職業生活を続けるための支援、社会生活を築くための支援、将来設計や自己決定の支援 ・H26年度（3月末現在）登録者数 405人（身体 62人、知的 231人、精神 112人） 新規就労実績 28人（身体 3人、知的 13人、精神 12人） 継続就労者数 199人（身体 28人、知的 122人、精神 49人）			
経過	H15年 6月 先進自治体の調査を開始 H15年 7月 区民及び関係機関と就労支援について考える会を開催、事業委託先の選定作業開始 H15年10月 事業委託先を決定、開所準備を開始 H15年11月 荒川区社会福祉協議会に事業を委託、委託先コーディネーターによる事業開始準備実施 H15年12月 就労支援事業を開始（荒川区障害者就労支援センター「じょぶあらかわ」業務開始） H19年度 都補助金が財調参入 H23年 4月 地域開拓促進コーディネーターを配置			
必要性	障がい者の就労支援を専門的に行う事業として必要である。			
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・荒川区社会福祉協議会に委託して実施 <職員配置> 常勤2名 非常勤3名 ・荒川区社会福祉協議会事務局2Fに設置名称「荒川区障害者就労支援センター」（じょぶ・あらかわ）			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		20,402	19,852	19,757	20,288	21,841	22,693
①決算額（27年度は見込み）		20,402	19,851	19,756	20,288	21,819	22,693	22,970
②人件費等		1,181	1,291	423	826	832	1,545	
③減価償却費			726	156	323	338	650	
【事務分担当】（%）		25	25	5	10	10	20	
合計（①+②+③）		21,583	21,868	20,335	21,437	22,989	24,888	22,970
特定財源の推移	国							
	都			964	964	964	964	965
	その他							
一般財源		21,583	21,868	19,371	20,473	22,025	23,924	22,005
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	登録者（人）	257	289	308	332	363	405	410
	新規就職者数（人）	19	43	30	37	28	28	35

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	食糧費	134	需用費	食糧費	27	委託料	事業費・事務費・管理費	22,970
委託料	事業費・事務費・管理費	21,685	委託料	事業費・事務費・管理費	22,666			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 登録者数（人）	332	363	405	410	415	—
	② 新規就職者数（人）	37	28	28	35	40	—
	③ 就労継続者数（人）	173	187	199	200	205	—

（問題点・課題 分析）	①現在の「じよぶ・あらかわ」登録者は増加傾向にあり、特に精神障害者が増えている。より丁寧な対応が必要である。②就労継続者数の増加しており、今後も職場定着に向け、対応を継続していく。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	企業の状況も変化してきているので、それに合わせたきめ細かいフォローアップ・支援を進めていく。	就労継続者数は着実に増加しており、企業訪問など定着支援の成果が出ている。	ハローワークや就労支援課等の関係機関と連携しながら、きめ細やかな支援を行っていく。
②	特別支援学校卒業後の障がい者の特性に合わせた職業選択を把握するため、特別支援学校とじよぶ・あらかわの連携を強化する。	ハローワーク足立障害者就労支援連絡会等関係機関の連携を行った。	特別支援学校とじよぶ・あらかわの他、ハローワーク足立等連携をしていく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	障がい者の就労に向けて安定した施設運営を支援する。

況議 （会 要質 問 状 ）	14年二定 「当事者意見の聴取について」
-------------------------------	----------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-62	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者雇用支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	廣田
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-18-02	障害者雇用支援事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	障がい者就労促進事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	障がい者雇用支援事業補助金交付要綱			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援					
目的	就労を希望する障がい者に対し訓練や職場定着支援等を実施するとともに、障がい者の民間企業等への雇用を促進することにより、当事者と雇用主の両方の視点から、障がい者の就労を支援する。						
対象者等	①障がい者を雇用している法人等 ②就労を希望する障がい者 ③区内の特例子会社						
内容	①障がい者就労促進事業 【障がい者就労訓練】清掃訓練、施設受付訓練、喫茶補助訓練、事務補助訓練を実施する 【ジョブコーチ派遣】区が認めた障がい者を雇用する企業に、最長3年間ジョブコーチを派遣し、職場定着を支援する ②障がい者雇用支援補助：他の制度において補助や助成の対象とならない障がい者を雇用する企業が障がい者雇用において必要な環境整備を行った際の費用の一部を補助する。 【対象経費】店舗等の借上げ経費、設備改修・備品購入等の経費、指導員の配置の経費等 【補助率】1/2 【補助金上限額】障がい者雇用（新規）一人あたり…年額150,000円 障がい者雇用（継続）一人あたり…年額100,000円 ③特例子会社支援：クリナップハートフル(株)に西日暮里六丁目障がい者支援施設を貸付けるとともに、障がい者雇用に係る支援（連絡調整・手話通訳者派遣等）を行い、障がい者の雇用促進を図る。						
経過	平成18年 7月 障がい者雇用支援事業開始 平成21年 3月 西日暮里六丁目障がい者支援施設開設 平成22年 4月 障がい者就労促進事業開始 平成23年 7月 事務補助訓練開始 平成24年12月 雇用支援補助の対象団体が事業を終了 平成25年 6月 障がい者就労施設優先調達等検討委員会を設置 平成26年 2月 荒川区における障がい者就労施設等からの物品の調達方針策定 平成26年 4月 実地訓練としての事務補助訓練開始 平成27年 2月 荒川区における障がい者就労施設等からの物品の調達方針策定						
必要性	障がい者雇用に関する施策は障がい者の就労を支援し、生活のための収入を確保するために必要である。						
実施方法	（一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【補助金交付・特例子会社支援】直営 【就労訓練・ジョブコーチ派遣】委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額		2,804	15,841	13,563	12,263	10,294
①決算額（27年度は見込み）		2,254	10,004	9,049	9,416	8,292	9,120	9,867
②人件費等		4,032	3,471	3,388	4,461	4,242	2,318	
③減価償却費			1,453	1,244	1,743	1,724	975	
【事務分担量】（%）		60	50	40	54	51	30	
合計（①+②+③）		6,286	14,928	13,681	15,620	14,258	12,413	9,867
特定財源	障害者施策推進包括補助事業補助金	1,402	5,194	4,676	5,092	4,157	4,886	4,714
一般財源		4,884	9,734	9,005	10,528	10,101	7,527	5,153
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	手話通訳者派遣（回）	1	1	4	3	3	0	3
	補助対象事業者（法人）	1	1	1	1	0	0	0

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品	0	需用費	消耗品	19	需用費	消耗品	29
役務費	インターネット使用料	65	役務費	インターネット使用料	67	役務費	インターネット使用料	68
委託料	手話通訳派遣、訓練等委託等	8,227	委託料	手話通訳派遣、訓練等委託等	9,034	委託料	手話通訳派遣、訓練等委託等	9,770

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	訓練受講者数（人）	20	20	33	35	35	
②	補助金算定対象障がい数（人）	10	0	0	0	0	補助対象団体が平成24年12月で事業終了
③	特例子会社数（社）	1	1	1	1	1	

（問題点・課題分析）	・障がい者就労訓練利用者は、3名就労することができたので、成果があった。今後は多くの利用者の就労を実現していく。
	（実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区） 実施：新宿区、墨田区、目黒区、大田区、渋谷区、板橋区、足立区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	就労訓練により習得した技能等を生かした職場で就労できるよう、訓練修了者の一般就労の選択の幅を拡大させる。	知的障がいや精神障害の方が、パソコン講習やビジネスマナーでパソコン操作以外に学んだ報告・連絡・相談や挨拶など企業に評価された。	障がい者就労訓練終了者の就労の拡大をはかるため、関係機関と連携を図る。
②	障がい特性に配慮した仕事を確保する。	ビジネスマナー講座で事務補助業務を行い、就労の機会の拡大となった。	パソコン講習やビジネスマナー講座について、拡大していく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の就労支援・促進のため重要な事業である。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-63	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	作業所等経営ネットワーク支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	廣田	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-18-03	作業所等経営ネットワーク支援事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 21年度		根拠				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	障がい者の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、販路や受注の拡大、工賃の増収等に取り組むことで、障がい者の社会参加や勤労意欲の向上を図る。						
対象者等	区内福祉作業所（11カ所） 内訳：知的4カ所・精神6カ所・身体1カ所						
内容	<p><b>【概要】</b>                  現在、区内の福祉作業所において障がい者の就労に取り組んでいるが、作業の受注の拡大や調整については、各作業所の取り組みでは限界がある。そのため、区内の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを区が行うことにより、利用者が福祉作業所から受取る工賃の引上げに結びつけるとともに障がい者の社会参加を図る。</p> <p><b>【業務内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業所に仕事を発注する企業等の開拓</li> <li>・自主製品の開発及び販路の拡大</li> <li>・作業所経営ネットワーク支援会議の開催</li> <li>・区内作業所の作業処理能力の調査及びニーズの把握</li> <li>・区内作業所を紹介するパンフレットの作成及び頒布</li> </ul>						
経過	平成21年度 事業開始 平成23年度 作業所コンサルタント業務委託開始（荒川ひまわり） 平成24年度 作業所コンサルタント業務委託（町屋・小台橋あさがお） 平成25年度 作業所コンサルタント業務委託（荒川ひまわり第2）※最終年度 平成26年度 就労支援施設経営研修実施						
必要性	障がい者の勤労意欲の向上及び自立支援を図るため、必要性が高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 平成21年度より作業所等経営ネットワーク支援事業専従の非常勤職員2名を配置し、福祉作業所の支援体制を強化した。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		5,609	5,193	8,627	8,587	8,709	5,795	5,908
①決算額（27年度は見込み）		5,070	5,113	8,483	8,508	8,581	5,551	5,908	
②人件費等		6,071	7,745	2,541	3,304	2,911	2,318		
③減価償却費			6,827	933	1,291	1,183	975		
【事務分担量】（%）		225	235	30	40	35	30		
合計（①+②+③）		11,141	19,685	11,957	13,103	12,675	8,844	5,908	
特定財源の推移	国								
	都	障害者施策推進包括補助事業補助金	5,070	5,113	8,448	3,500	4,307	2,599	0
	その他								
一般財源		6,071	14,572	3,509	9,603	8,368	6,245	5,908	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	区内作業所の平均月額工賃	9,905	10,036	10,581	10,888	12,372	11,814	12,300	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤2名	4,363	報酬	非常勤2名	4,365	報酬	非常勤2名	4,366
共済費	共済費	633	共済費	共済費	628	共済費	共済費	653
旅費	発注企業開拓	85	報償費	講師謝礼	10	旅費	発注企業開拓	86
委託料	作業所コンサルタント委託	3,500	旅費	発注企業開拓	73	需用費	消耗品	10
			委託料	ネットワークセミナー業務委託	473	役務費	雇用・発注促進謝礼	100
			使用料等	会場使用料	3	委託料	ネットワークセミナー業務委託	686
						使用料等	会場使用料	7

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	区内作業所の平均月額工賃(円)	10,888	12,372	11,814	12,300	12,400	—
②	—						—
③	—						—

（問題点・課題） （指標分析）	①経済状況の変化により、作業工賃は上昇することは、難しい状況である。しかし、多量、納期が短い作業にも各作業所が協力し、共同受注していく芽が出てきたので、今後はより広げていく必要がある。 ②各作業所がこれまでの作業にこだわらず、受注可能な高い工賃の作業にシフトすること。 ③紹介した仕事を利用者の状況に適していないと断る作業所があるが、積極的に受託し工賃向上につなげていく。
	他 施 区 の 実 況 （実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区） 実施区：台東区・墨田区・江東区・目黒区・北区・足立区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	単価の高い作業の受注機会を増やし、作業所の収益を向上させることにより、安定的な作業の確保を行う	就労支援施設経営研修で、工賃向上に向けた考え方を学んだ。参加職員の意欲は上がった。	作業所に積極的な作業の受託を促し、工賃向上につなげる。
②	オリジナル商品の開発と商品の維持・アップを図る	小台橋あさがおのパンでは、内容に定期的に変化をつけ、新しい製品の開発や工夫を行った。	他の自主生産品も可能な範囲で内容の変更を検討する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	推進	区内の作業所利用者の工賃向上を図る。

況 議 会 （ 要 質 問 状	
--------------------------------------	--



予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	委員謝礼	436	報償費	委員謝礼	537	報償費	委員謝礼	610
旅費	費用弁償	0	需用費	食糧費	14	旅費	費用弁償	12
需用費	食糧費	13	委託料	介助者委託	176	需用費	食糧費	14
委託料	介助者委託	134				委託料	介助者委託	189

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	—						—
②	—						—
③	—						—

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	年回4回実施	年間4回実施することができた。	定期的に協議会を実施する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-65	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者プラン策定事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	廣田	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-19-97	障害者計画等策定事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業 ●それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成 16年度		根拠	障害者基本法「市町村の障害者計画策定に関する指針について」、障害者総合支援法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画			
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援					
目的	障害者基本法に基づく障がい者プラン及び障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画を策定し、区における障がい者福祉施策の方向性を示す。						
対象者等	身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳の所持者 平成27年4月30日現在対象者全数 10,024人（*荒川区保健福祉月報） （身体障がい者7,035人 知的障がい者1,333人 精神障がい者1,656人）						
内容	荒川区障がい者プラン及び障がい福祉計画について、国の指針に基づき定めたサービスの見込量やそれを確保するための方策を見直し、改定する。						
経過	平成11年2月5日 荒川区障害者プラン策定委員会運営要綱制定 平成12年3月 平成12年度から平成17年度までの障がい者プラン策定 平成17年1月～ 障がい者プランのための実態調査実施 平成19年3月 平成18年度から平成23年度までの障がい者プラン策定に併せて第1期障害福祉計画（平成18年度～20年度まで）を策定 平成21年3月 第2期障害福祉計画（平成21年度～23年度）策定 平成23年2月 障がい者プランのための実態調査実施 平成24年3月 平成24年度から平成29年度までの障がい者プラン策定に併せて第3期障がい福祉計画（平成24年度～26年度まで）策定 平成25年4月 法改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法 平成27年3月 第4期障がい福祉計画（平成27～29年度まで）策定						
必要性	荒川区における障がい者福祉施策の基本となるものであり、策定は必須である。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員 )						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	予算額	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		①決算額（27年度は見込み）	0	4,116	1,018	0	0	1,034
②人件費等	407	2,756	10,163	578	416	5,021		
③減価償却費		1,017	3,732	226	169	2,113		
【事務分担量】（%）	5	35	120	7	5	65		
合計（①+②+③）	407	6,488	14,521	804	585	7,677	0	
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
一般財源	407	6,488	14,521	804	585	7,677	0	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	障害者実態調査対象者数		9300					

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			報償費	委員謝礼	395			
			需用費	食糧費	11			
			委託料	議事録作成等	137			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	-						-
②	-						-
③	-						-

（問題点・課題分析）	-						
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 策定委員の身体介護について委託を行っている。						

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	障がい福祉計画（平成27年度～29年度）を策定する。	第4期障がい福祉計画（平成27年度～29年度）を策定した。	平成29年度に第4期障がい者プラン及び第5期障がい者福祉計画策定
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	継続	平成27年3月に障がい福祉計画（平成27年度～29年度）を策定した。

況議会（要旨）							
---------	--	--	--	--	--	--	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-66	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	重度知的障がい者グループホーム運営 支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	竹澤	内線	2691	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（27年度）	01-20-01	重度知的障害者グループホーム費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 14年度		根拠	荒川区法人立重度知的障害者グループホーム「東日暮里ハイツ」運営費補助金交付要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者施設の整備・運営支援					
目的	重度知的障がい者の地域における日常生活及び社会生活を支援するため、区内法人立の重度知的障がい者グループホームである東日暮里ハイツの設置、運営を支援する。						
対象者等	荒川区の重度の知的障がい者が共同生活を営む場である「東日暮里ハイツ」を運営する社会福祉法人等						
内容	<p>【重度知的障がい者グループホーム】（東日暮里ハイツ 東日暮里3-23-3）</p> <p>重度知的障がい者の生活の場として平成14年に開設した東日暮里ハイツの運営費の一部を補助する。運営費補助は、世話人の通年確保及び同性介護の確保のため、非常勤1名を追加配置する。</p> <p>※平成18年10月に、障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）に基づく共同生活介護・共同生活援助に移行</p> <p>■補助基準 ①開設経費：施設整備費（都補助率7/8）及び開設準備費（都補助率3/4）の設置者負担分 ②運営費：2,023,200円（168,600円×12ヶ月分）</p> <p>■利用者負担 家賃・食費・共益（光熱水）費等についての実費及び総合支援法に基づく利用者負担</p> <p>■定員 7名（現状：障害支援区分2以上7人）</p> <p>■職員数 常勤：管理者1名、サービス管理責任者1名、世話人2名、生活支援員1名 非常勤：生活支援員2名</p>						
経過	<p>平成14年1月 法人・区 物件の検索及び検証</p> <p>平成14年10月 区 入所者の募集→入所者の決定</p> <p>平成14年12月 法人 開設</p> <p>平成15年3月 補助金交付（施設整備費1,413千円 開設準備費77千円 運営費679千円）</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法に基づく共同生活介護・共同生活援助事業に移行</p> <p>平成22年4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が「0円」となる）</p> <p>平成24年12月 実施主体が社会福祉法人東京都知的障害者育成会からNPO法人かがやきに変更</p> <p>平成25年4月 法改正（障害者自立支援法⇒障害者総合支援法）</p> <p>平成26年4月 障害者総合支援法完全施行によるケアホームのグループホームへの一元化</p>						
必要性	重度知的障がい者の地域での日常生活及び社会生活を支援するために、東日暮里ハイツの運営を支援することが必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 設置者であるNPO法人かがやきに非常勤人件費1名相当額を補助						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		2,023	2,023	2,023	2,023	2,023	2,024
①決算額（27年度は見込み）		2,023	2,023	2,023	2,022	2,023	2,023	2,024
②人件費等		407	436	85	496	416	386	
③減価償却費			145	31	194	169	163	
【事務分担量】（%）		5	5	1	6	5	5	
合計（①+②+③）		2,430	2,604	2,139	2,712	2,608	2,572	2,024
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
一般財源		2,430	2,604	2,139	2,712	2,608	2,572	2,024
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	共同生活介護利用者数	5	5	5	5	6	-	-
	共同生活援助利用者数	1	1	1	1	1	7	7

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	運営費補助	2,023	負担金補助等	運営費補助	2,023	負担金補助等	運営費補助	2,024

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	延べ利用者数（人数）	72	81	88	84	84	各月利用者数×12月 25年7月から利用者1名増員
②							
③							

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 4 区 未実施 18 区 不明 0 区） 江東区、墨田区、目黒区、渋谷区（それぞれ、各区の基準を満たす事業者に世話人代替費をはじめとする人件費補助等を行っている。）平成27年5月現在

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要質問状）	13年一定 「重度知的障がい者グループホームの早期開設について」
----------	----------------------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-67	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	重度身体障がい者グループホーム運営 支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	竹澤
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（27年度）	01-20-02	重度身体障害者グループホーム費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業 ●それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	荒川区重度身体障害者グループホーム事業補助要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者施設の整備・運営支援					
目的	重度身体障がい者の地域における自立生活を支援するため、区内法人立の重度身体障がい者グループホームに対して、運営を支援する。						
対象者等	以下の全ての要件に該当する者を入居者とする重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人 身体障害者手帳の等級が2級以上の者で①区内在住の者、②18歳以上の者、③入浴、炊事、食事等に全介助 又は一部介助を要する者、④常時の医療ケアを必要としない者で、地域での生活が可能な者						
内容	重度身体障がい者グループホームの運営費補助（おぐのあかり 西尾久5-15-15） 1 補助内容 グループホーム運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費等を補助する。 2 補助方式 ① 1施設当りの年額を定めて補助する。（定員：5名 職員数：管理人1名、介助人2名以上） 1施設あたり年額14,638千円運営費補助 ②居室維持管理費補助金 荒川区内からの入居者1人につき月額24,000円分を法人に補助（法人は家賃予定額から同額を減額して利用者から徴収する） 5人×24,000円×12月=1,440,000円（年額）						
経過	平成17年12月	施設予定地を決定					
	平成18年1月	東京都へ建設事業補助金（20,000千円補助）交付申請					
	平成18年4月	許可内示決定					
	平成18年6月	建設着工（平成18年12月竣工）					
	平成19年1月	事業開始					
必要性	重度身体障がい者の地域での日常生活及び社会生活を支援するために、重度身体障がい者グループホームの運営を支援することが必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人に補助を行う。 設置者：特定非営利活動法人あふネット						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078
①決算額（27年度は見込み）		16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078
②人件費等		407	436	85	496	416	386	
③減価償却費			145	31	194	169	163	
【事務分担量】（%）		5	5	1	6	5	5	
合計（①+②+③）		16,485	16,659	16,194	16,768	16,663	16,627	16,078
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		16,485	16,659	16,194	16,768	16,663	16,627	16,078
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	入居者数	5	5	5	5	5	5	5
	居室維持管理費補助対象者数	5	5	5	5	5	5	5

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	事業運営費、居室維持管理費	16,078	負担金補助等	事業運営費、居室維持管理費	16,078	負担金補助等	事業運営費、居室維持管理費	16,078

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	入居者延べ数(人数)	60	60	60	60	60	各月の入居者数×実施月数
②							
③							

(問題点・課題分析)	
他区の実況	(実施 7 区 未実施 15 区 不明 0 区) 新宿区：計2カ所どちらも10人社福法人立 台東区：計2カ所 ①9人社福法人立②4人NPO法人立 目黒区：1カ所 7人社福法人立 世田谷区：1カ所 5人NPO法人立 北区：1カ所 4人NPO法人立 板橋区：1カ所 6人NPO法人立 足立区：1所 5人区立民営

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議(要旨)問状	
---------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	●	事務事業コード	07-05-68	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	親なき後支援事業			部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
				担当者名	小林	内線	2693	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-21-01		親なき後支援事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 24年度			根拠	障害者グループホーム設置促進事業補助金交付要綱等			
終期設定	○有 ●無 年度			法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援						
目的	世話人等による支援を受けながら暮らすことができるグループホーム（以下「GH」という。）を充実させるとともに、成年後見制度の利用の促進及びライフプラン事業を行うことにより、障がい者が住み慣れた荒川区で安心して暮らし続けることができるようにする。							
対象者等	【GH設置促進補助】区内にGHを設置しようとする社会福祉法人等 【成年後見制度利用促進（区長申立による）】判断能力が不十分な知的・精神障がい者のうち、身寄りがない場合等、当事者による申立てが期待できない状況にある人							
内容	【GH設置促進補助】新設・増設経費のうち、東京都補助金の対象外経費に対し区が補助を実施する。 基準額：定員1人当たり800千円 補助率：3/4（備品等購入費、工事期間中の家賃・光熱水費等） 【成年後見制度利用促進】 ①区長申し立て…本人に代わり契約行為・財産管理等を行う者又は本人による法律行為を助ける者を選任する成年後見制度について、本人申し立てが困難な場合に区長が後見開始の申し立てを行う。 ②事務費及び後見料等助成…区長申し立てにより後見開始となった者のうち、生活保護受給者等の低所得者について後見等開始申立に係る事務費及び後見料を助成する。 ③後見人等報酬助成…報酬付与審判において決定された額を成年後見人等に対し報酬として助成する。 【ライフプラン事業】 障がい者の将来像を描き、現在の支援のあり方を見直すことのできる「ライフプラン」の作成を支援するため、「ライフプランナー」による個別相談やプラン作成のワークショップを開催する。							
経過	平成23年 6月 研究会立ち上げ 平成24年 4月 事業開始 平成25年 7月 成年後見制度における後見料助成事業開始 障がい者就労施設優先調達等検討委員会を設置 平成26年 1月 成年後見制度パンフレットの作成 平成26年 3月 成年後見制度に係る講演会実施 平成26年 7月 荒川区自治総合研究所による「親なき後」に関する報告書の発行 平成27年度 新規事業「ライフプラン事業」開始							
必要性	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、食事等の日常生活における支援が必要不可欠であり、世話人による支援を受けながら暮らすことができるGHは必要不可欠である。また、障がい者本人だけでなく、家族等も親なき後について考える機会が必要になっている。							
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ライフプラン事業において、ライフプランの作成支援を派遣職員が行う。							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度							
	予算額				11,010	13,345	12,892	18,045
①決算額（27年度は見込み）				0	2,861	8,417	18,045	
②人件費等			2,710	2,644	3,887	3,624		
③減価償却費			995	1,033	1,690	1,626		
【事務分担当】（%）			32	32	50	50		
合計（①+②+③）	0	0	3,705	3,677	8,438	13,667	18,045	
特定財源								
国 障害者地域生活支援事業補助金					163	29	621	
都 障害者地域生活支援事業補助金					81	14	310	
その他 雑入				0	0	106,600	0	
一般財源	0	0	3,705	3,677	8,194	-92,976	17,114	
実績の推移								
事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
GH誘致数（床）				7	0	20	23	
ワークショップ回数（回）							2	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講演会講師謝礼	64	役務費	診断書料等	102	報償費	財産保全申立、ワークショップ	1,052
需用費	パンフレット作成	403	負担金補助等	GH設置補助	8,311	需用費	ライフプラン作成費用等	711
役務費	診断書料等	52	公課費	申立費用等	3	役務費	ライフプランナー派遣費用等	1,318
使用料等	会場使用料	6				委託料	ライフプラン封入委託	18
負担金補助	GH設置補助	1,832				使用料等	会場使用料	14
扶助費	後見人報酬助成	500				備品購入費	相談用カウンター	33
公課費	申立費用等	4				負担金補助等	GH設置補助	13,800

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① GH誘致数（床）	0	7	20	23	23	GH開設日を基準とする
	② 区长申立て件数（件）		1	1	3	5	
	③ ライフプランワークショップ（回）				2	4	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住の場としてGHが必要とされているが、利用に伴う契約行為や金銭管理等の権利擁護についても制度等の周知をしていく必要がある。</li> <li>・ライフプラン事業について障がい者やその家族、事業者に対して周知を行い、軌道に乗せる必要がある。</li> </ul>
他区の実況	<p>（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区）</p> <p>国の「地域生活支援事業実施要綱」を根拠とする成年後見制度申立て及び成年後見人等の報酬助成を実施している。（直営か委託かは区ごとに異なる。）</p> <p>ライフプラン事業については他区実施は無。</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	荒川区自治総合研究所の研究結果を踏まえた事業を検討していく。	ライフプラン作成にかかるライフプランナーの配置及びワークショップの開催について準備を行った。	ライフプラン事業が軌道に乗るよう、利用者・事業者等に周知をはかる。ライフプランナーの育成の向上をはかる。
②	GHの開設支援と合わせて、成年後見制度の更なる周知をしていく。	GH開設支援の相談及び経費補助を行った。	成年後見制度の更なる周知をしていく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援策を推進する。

況議会（要質問状）	
-----------	--



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-69	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者虐待防止事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	鎌田	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-22-01	障がい者虐待防止事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 24年度		根拠	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	養護者や福祉施設職員による障がい者虐待の防止、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援を行い、支援等の促進を図る。						
対象者等	虐待を受けた又は受けたと思われる障がい者、その家族、福祉施設従事者等、虐待の通報の担い手としての区民						
内容	<p>平成24年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、区役所障害者福祉課に荒川区障がい者虐待防止センターを設置する。</p> <p>【虐待の通報受理・事実確認等の体制整備】</p> <p>虐待の通報や相談を受け、都への報告及び障がい者への必要な支援を行う。</p> <p>①通報・届出・相談→②区による事実確認→③対応方針会議（弁護士や臨床心理士及び精神科医師による専門的助言）→④必要に応じて専門的対応又は緊急一時保護を実施（成年後見申立、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師のセルフネグレクト（自己放任）対応含む）</p> <p>【関係職員の資質向上】</p> <p>資質向上のための研修等</p> <p>【広報・普及啓発】</p> <p>通報義務や救済制度について、区民や関係者等に対して広報・啓発を実施する。</p>						
経過	<p>平成24年10月 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行</p> <p>荒川区障がい者虐待防止センターを、区役所障害者福祉課に設置</p> <p>平成25年12月 休日・夜間障がい者虐待通報受付（コールセンター）委託開始</p>						
必要性	障がい者が安心して生活するためには、権利擁護と虐待の防止は極めて重要である。						
実施方法	<p>（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>休日・夜間の障がい者虐待通報受付（コールセンター業務）は民間業者に委託</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額					1,990	2,111	1,703	
①決算額（27年度は見込み）					634	583	1,703	
②人件費等				3,304	2,640	2,079		
③減価償却費				1,291	1,183	975		
【事務分担量】（%）				40	35	30		
合計（①+②+③）	0	0	0	4,595	4,457	3,637	1,703	
特定財源	国				754	163	521	
	都					81	0	
	その他							
一般財源	0	0	0	4,595	3,703	3,393	1,182	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	虐待通報受理件数（件）				5	1	8	7

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	弁護士謝礼	26	報償費	講演会謝礼	13	報償費	講演会謝礼	33
需用費	リーフレット作成費等	429	需用費	虐待防止対応手引き等	146	需用費	パンフレット等	400
委託料	コールセンター委託料	173	役務費	弁護士相談料	26	役務費	財産保全申立弁護士報酬	816
使用料等	講演会場・備品賃借料	6	委託料	コールセンター委託料	393	委託料	コールセンター委託料	454
			使用料等	会場使用料	4			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	虐待通報受理件数（件）	5	1	8	7	6	—
②	—						—
③	—						—

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き障がい者虐待の通報義務・救済制度等について、広く区民・関係者に周知する必要がある。</li> <li>関係事業所等については、虐待防止のための研修等を行い、さらに意識を高めていく必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 法定事業

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	介護事業所職員や民生委員等を対象に、虐待の具体例に基づく意識啓発や注意喚起等、更なる意識向上のための講演会等を実施する。	平成27年1月に介護事業所職員や民生委員等を対象に障がい者虐待防止講演会を行った。	障がい者虐待防止の浸透のため、広く一般区民に向けた講演会等を実施する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-70	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者相談支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	上野	内線	2682	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-16-02	障がい者相談支援事業運営費					
事務事業の種類	●新規事業（●27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 27年度		根拠	障害者総合支援法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	精神障がい者相談支援事業所（委託）において、近年増加傾向にある精神障がい者からの相談に応じるとともに、区及び関係機関と連携の上、専門的な相談支援を要する支援困難者への対応を行う。区及び区立精神障害者地域生活支援センターを含めた精神障がい者相談支援体制を確立することにより、より多くの要支援者に対し、より早い段階で必要な支援を行っていく。						
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者及びその家族等						
内容	(1) 障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。 ①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ②社会資源を活用するための支援 ③社会生活力を高めるための支援 ④権利擁護のために必要な援助 ⑤障がい者のニーズや状況に応じた専門機関の紹介 ⑥その他、地域生活において障がい者が必要とする相談支援に関すること  (2) 区及び関係機関と連携し、訪問相談を含めたきめ細かいサービスの提供を行うとともに、専門的な相談支援を要する困難ケース等にも対応する。						
経過	平成26年 報償費・需用費（委員会経費）、委託料の予算案を決定。 平成27年 選定委員会を設置し、公募型プロポーザルにより事業者選定の上、事業開始予定						
必要性	年々増加している精神障がい者のこころの安定・回復及び社会生活の支援のため、必要な事業である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 今後行う公募型プロポーザルにより実施事業者を選定						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額							0
①決算額（27年度は見込み）							0	19,571
②人件費等								
③減価償却費								
【事務分担当】（%）								
合計（①+②+③）		0	0	0	0	0	0	19,571
特定財源	国							149
	都							74
	その他							
一般財源		0	0	0	0	0	0	19,348
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	1日平均相談件数（面接・電話計）							9

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
						報償費	選定委員会委員謝礼	119
						需用費	食糧費	2
						委託料	相談支援事業運営費	19,450

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	相談件数（件）				1,582	2,550	※27年度は8カ月の見込み
②							
③							

（問題点・課題分析）	平成27年度夏頃を目途に事業所を開設するとともに、区及び区立精神障害者地域生活支援センターと連携の上、精神障害者の相談支援体制を確立していく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	(27年度新規事業)	(27年度新規事業)	平成27年夏頃に事業所を開設し、関係機関と連携の上、訪問相談を中心に実施していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	年々増加している精神障がい者に対し必要な支援を推進していく。

況議会（要質問状）	平成27年2月会議「アゼリアでの相談支援は充足しているのか。新たな地域活動支援センターの進捗状況は？」
-----------	---

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-71	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	相談事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	塚原	内線	414	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-01	相談事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 48年度		根拠法令等	身体障害者福祉法、荒川区立心身障害者福祉センター条例等			
終期設定	○有 ●無 年度						
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	区内在住の障がい児者等が、福祉・医療・発達・訓練・教育等に関する問題解決を図れるように援助するとともに、地域での社会参加を支援する。また、地域の人たちが、障がい者に対する理解を深められるように、啓発活動を行う。						
対象者等	心身障がいに係わる相談希望者						
内容	<p>【相談】①一般相談：心身の発達や障がいに関わる健康・療育・訓練・教育等に関わる相談に応じ適切な問題解決を図れるように援助する。②健康相談：医師（整形外科・小児神経科）が直接医学相談に応じる。また、看護師が健康についての相談に応じ、助言を行う。③心理相談：心理判定・評価等を交えながら、適切な助言を行う。④障害児加算に関する判定：子育て支援部・福祉事務所の依頼により、荒川区特別支援児保育事業実施要綱第8条、児童福祉法に基づいた障がい程度・適合性に関する判定を行い報告する。</p> <p>【サークル育成事業】高次脳機能障がいや難病等による中途障がい者の地域での自立生活と社会参加の促進を図るため、サークル活動等を支援し、豊かな生活ができるように援助する。（H26.3時点で2サークル）</p> <p>【地域啓発事業】施設公開、センターの事業を通して、利用者及び障がい者への理解を深める。また、ボランティア等の受け入れも図っている。</p>						
経過	<p>昭和48年 6月 事業開始</p> <p>平成13年 2月 障がい者地域自立生活支援センター事業の施行開始。</p> <p>平成19年 4月 心身障害者福祉センター事業のうち荒川生活実習所及び同福祉作業所の運営を指定管理者へ移行した。このことに伴い心障センターは障害者福祉課の一係となる。</p> <p>平成21年 2月 エコセンター1階（旧荒川保健所）に移転。</p> <p>平成22年 4月 就学後の相談事業を拡大するため、コーディネーター2名を配置する。</p>						
必要性	気軽に相談できる窓口が身近にあることは、区民サービスの基本である。また、センター専門スタッフの対応により基本的なサービスが実施できるので、より一層効果的な相談が行える。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>1. 相談は福祉職と看護師で対応する。</p> <p>2. 各サークル等の活動については、各団体の主体性を尊重し、必要な支援を行う。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	5,519	5,553	5,557	5,509	6,472	4,440
①決算額（27年度は見込み）		5,357	5,425	5,441	5,366	4,260	4,405	4,341
②人件費等		29,028	39,837	22,019	16,059	16,052	15,782	
③減価償却費			25,419	8,086	7,358	6,523	9,330	
【事務分担当】（%）		791	875	260	228	193	287	
合計（①+②+③）		34,385	70,681	35,546	28,783	26,835	29,517	4,341
特定財源	国	506	429	380		156	157	
	都	253	215	190		78	78	
	その他							
一般財源		33,626	70,037	34,976	28,783	26,601	29,282	4,341
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	一般相談及び医学相談（件数）	229	302	340	308	362	353	360
	各サークル活動実施状況（回数）	66	38	34	35	36	31	35
	心理相談（件数）	197	303	355	462	525	396	390

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤看護師等	3,822	報酬	非常勤看護師等	3,823	報酬	非常勤看護師等	3,825
共済費	社会保険料	274	共済費	社会保険料	261	共済費	社会保険料	265
需用費	食糧費、消耗品費等	164	旅費	特別旅費	0	旅費	特別旅費	3
			需用費	食糧費等	232	需用費	食糧費等	248
			備品購入費	AED購入費	89			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 一般相談及び医学相談（件）	308	362	353	360	370	23年度から心理職増員により受入枠増
	② 心理相談（件）	462	525	368	390	410	26年度より幼児の心理相談を療育につなげたので、相談件数減
	③ 各サークル活動回数（回）	35	36	31	35	40	

（問題点・課題分析）	・潜在する相談者の掘り起しとして、セミナー等とおして、広く区民にたんぼぼセンターの相談業務について周知していく必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	・相談支援体制として、他機関との連携を広げていく。	・サービス担当者会議や圏域会議等に積極的に参加し、他機関との協力を深めていく。	・様々なジャンルのセミナーや講演会を企画し、たんぼぼセンターの情報を提供していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	障害者総合支援法必須事業であり、相談支援事業の充実を図る。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-72	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	機能訓練事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	榎本	内線	414	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-02	機能訓練事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 48年度		根拠	障害者総合支援法、荒川区立心身障害者福祉センター条例			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	●計画 ○非計画		
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援					
目的	・地域活動支援センターⅡ型事業 身体に障がいのある区民に対し、機能回復訓練、生活訓練、創作活動等を行い、日々の生活の充実と生活力の向上を図り、地域での生活を支援する。 ・健康増進法に基づくリハビリ事業 心身の機能回復を図るために、運動療法・音楽療法などの講座を開催し、障がいの軽減・克服、日常生活の充実、社会参加等への支援を行う。						
対象者等	・区内在住の18歳以上の身体障がい者及び高次脳機能障がい者（原則、介護保険認定者を除く） ・健康増進法に基づく事業は、40歳以上の身体障がい者。						
内容	【地域活動支援センターⅡ型事業】 肢体不自由・聴覚・言語・視覚障がい者向け訓練を半日コースで実施（定員8人） ・肢体不自由：火 午前 1コース/週 ・言語：月・水 午後 2コース/週 ・視覚：火・木 午前・午後 4コース/週 中途障がい者の生活訓練・社会参加プログラムを実施 ・グループワーク（定員8人）月・水・金 午前 ・高次脳グループ（定員10人）月～金 午前・午後  【健康増進法に基づく事業】 リハビリ講習会（定員各コース20人）1コース10回 年間3コース実施						
経過	昭和48年 心身障害者福祉センター開所。指導訓練部門として発足。 平成15年 機能回復訓練を身体障がい者デイサービス事業として実施。 平成17年 若年中途障がい者デイサービスを障害者自立支援法の障がい者デイサービス事業として実施。 平成18年 身体障がい者身体障がい者向け機能訓練を障害者自立支援法の地域生活支援生活支援事業として実施。 平成20年 老人保健法→健康増進法。送迎用リフト付き車両による送迎開始。 平成23年 高次脳機能障がい者に特化した生活訓練事業を開始。						
必要性	障がいの負担軽減・克服・機能維持は、障がいのある人の願いであり、また、地域での自立生活を支援するためにも必要性の高い事業である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 各訓練毎に、専門職がチームを組み支援を行っている。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	6,357	6,310	15,962	13,714	13,656	13,949
①決算額（27年度は見込み）		6,082	3,145	12,563	12,142	12,881	12,013	14,023
②人件費等		10,100	16,621	13,974	14,172	14,996	16,008	
③減価償却費			7,117	5,132	5,970	7,064	7,640	
【事務分担当】（%）		180	245	165	185	209	235	
合計（①+②+③）		16,182	26,883	31,669	32,284	34,941	35,661	14,023
特定財源	国 障害者地域生活支援事業補助金	1,008		649	607	685	664	
	都 障害者地域生活支援事業補助金等	2,536	2,536	3,467	4,501	4,587	3,205	4,930
	その他							
一般財源		12,638	24,347	27,553	27,176	29,669	31,792	9,093
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	延べ利用人数	1,726	2,130	2,691	2,890	2,845	3,000	3,150
	訓練在籍人数	94	90	94	94	96	99	102

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤報酬等	7,720	報酬	非常勤報酬等	7,698	報酬	非常勤報酬等	8,194
共済費	社会保険料	1,072	共済費	社会保険料	1,065	共済費	社会保険料	1,132
報償費	講師謝礼	620	報償費	講師謝礼	620	報償費	講師謝礼	620
旅費	旅費	4	旅費	旅費	11	旅費	旅費	7
需用費	消耗品等	182	需用費	消耗品等	203	需用費	消耗品等	226
扶助費	送迎車両雇上	3,283	扶助費	送迎車両雇上	2,414	扶助費	送迎車両雇上	3,844

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	訓練在籍人数	94	96	95	97	99	—
②	高次脳機能障がい者在籍人数	12	12	12	14	15	23年度より高次脳機能障害に特化したグループ開始
③	—						

（問題点・課題分析）	高次脳機能障がいについて、地域での理解を深めていく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 会 （要 質 問 状）	21年決特	高次脳機能障がい者に対する支援について
	21年四定	高次脳機能障がい者の社会復帰施設機能の充実について



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-73	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	児童発達支援等事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	野村
				内線	414		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-03	児童発達支援等事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 48年度		根拠	児童福祉法第6条の2第2項の2、荒川区立心身障害者福祉センター条例等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者施設の整備・運営支援					
目的	障がいがあると思われる就学前の乳幼児を対象に、その障がい状況ならびに養育環境に応じて適切なサービスを提供する。そのことにより、当該乳幼児の心身の発達を促し、日常生活能力や集団生活への適応力が向上するよう支援する。また、当該乳幼児の家族が適切な養育ができるよう家族支援を行い、就学後も相談を継続することにより、障がいのある児童が地域で適応した生活を営めるよう支援する。						
対象者等	原則、荒川区内に住む、心身の発達になんらかの不安のある児童 ・相談事業および児童発達支援（個別訓練）：0才～学齢児 ・児童発達支援：0才～就学前						
内容	児童発達支援 定員 午前：15名 午後：15名 ○母子療育：発達に問題を抱えた1・2才児に対して早期療育と家族支援を行う。 ○母子分離療育：発達に問題を抱えた3～5才児に対して発達段階に応じた小集団での支援を行う。 ○保育園児等の療育：保育園・幼稚園在籍児に対して、課題中心の小集団での支援を行う。 ○訓練療育：身体機能訓練・言語訓練等を必要とする乳幼児に対して、個別訓練を行う。 ○セラピープログラム：情緒面や行動面、対人関係などに問題を抱える乳幼児に対し、講師による専門的な療法を行う。 ○学齢児セラピープログラム：学齢児に対し、講師による専門的な療法を行う。 ○家族支援：家族に対して、交流会や学習会を企画・実施する。						
経過	昭和48年6月 心身障害者福祉センター開所。指導係幼児グループとして発足。 平成15年4月 幼児訓練・療育事業を障害者支援費制度の児童デイサービス事業として実施。（利用者負担額を1/2に軽減） 平成18年4月 障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業として実施。（利用者負担額を3%に軽減） 平成19年4月 利用者負担額を無料とする。 平成22年4月 コーディネーター（臨床発達心理士）を配置し、学齢児の相談事業を充実。 平成23年4月 非常勤（言語聴覚士）を雇用。新たに特別支援学校在籍児への機能訓練事業を実施。 平成24年4月 法改正により、児童福祉法に基づく児童発達支援事業として実施。						
必要性	障がい児に対して、療育や訓練などの専門的関わりをすることによって、障がいの軽減を図ることができる。特に早期（乳幼児期）からの関わりは療育（訓練）効果が高い。また、障がい児を抱えた家族へのさまざまなサポートも必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 個別プログラムに基づき療育活動を実施している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	2,184	2,645	6,860	5,657	5,684	5,639
①決算額（27年度は見込み）		1,417	1,886	5,547	5,388	5,484	2,807	5,506
②人件費等		81,523	73,632	71,357	67,568	77,291	70,588	
③減価償却費			26,406	28,208	33,399	36,436	34,883	
【事務分担量】（%）		964	909	907	1,035	1,078	1,073	
合計（①+②+③）		82,940	101,924	105,112	106,355	119,211	108,278	5,506
特定財源	国							
	都							
	その他	16,752	16,470	16,800	16,800	20,556	21,244	20,400
一般財源	給付費受入金	66,188	85,454	88,312	89,555	98,655	87,034	-14,894
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	年間延べ利用者数(人数)	3,839	4,168	4,238	4,471	4,218	4,493	4,600
	在籍人数(人数)	114	127	133	147	156	168	170

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	2,882	報償費	指導業務臨時職員雇	1,414	報酬	非常勤職員報酬	2,891
共済費	保険料	388	需用費	賄費等	378	共済費	保険料	399
報償費	指導業務臨時職員雇	1,424	役務費	ピアノ調律等	86	報償費	指導業務臨時職員雇	1,540
需用費	賄費等	430	委託料	検査委託料	17	旅費	特別旅費	3
役務費	ピアノ調律等	83	使用料等	バス雇上げ等	167	需用費	賄費等	398
使用料等	バス雇上げ等	165	備品購入費	備品購入	746	役務費	ピアノ調律等	86
備品購入費	備品購入	96				委託料	検査委託料	21

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 年間延べ利用者数（人数）	4,471	4,218	4,493	4,500	4,600	
	② 児童相談（人数）	172	223	179	190	200	25年度は幼・保育園からの訪問依頼が多く件数増につながった。
	③ 特別支援校在籍児への訓練延べ利用児数（人数）	64	67	70	75	80	

（問題点・課題分析）	障がいのあるお子さんのライフステージに応じた継続的支援の構築
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	高機能自閉症やADHDの子どもを持つ家族に対し、ペアレントトレーニングの考え方や感覚統合療法を導入する。	講師をお呼びし感覚統合療法を実施するとともに、家族支援講座を定期的に開催することで家族の理解を深めることができた。	地域の中で切れ目のない支援の構築のため、保育園、幼稚園、学校との連携をより深める取り組みを行っていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	引き続き、児童相談や学齢児 機能訓練の充実を検討していく。

況議 （要質 問状）	22年予特 とぎれのない障がい者支援体制の確立について
------------------	-----------------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-74	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	障がい者地域自立生活支援センター事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀
		担当者名	塚原	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-04	障害者地域自立生活支援センター事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	13年度	根拠	障害者地域自立生活支援センター事業運営要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市		
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成		
	施策	08	障がい者施設の整備・運営支援		
目的	在宅障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高める為の支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報提供等を総合的に行うことにより、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図る。				
対象者等	区内で生活支援を必要とする身体及び知的障がい者				
内容	①ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の利用援助 ②社会資源を活用するための支援 ③社会生活力を高めるための支援：自立生活支援セミナーを実施する。 ④ピアカウンセリング：障がい者自身がピアカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別的援助・支援を実施する。 ⑤専門機関の紹介：障がい者のニーズに応じ、身体障害者更生相談、ハローワーク、「障がい児（者）地域療育等支援事業」及び「精神障害者地域支援事業」の実施主体、医療機関ならびに保健所等の機関を紹介する。				
経過	「障害者地域自立生活支援センター事業」は東京都が国事業の「市町村障害者生活支援事業」に取り組んで、平成9年から開始した事業である。 平成13年2月 ピアカウンセリング事業実施 平成13年4月 実施に向けて、備品等（FAX・TEL・パソコン・屋内表示）を整備 平成18年10月 障害者自立支援法施行に伴い、地域生活支援事業の相談支援事業に包括 平成25年4月 法改正（障害者自立支援法⇒障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 通称名：障害者総合支援法）				
必要性	障害者総合支援法は、障がい者が地域で自立して生活することを目的としている。本事業は、その目的を達成するための不可欠な事業であり、今後更なる事業の拡大が求められるものである。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 当該事業は、相談事業、当事者相談、生活支援セミナーの開催を含む。夜間休日の利用に配慮し、常勤職員1人と専用相談室を設ける。相談は直接来所または電話、FAXにて受け付ける。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額	3,651	3,674	3,678	3,665	3,804	4,132	3,747	
①決算額（27年度は見込み）	1,651	3,252	3,271	3,517	3,271	3,855	3,747	
②人件費等	5,189	4,116	3,874	8,105	7,811	9,614		
③減価償却費		3,050	3,110	4,034	4,056	5,852		
【事務分担量】（%）	119	105	100	125	120	180		
合計（①+②+③）	6,840	10,418	10,255	15,656	15,138	19,321	3,747	
特定財源	国				65	65	65	
	都	1,740	1,740	1,973	2,144	1,953	2,206	
	その他							
一般財源	5,100	8,678	8,282	13,512	13,120	17,119	1,476	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	ピアカウンセリング件数	39	20	26	30	28	27	30
	自立支援セミナー開催回数	21	19	12	15	15	15	15
	セミナー延べ参加人数	309	318	157	246	208	245	250

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤当事者相談員	2,573	報酬	非常勤当事者相談員	2,782	報酬	非常勤当事者相談員	2,911
共済費	保険料	314	共済費	保険料	348	共済費	保険料	353
報償費	セミナー講師謝礼	263	報償費	セミナー講師謝礼	233	報償費	セミナー講師謝礼	345
旅費	旅費	1	旅費	旅費	1	旅費	旅費	3
需用費	消耗品費等	70	需用費	消耗品費等	63	需用費	消耗品費等	76
役務費	インターネット使用料	50	備品購入費	ノートパソコン	427	備品購入費	ポッチャボール	59

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① ピアカウンセリング件数	30	28	27	30	30	—
	② 自立支援セミナー開催回数	15	15	15	15	15	—
	③ 自立支援セミナー延べ参加者数	246	208	245	250	260	—

（問題点・課題分析）	・障害者地域自立支援セミナーの参加者数を増やし、区民に広く障がい者理解を深めるために、他機関、他部署との連携をしていく。
	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ピアカウンセリングについての周知方法等を検討していく	区報・ホームページ、あらんていあ等で広く周知を行った。	セミナーに関しては、障がい者スポーツ関連のセミナーに力を入れ、パラリンピック等に興味を持てるようにしていく。
②	高次脳機能障がいについて、地域での理解を深めていく。	高次脳機能障がいについて、講演会を実施するとともに普及啓発に努めた。その結果、新規利用者が増加した。	高次脳機能障がいの普及啓発に努めるとともに、支援プログラムの充実を図る。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	推進	区民に対する意識啓発を目的として、高次脳機能障がいについての講演会を行う。

議（要旨）	況問状
-------	-----